資　料　4

生物多様性ひょうご戦略

（改定案）

平成２６年　月（改定）

兵　庫　県

目　　次

第１章 戦略策定にあたって

１　戦略策定の趣旨…… 1
２　戦略の役割…… 2
３　戦略策定の目的…… 2
４　戦略の性格…… 3
５　戦略の期間…… 3
６　戦略の理念と目標…… 3
（１）理念…… 3
（２）目標…… 4

第２章 生物多様性を取りまく情勢

１　生物多様性とは…… 7
（１）遺伝子の多様性…… 7
（２）種の多様性…… 7
（３）生態系の多様性…… 7
２　生物多様性がもたらすめぐみ…… 8
３　生物多様性の危機…… 9
（１）人間活動や開発による危機（第１の危機）…… 10
（２）人間活動の縮小による危機（第２の危機）…… 10
（３）人間により持ち込まれた生物による危機（第３の危機）…… 11
（４）地球環境の変化による危機（第４の危機）…… 12
４　生物多様性に関する国内外の動向…… 13
（１）生物多様性条約と国家戦略…… 13
（２）ＣＯＰ１０（愛知県）の開催…… 13
（３）国連生物多様性の１０年…… 14
（４）ＳＡＴＯＹＡＭＡイニシアティブ…… 14
（５）生物多様性地域連携促進法…… 14

第３章 ひょうごの生物多様性

１　兵庫県の生物多様性…… 15
２　レッドデータブックから見た兵庫県の生物多様性の現状…… 16
（１）植物・植物群落…… 17
（２）地形・地質・自然景観・生態系…… 18
（３）昆虫類…… 20
（４）鳥類…… 20

第４章 県内の生物多様性保全・再生の取組

１　生物多様性を保全・再生する取組…… 23
（１）県の取組…… 23
① 保全・創造のための条例等の整備…… 23
② 兵庫ビオトーププランの策定…… 25
③ 自然環境に配慮した事業の展開…… 25

（２）市町の取組・・・ 37
（３）ＮＰＯ等団体の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
（４）企業の取組・・・ 42
生物多様性ひょうご戦略活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
第５章 行動計画の実施状況と新たな行動計画
１　各主体の役割・・・ 49
２　行動の視点・・ 50
３　行動計画実施状況・・ 51
（１）すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立
①生物多様性配慮指針の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
②新たなレッドデータブックの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
③外来生物対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
④生物多様性アドバイザーの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
（２）参画と協働による生物多様性保全活動の推進
①ＮＰＯ等の活動支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
②生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
③企業のＣＳＲ活動等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
（３）人の営みと生物多様性の調和の推進
①生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進・・・・・・・・・・・ 63
②野生動物の適正捕獲・保護管理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
③防災機能と生物多様性との調和の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
④地球温暖化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
（４）行動計画を支える基盤整備
①生物多様性支援拠点の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
②生物多様性保全のための予防的措置の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
③生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組の活用・・・・・・・ 76
４　新たな行動計画
（１）すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立 78
（２）参画と協働による生物多様性保全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（３）人の営みと生物多様性の調和の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
（４）行動計画を支える基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
（５）県の行動計画と愛知目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
第６章 戦略の効果的推進
１　戦略の推進・・ 87
２　行動計画の工程表・数値目標及び点検評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

資料編

１　用語解説・・ 95
２　ひょうごの生物多様性保全プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
３　県・市町・ＮＰＯの取組・・・ 117

参考資料

資料１　兵庫県環境審議会自然環境部会　委員名簿（改定）・・・・・・・・・・・・・ 147
資料２　兵庫県環境審議会自然環境部会　審議経過（改定）・・・・・・・・・・・・・ 149

この戦略の本文中に(*)が付いているものは、用語解説で説明を行っています。

第１章　戦略策定にあたって

１　戦略策定の趣旨

1992（平成 4）年、地球サミットとも呼ばれる「環境と開発のための国際連合会議(*)」がブラジルのリオデジャネイロで開催され、人類共通の課題である「地球環境の保全」と「持続可能な開発」を実現するための方策が話し合われました。また、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的としたワシントン条約やラムサール条約(*)等を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための枠組みとして別途協議されていた「生物多様性条約(*)」への署名が開始され、この会議の期間中に日本を含む 168 カ国が署名をし、1993（平成 5）年 12 月に所定の要件を満たし、生物多様性条約が発効しました。

そして、2002（平成 14）年にオランダのハーグで開催された生物多様性条約第 6 回締約国会議（ＣＯＰ６）において「2010 年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという目標」が決議されましたが、この目標が抽象的であったことなどから各国の具体的な行動に結びつかず、目標は達成されなかったことが、2010（平成 22）年 10 月愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）(*)で確認されました。

このため、ＣＯＰ10 で採択された「愛知目標」では、2050 年の中長期目標として「自然と共生する世界」の実現を、2020 年の短期目標として「2020 年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する」こと、及び「20 の個別目標」が示されました。

私たちは兵庫県における生物多様性(*)の保全と持続可能な利用を確かなものとするため、2030（平成 42）年頃を展望しつつ、概ね 10 年間の戦略として、「生物多様性ひょうご戦略」を 2009（平成 21）年 3 月に策定し、目標に向けた行動計画を実行してきました。

そして、戦略策定以降、ＣＯＰ10 の開催、また、2012（平成 24）年 9 月には、ＣＯＰ10 の成果や、2011（平成 23）年に発生した東日本大震災の経験などを踏まえ、「生物多様性国家戦略 2012-2020(*)」が策定されるなど、生物多様性を巡る動向や社会経済情勢、環境問題に様々な変化がありました。

そこで今般、これまでの取組に対する評価を行い、今後のあり方、方向性等を整理したうえで、愛知目標も踏まえた平成 25 年度以降の行動計

画として策定しました。

２　戦略推進の役割分担

生物多様性の保全と持続可能な利用を実践していくことは、私たちの暮らしの豊かさにつながります。

兵庫県は日本のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は瀬戸内海・太平洋に面することから、日本の縮図とも言われています。大都市地域、都市近郊地域、多自然居住地域などの多様な居住地域があり、また、森林、里地、湖沼、ため池、河川、海岸など動植物の生育・生息に適した多様な自然環境にも恵まれています。しかし、近年、開発や乱獲、自然に対する人間の働きかけの減少などによる里山等の荒廃、ニホンジカの増加、外来生物による生態系の攪乱など、様々な問題を抱えています。

生物多様性の保全と利用に対する取組は、このような地域性を重視し、さらに、流域単位での水環境の保全、地球規模で進行する温暖化の影響や経済的なつながりのある国内・国外への負担等を考慮して進める必要があります。

本戦略は、県行政のみならず、国、市町、県民、団体・ＮＰＯ、事業者、研究機関等のあらゆる主体が連携し、それぞれが主体的に進めるため、共有できる基本指針としての役割を担っています。

３ 戦略策定の目的

本戦略策定の目的は次のとおりです。

（１）生物多様性の保全・再生・持続可能な利用とその基盤となる環境の創成についての目標を共有し、県の各種施策を一層有機的に連携させて、総合的・体系的に整理しかつ計画的に推進します。

（２）県民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、生物多様性の保全と持続可能な利用についての目標を共有し、それぞれの役割分担と応分の負担のもとに協働して、自発的かつ積極的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むよう方向づけます。

4　戦略の性格

本戦略の性格は、次のとおりです。

（１）「環境の保全と創造に関する条例」(*)第６条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定された「兵庫県環境基本計画」(*)における「自然共生」の具体化を図る戦略

（２）「生物多様性基本法(*)（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）」第 13 条の規定に基づく、兵庫県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

（３）市町の生物多様性に関する戦略の策定や施策の実施において尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいは民間団体の活動に際し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関して尊重されるべき基本指針であり、優先される行動指針

5　戦略の期間

本戦略の期間は、生物多様性の動向を勘案しつつ取組を進める必要があることから、平成 20 年度の策定時から平成 42（2030）年頃を展望しつつ、概ね 10 年間（平成 29 年度まで）とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として 5 年ごとに見直しを行います。今回の見直しにあたっては、概ね今後 10 年間（平成 35 年度まで）を期間として行動計画を策定しますが、愛知目標の達成に向け、平成 32（2020）年を一つの目安とします。

6　戦略の理念と目標

（１）　理念

> すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ

自然の豊かなめぐみは、いのちの支えあいによってもたらされていることを理解し、日々の生活では忘れがちになる自然への感謝の気持ちをしっかりと心に刻み、人の営みと自然との調和のもとに、すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来に引き継いでいかなければなりま

せん。

（２） 目標

私たちは 100 年後の兵庫県が、生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するため、本戦略で次のような社会の実現を目指します。

①いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会

生物多様性が人類を含むすべての生物にとって重要であることを県民が共通認識として持つことが重要です。

私たちは、家庭や学校、地域において環境学習・教育の取組を進め、生命の大切さを学び、多様な主体の参画と協働による生物多様性の保全・再生の取組を通じて、社会全体で生物多様性を育むことのできる社会を目指します。

②人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりとめぐみが循環・持続する社会

生物多様性が持っている水源涵養や土壌浸食防止などの防災機能の充実、生物多様性のめぐみに支えられている農林水産業や企業活動の振興などの取組を進めることが重要です。また、企業による生物多様性を支えるための支援や取組、消費者による生物多様性を支える活動も重要です。

私たちは、生物多様性と人間社会の双方が持続的に発展する自然と調和した社会を目指します。

③地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

地域の特色ある風土は、それぞれの地域固有の生物多様性と深く関係し、さまざまな産業、食文化、工芸や芸術などを育んできました。地域の豊かな生物多様性に支えられる文化の多様性は、私たちの豊かな生活の基盤であり、地域固有の自然環境やそこに生息・生育する生物を守り続けることが重要です。

私たちは、地域において身近な自然と日常的に接し、地域の豊かな自然と文化を地域固有の財産として守り育てる社会を目指します。

生物多様性ひょうご戦略の構成

第１章　戦略策定にあたって

①戦略策定の趣旨　②戦略推進の役割分担　③戦略策定の目的　④戦略の性格

⑤戦略の期間　⑥　戦略の理念と目標

目標

（理念）すべてのいのちが共生する兵庫を私たちの手で未来へ

- いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会
- 人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりと恵みが循環・持続する社会
- 地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会

第２章　生物多様性をとりまく情勢

①生物多様性とは　②生物多様性がもたらすめぐみ　③生物多様性の危機　④生物多様性に関する国内外の動向

第３章　ひょうごの生物多様性

①兵庫県の生物多様性　②ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸから見た兵庫県の生物多様性の現状

第４章　県内の生物多様性の取組

①県内の生物多様性の取組　・県の取組　・市町の取組　・ＮＰＯ等の取組　・企業の取組

第５章　行動計画の実施状況と新たな行動計画

①各主体の役割　②行動の視点　③行動計画実施状況　④新たな行動計画

第６章　戦略の効果的推進

①戦略の推進（庁内、市町、ＮＰＯ等の民間活動団体、企業、国、近隣府県との連携）

②行動計画の工程表・数値目標及び点検評価

・各市町での生物多様性地域戦略の策定	30 市町（H29）
・公園等の地域エリアレベルでの戦略の策定	20 箇所（H29）
・生物多様性配慮指針の更新等（毎年更新）	
・15 分類の新たなレッドデータブックの策定・更新等	(H28・毎年更新)
・見守り隊の登録数	15 団体(H29)
・ブラックリスト更新等（毎年更新）	
・支援拠点の立ち上げ（H21）、拠点での支援の実施（H22～）	
・生物多様性アドバイザーの登録人数	50 人（H29）
・生物多様性ネットワークに参画するＮＰＯ等の数	150 団体（H30）
・生物多様性指導者養成数	300 人（H29）
・企業の CSR 活動等のコーディネート件数	50 件（H29）
・農山漁村ボランティア数	14,600 人（H32）
・地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する面積	48,650 ha（H32）
・里山林の再生	25,400 ha（H32）
・県内藻場面積	2,120 ha（H32）
・ため池保全活動の参加者数／年	10,000 人（H32）
・環境創造型農業の生産面積	37,000 ha（H32）
・災害に強い森づくり整備面積	27,900 ha（H32）

県内のすべての生物種の健全性を保つ

兵庫県レッドデータブックにおいて絶滅の危険性を示すランク（Ａ～Ｃ）ごとに掲載している生物種について、現在のランクからの変動状況を把握することにより、すべての生物種の健全性を評価する

第２章　生物多様性を取りまく情勢

１ 生物多様性とは

生物多様性条約では、生物多様性とは、「すべての生物の間に違いがあること」と定義し、「遺伝子の多様性」、「種の多様性」、「生態系の多様性」の３つのレベルでの多様性があるとしています。

（１）「遺伝子の多様性」

同じ種でも異なった遺伝的特性・違いがあることを示しています。例えば、私たち人間という種もそれぞれ異なる遺伝子を持っていて、顔の形や髪の毛の色、体格などが異なり、一人として同じ人間はいません。個性があるのも遺伝的特性によるものです。

さらに、同じゲンジボタルでも東日本と西日本では発光の間隔が異なることが知られていますが、こうした地理的に明らかに異なる構造が認められる場合は地理的変異という遺伝子の多様性です。

（２）「種の多様性」

植物、哺乳類、鳥類などの動植物から細菌などの微生物に至るまで、いろいろな種類の生きものが生息・生育している状態をいいます。

本県では、13,000 種を超える、多種多様な動植物が生息していますが、既知のものだけで、日本では 9 万種以上、世界では約 175 万種の生きものが存在すると言われています。例えば、柴犬とチワワは子孫を残すことができるので同じ種になり、イヌとネコは子孫を残すことができないので別の種となるように、互いに交配して子孫を残すことができる生きものの集団が「種」であり、いろいろな種類の生きものが見られることを「種の多様性」といいます。

（３）「生態系の多様性」

森林、草原、里地里山、湿地、ため池、河川、海、干潟など、様々なタイプの自然環境があることです。日本海側の氷ノ山には、ブナ、チシマザサが生える森があり、イヌワシやヒメオオクワガタなど希少な生き物が生息しています。加古川河口の干潟にはカワアイガイやタケノコカワニナなどの水生生物が生息し、シギ・チドリ類など渡り鳥の渡来地となっています。猪名川上流域の里山では薪炭林として利用され台場クヌギといわれる特異なクヌギ林ができ、人の手が加わったことによりギフチョウ、オオクワガタなど多様な生き物が生息してい

ます。それぞれの自然環境に適応した多種多様な種が互いに依存・影響しあい、その地域特性に応じた生態系を形成しています。

2 生物多様性がもたらすめぐみ

私たちは、普段の暮らしの中で気づかないうちに自然から非常に多くのめぐみ（生態系サービス）を受けています。私たちのまわりにある豊かな生態系は、きれいな空気や水を提供するなど、安全で快適な生活を保障し、衣料・食料・住まいに必要な資源を提供しています。現在使われている医薬品の約 40%は、5,000 種に及ぶ動植物や微生物の機能を利用して作られています。また、生物がつくり出す多彩な自然や風景は、私たちに安らぎやうるおいを与え、信仰の対象、遊びや教育の場になるなど、豊かな生活を営むために必要不可欠なものです。さらに、豊かな植生や健全な森林は河川の氾濫、土砂災害を防止、軽減するなど、防災機能も備えています。

これらのめぐみは、生物多様性が健全に維持されることによって成り立っています。将来の世代が豊かに暮らすためにも、生物多様性を守り、生物多様性に大きな影響を与えることがないよう持続可能なかたちで利用していく必要があります。

生態系サービス

国連の主導で行われた「ミレニアム生態系評価」(*) (2005 年)では、生態系からのめぐみを以下の４つの「生態系サービス」として分類し、その重要性を示しています。

種　類	内　容
供給サービス	食料や水、木材、繊維、医薬品など、私たちの暮らしに重要な資源を供給するはたらきをいい、私たちの衣・食・住に欠かせないものです。本県の特産品である淡路島たまねぎや丹波黒大豆などの農産物、カキやカニなどの海産物、神戸ビーフ、但馬牛、灘の酒など、いずれも生物多様性のめぐみです。これら食品だけではなく、播州織や豊岡杞柳細工など、工芸品にも生物由来のものがたくさんあります。
調整サービス	森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、また、天敵の存在による病害虫の緩和など、環境を抑制するはたらきをいいます。本県では、平成 16 年の台風でかつて経験したことのない被害を受けたことから、防災機能を高める整備などを進めてきました。平成 21 年 8 月豪雨時には、施行地での被害がわずかであったことなどから、健全な森林が維持されることで土壌浸食や洪水が抑制されるなど、大きなめぐみを受けていることがわかります。
文化的サービス	レクリエーションの場や、精神的な充足、宗教的な価値など、文化や精神面での生活の豊かさを与えるはたらきをいいます。本県には、山陰海岸ジオパークや円山川下流域・周辺水田ラムサール条約登録湿地をはじめ、国立公園である瀬戸内海、山陰海岸、国定公園である氷ノ山後山那岐山など豊かな自然環境に囲まれています。これらは、私たちに非物質的なめぐみを与えてくれています。
基盤サービス	これら３つのサービスの継続的な提供を支える、光合成による植物の酸素生成や分解者の微生物による土壌形成、窒素、りんなどの栄養塩の循環、水の循環などのはたらきをいいます。

生態系サービスの経済的評価

生態系サービスの価値は、海の漁業資源や森林の植物資源など、市場で取引されるもの以外は市場経済の中で見えにくくなっていますが、生態系サービス等の供給源として、生態系や生物多様性、自然など天然の資本のことを「自然資本」としてとらえ、それを劣化させることなく持続的に利用していくために環境整備など、適切なコストをかけて保全していく必要があります。そのため、生態系サービスの有する価値を認識し、経済的に評価して可視化する取組が進みつつあります。

ＣＯＰ１０で最終報告書が発表された「TEEB（The Economics of Ecosystems & Biodiversity)」（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系の破壊による世界の経済損失は、何も対策が取られなかった場合、年間最大 4.5 兆ドルに達すると結論づけられました。一方で、保全策として、世界全体で年間 450 億ドルが投じられれば、逆に年間 5 兆ドル相当の利益が生態系にもたらされるという試算もされています。ちなみに、本県豊岡市における環境に配慮したコウノトリ育む農法が生態系保全と農産物の価値を高める経済効果を生み出していると分析され、コウノトリに関係した観光でも、年間 10 億円以上の価値があるとされています。

なお、生態系サービスが相互に影響しあい、例えば、ダム建設により、水の利用可能量が増加（水の供給サービス）しても、そのため、森林面積の縮小、流水環境の減少で、生物多様性が低下するなどのトレードオフ（二律背反の関係）や、都市域に緑地を整備することによって、二酸化炭素を吸収（調整サービス）し、都市住民の憩いの場を提供（文化的サービス）するなどシナジー（正の相乗効果）が存在する場合もあります。

３ 生物多様性の危機

開発や環境汚染、希少種の乱獲、人の手が入らなくなった里山林の荒廃、外来生物の侵入、地球温暖化など人間による環境への負の圧力により、多くの生物が絶滅の危機に瀕し、生物多様性への影響が深刻化、顕在化しています。ミレニアム生態系評価(*)によれば、進化の過程で繰り返してきた自然の絶滅速度と比較すると、ここ数百年の絶滅スピードは、それまでの 100 倍～1000 倍に加速しているとも言われています。平成 24 年 10 月にインド・ハイデラバードで開催された生物多様性条約第 11 回締約国会議（ＣＯＰ11）において国際自然保護連合（IUCN）(*)から 20,219 種の動植物に絶滅のおそれがあると報告され、同年 6 月の発表からは 402 種、10 年前と比べると、9,000 種あまりが絶滅危惧種(*)になっています。

生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると次のように整理されます。

○第１の危機
　人間活動や開発による生育環境の悪化など
○第２の危機
　自然に対する人間の働きかけの減少による生育環境の悪化など
○第３の危機
　外来種や化学物質による生態系の攪乱など
○第４の危機
　地球温暖化等による地球規模での環境の変化など

（１）人間活動や開発による危機（第１の危機）

人間活動や開発などによる生物多様性への影響です。

まず、道路やダムや堰堤等の建設、河川の改修、あるいは海洋沿岸域の埋立て等により生物の生息・生育空間が縮小、細分化、そして消失してしまうことによる影響があります。次に、商業的利用による希少生物等の乱獲、盗掘があります。さらには、大気汚染や水質汚濁、化学物質等による環境汚染やオゾン層(*)の破壊、酸性雨(*)の影響もあります。

開発や環境汚染は、高度経済成長期やバブル経済期と比べると少なくなってきていますが、今でもその影響は続いています。

表 2-1　生物多様性に影響を与える人間活動

場　所	人　間　活　動
森林・草原	○ゴルフ場開発 ○観光道路等の建設 ○宅地開発
田園地域・里地	○ほ場整備(*) ○住宅団地や工場等の建設
ため池	○宅地開発による埋立て ○コンクリート張り施工
都市	○緑地での建築物の造成
河川・湿原	○コンクリートによる護岸や河床の整備 ○移動を阻害する河川横断工作物の建設 ○生活排水や工場排水の流入 ○埋立て
沿岸・海洋	○埋立て ○生活排水や工場排水の放流 ○大量の海砂の採取 ○ダム建設やコンクリート護岸整備による森、川、海への物質循環の断絶や土砂の供給機会の減少 ○生活排水処理高度化による栄養分の海への流入減少 ○海岸・砂浜に打ち寄せられたごみ ○海域への不法投棄等 ○海洋を浮遊し、えさに間違えられるプラスチックごみ

（２）人間活動の縮小による危機（第２の危機）

里山は、燃料や肥料を得るための薪炭林や農用林として日常的に利用されてきました。しかし、生活様式の変化などにより、その利用が大きく減少し放置されているケースが増加しています。また、林業採算性の低下により、スギ、ヒノキ人工林の間伐(*)が遅れ、日光が射さ

ない林内では植生が単純化して生物多様性が損なわれています。加えて、中山間地域の人口減少も進んでおり、人里近くまで野生生物が生息地を拡大させています。その野生生物の増加により、例えば、シカ、イノシシの食害による植生への影響や農作物被害も大きな問題となっています。

このように、人間活動の縮小による生物多様性の危機は様々な自然環境における生態系でも高まっています。

表 2-2　生物多様性に影響を与える人間活動の縮小

場　　所	人間活動の縮小の内容
森林・草原	○人工林の放置、里山の荒廃、草原の管理放棄
田園地域・里地	○耕作放棄田の増加
ため池	○池干しの不実施
河川・湿原	○生活様式の変化に伴う川との関わりの減少
沿岸・海洋	○海岸へアクセスしにくい構造や自然海岸の喪失による沿岸環境等への興味の喪失

（３）人間により持ち込まれた生物による危機（第３の危機）

生物の本来の移動能力を超えて、ペットや食用、衣類などの資源として、意図的に持ち込まれたり、もしくは靴底や荷物、船舶や飛行機などに付着して偶発的に国外から持ち込まれた種を外来生物(*)と言います。現在、一部の外来生物により、捕食されて絶滅に追いやられたり、生息・生育地を奪われたりするなど、在来種に脅威を与える事例が発生しています。また、在来種のニッポンバラタナゴと外来種のタイリクバラタナゴの交雑など、在来種との交雑によって地域固有の遺伝子特性が喪失するなどの生態系の攪乱も問題になっています。

表 2-3　外来生物による生物多様性の危機

場　所	危機の原因等
森林	○外来生物による在来種の捕食・生息地の競合 ○外来生物が持ち込んだ病害虫による森林の枯死
田園地域・里地	○在来種との交雑による遺伝的かく乱 ○成長の早い外来種の雑草などによる農産物の収量低下 ○アライグマによる在来種の捕食
ため池	○オオフサモ、ボタンウキクサ、アゾラ・クリスタータの生息地拡大 ○水生植物の水面被覆による水質環境の悪化、用水路のせき止め

	○ オオクチバスやコクチバス、ブルーギル、ミシシッピアカミミガメ等による在来種の捕食 ○ アメリカザリガニによる藻類、水草等の食害
河川・湿原	○オオクチバスやコクチバス、ブルーギルによる在来種の捕食 ○アレチウリ、オオブタクサ等の繁茂による在来植物の減少 ○ヌートリアによる食害や生態系への影響
沿岸・海洋	○内湾部（港湾域）における外来性イガイ類、チチュウカイミドリガニ等の大量発生

（４）地球環境の変化による危機（第４の危機）

近年、温室効果ガスの排出量の増加に伴い、地球温暖化(*)が進んでいます。これは、人間活動や開発などの第１の危機としてとらえることもできますが、その規模や影響の広がりが地球規模でありかつ複合的であることから、開発などとは異なり生物多様性の消失等との因果関係が単純に結びつけられない点にあります。

地球温暖化の問題は、単に気温の上昇による動植物の絶滅リスクの増大だけにとどまらず、台風の大型化や降水量の増大と集中豪雨の増加等による山地崩壊や河川氾濫など、生態系への影響も心配されています。また、温暖化とは異なりますが、フロンガスによるオゾン層の破壊と、それにより地上に降り注ぐ紫外線量の増大による生物への影響なども懸念されます。

そして、海洋への影響としても、大気中の二酸化炭素濃度が増加し、海水に二酸化炭素が溶け込む海洋酸性化による海洋生物への悪影響も懸念され始めています。

気候は、生物多様性を支える基盤となるものだけに大きな変動は重要な課題といえます。

表 2-5　地球環境の変化による生物多様性の危機

場　所	危機の現象
森林	○ブナなど冷涼を好む種の生息地の減少
田園地域・里地・ため池	○南の地方に生息するトンボやセミの北上と出現時期の早期化
河川・湿原	○水枯れによる河川の分断
沿岸・海洋	○南洋生物の北上 ○南方系外来種の拡大 ○藻場の減少 ○漁業資源の変化

４ 生物多様性に関する国内外の動向

（１）生物多様性条約と国家戦略

平成 4 年（1992 年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）が採択され、「生物多様性の保全」及び「その持続可能な利用」、「遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分」の３つが条約の目的に掲げられました。

日本は平成 5 年に「生物多様性条約」を締結し、条約第６条の規定に基づいて平成 7 年に最初の「生物多様性国家戦略」(*)を策定しました。その後、３回の改定を経て、平成 22 年 3 月に生物多様性基本法(*)に基づいた初の法定戦略として「生物多様性国家戦略 2010」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。そして、平成 22 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約締約国会議（ＣＯＰ１０）での生物多様性に関する今後 10 年間の世界目標（愛知目標）の採択と、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然再生のあり方を示すことを目的として、平成 24 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しました。

（２）ＣＯＰ10（愛知県）の開催

生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（ＣＯＰ：Conference of the Parties）は、おおむね２年に１回開催されます。

生物多様性条約第 10 回締約国会議（ＣＯＰ10）は、平成 22 年 10 月 18～29 日、愛知県名古屋市の名古屋国際会議場で、「いのちの共生を、未来へ」をスローガンに開催されました。

その成果は多岐にわたり、新戦略計画・愛知目標と、名古屋議定書の採択を主な成果として、合計 47 の決定が採択されています。

【ＣＯＰ10 主な成果】

○新戦略計画・愛知目標（ポスト 2010 年目標）
○遺伝資源の取得と利益配分に関する名古屋議定書
○資源動員戦略
○世界植物保全戦略
○海洋と沿岸の生物多様性
○気候変動と生物多様性
○ビジネスと生物多様性等多様な主体との協力　ほか

（３）国連生物多様性の 10 年

国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の問題に取り組むため、2011 年から 2020 年までの 10 年間を愛知目標の達成に貢献するため、「国連生物多様性の 10 年」として、日本がＣＯＰ10 で提案し、平成 22 年 12 月の第 65 回国連総会で決定されました。これを受け、平成 23 年 9 月に「国連生物多様性の 10 年日本委員会」が設立され、その構成セクターの１つとして平成 23 年 10 月に生物多様性自治体ネットワークが設立され、経済界やＮＧＯ、学術界など、各セクターとの連携・協働を図り、愛知目標の実現に取り組んでいます。

（４）SATOYAMA イニシアティブ

ＣＯＰ10 において、世界中から、政府、ＮＧＯ、コミュニティ団体、学術研究機関、国際研究機関、国際機関等多岐にわたる 51 団体（平成 25 年 9 月現在 155 団体）が集い、SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ（ＩＰＳＩ）が発足しました。ＩＰＳＩでは、農業や林業など人の営みを通じて形成・維持されてきた二次的な自然環境における生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指していくための情報共有や活動協力等を促進し、SATOYAMA イニシアティブの考え方に基づいた具体的な取組を推進しています。

さらに、SATOYAMA イニシアティブの理念を踏まえつつ、国内の企業、民間団体（NGO･NPO）、研究機関、行政など、多様な主体がその垣根を越え、様々な交流・連携・情報交換等を図るための“プラットホーム”を構築し、SATOYAMA の保全や利用の取組を国民的取組へと展開するため、平成 25 年 9 月に SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク（平成 25 年 9 月 13 日現在 101 団体）を設立しました。

（５）生物多様性地域連携促進法

「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」は、様々な立場の人が互いに連携し、生物多様性保全のために取り組む活動（地域連携保全活動）を促進することで、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的として平成 22 年 12 月に制定されました。

法律では、地域連携保全活動に関する基本方針の作成（国）や活動計画の作成（市町等）、計画に基づく活動に適用される特例措置のほか、協議会や支援センターの設置などについて定められています。

第３章　ひょうごの生物多様性

１　兵庫県の生物多様性

兵庫県には、中央部に東西につらなる中国山地（標高 1000～1500m）があります。この中国山地を挟んで、北側は日本海に面し山地傾斜面が広がる日本海沿岸域となり、南側は瀬戸内海と太平洋に面し、広い平野部を持つ瀬戸内沿岸域となります。

日本海沿岸域は干満の差が小さく干潟があまり形成されませんが、海食崖、洞窟、洞門など狭い地域に集中した海食地形を特色とし、瀬戸内海沿岸域は干満の差が大きく干潟が形成されやすいという特徴があります。また、日本海には湿った対馬暖流が流れ込み冬の北西の季節風により多くの雪が降ります。一方、瀬戸内海沿岸地域は瀬戸内海式気候といわれるように雨量が少なく、淡路島の南岸は温暖な気候です。

このように、兵庫県は地形と海流により特徴づけられる気候区分に加え、中山間地域と都市域を有することから、多様で複雑な環境が形成されています。

また、地理的条件から、多くの生き物が東西方向に行き来する通り道となったことが、生き物の分布や分化に大きな影響を与え、全国的に見ても生物種が多様な地域になっています。そして、丹波市氷上町石生の「水分（みわか）れ」は、本州で最も低い標高の中央分水界であり、日本海に注ぐ由良川と瀬戸内海側へ流れる加古川をつなぐこの低地帯は「氷上回廊」と呼ばれています。中央分水界は、日本列島を太平洋側と日本海側とに隔てる“ 高い壁 ”のようなものであり、わずか 95.4m の標高の氷上回廊は、多くの生物の南北の移動経路として重要な役割を果たしています。

さらに、日本海沿岸域や播磨灘沿岸域、淡路島の一部などは国立公園に指定されるとともに、11 か所の県立公園があり、景観的にも多様性に富んでいます。

このように、多種多様な生態系が県内に存在する背景には、動植物が出会い、交わった氷上回廊の存在が重要な役割を果たしており、兵庫県は「生物多様性の宝庫」と言えます。

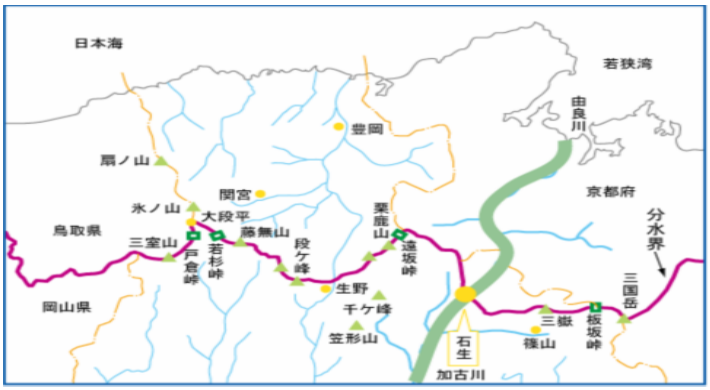

図 3-1　兵庫県の分水界

2 レッドデータブックから見た兵庫県の生物多様性の現状

生物多様性を数値的に指標化して現状を把握することは、非常に難しく学識者等の専門家においても議論されているところです。ここでは、レッドデータブックから兵庫県の生物多様性の現状を見ています。

レッドデータブックは、レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物のリスト）に種の分布情報や生態情報を加えたものであり、絶滅の危機に瀕する野生生物の保護を行うなど生物多様性の保全のための基礎情報として重要な役割を担っています。

絶滅に瀕する野生生物種の一つでも多く保全を図ることで、「種の多様性」を守ることにつながり、兵庫県の生物多様性の保全と持続可能な利用につながるものと考えています。

兵庫県では平成 7 年 3 日に全国に先駆けて「兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック-」(*)を取りまとめ、平成 15 年 3 月には「改訂・兵庫の貴重な自然-兵庫県版レッドデータブック 2003-」(以下 2003 年版）を作成しました。

平成 21 年度から作成している新たなレッドデータブックでは、動植物等の種ごとに（平成 28 年度まで）計画的に順次作成・改訂を行います。貴重性の評価区分（カテゴリー）については「今みられない」というカテゴリーを環境省のレッドデータブックに合わせて「絶滅」とするなど、一部変更をしています。また、改訂したものについても、毎年見直しを行い、追加・削除・ランク変更等を行います。

＜改訂状況及び予定＞

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
植物 植物群落	生態系 地形 地質 自然景観	昆虫類	鳥類	貝類 その他無脊椎動物	魚類	両生類 爬虫類	哺乳類 クモ類
改訂済み →				今後改訂 →			

貴重性の評価区分については、正確な分布状況の把握が困難であること、動植物及び植物群落・地形・地質・自然景観・生態系の２分野に分かれていることなどから、対象により多少の違いはあるが、県内の状況ついて概ね次のとおりとした。

① 絶滅･･･確認記録、標本があるなど、かつては生息していたと考えられるが、近年、現存が確認できなかったもの
② Ａ　･･･絶滅の危機に瀕しており、貴重性が極めて高い種。植物群落等については全国的価値に相当するもの
③ Ｂ　･･･絶滅の危機が増大しており、貴重性が高い種。植物群落等については地方的価値、都道府県価値に相当するもの
④ Ｃ　･･･存続基盤が脆弱な種。植物群落等については市町村的価値に相当するもの
⑤ 要注目種･･･最近減少が著しい種、優れた自然環境の指標となる種など、貴重種に準ずる種
⑥ 地域絶滅危惧種･･･県全域でみると貴重とはいえないが、特定の地域においては①～⑤のいずれかのランクに属する種
⑦ 要調査種･･･評価するに足るデータがないが、今後の調査により貴重種となる可能性がある種

（１）植物・植物群落(2010 年版)

① 2010 年版で選定した絶滅危惧種は 946 種で、今回新たに海藻類(14 種)及び菌類(41 種)を追加したほか、生育地であった湿地の消滅等により、そこに自生する植物の希少性が高まったことから、2003 年版と比べて 161 種増加しました。

中でも、維管束植物は、シカによる食害や生育地の環境の変化など複合的な要因により 67 種増加しましたが、その後、新たに発見された種を追加・ランク変更した結果、現在では 947 種となり、植物全体で 162 種増加しています。

【植物】

２００３年版								
	今みられない	A	B	C	要注目	貴重な地域個体群	要調査	計
維管束植物	0	242	200	186	0	5	29	662
蘚苔類	0	40	28	38	0	－	0	106
藻類*	5	3	2	3	0	－	4	17
合計	5	285	230	227	0	5	33	785

*淡水藻類のみ

162 種増加

２０１０年版								
	絶滅	A	B	C	要注目	地域絶滅危惧	要調査	計
維管束植物	22 (23)	244 (242)	206	206	―	―	52	730 (729)
蘚苔類	―	58	31	43	―	―	0	132
藻類	―	5	8	5	―	11	15	44
菌類	―	1	9	―	17	―	14	41
合計	22 (23)	308 (306)	254	254	0	11	81	947 (946)

(　)は、追加・ランク変更前

② 植物群落では、里山・河川貴重種群落の追加や、里山林など二次林も対象としたため 97 群落増加しています。

植物群落は、選定後に調査が進み、新たな群落が見つかるなど、2010 年版から、さらに 10 群落増加しています。

【植物群落】

２００３年版					
	A	B	C	要注目	計
植物群落	56	115	205	33	409

107 群落増加

２０１０年版					
	A	B	C	要注目	計
植物群落	63 (57)	126 (123)	294 (293)	33	516 (506)

(　)は、追加・ランク変更前

（２）地形・地質・自然景観・生態系（2011 年版）

① 「地形」「地質」のレッドリストは、自然や土地の成り立ちを示す典型的なものを中心に選定し、2003 年版に比べて地形 11 か所、地質 12 か所増加しました。

【地形】

○ 新規追加箇所：野島断層(活断層地形)、宍粟市一宮町千町(岩塊流)など

【地質】

○　新規追加箇所：篠山市宮田(化石)、丹波市上滝(化石)など

２００３年版					
	A	B	C	要注目	計
地　　形	17	33	39	0	89
地　　質	25	64	59	15	163
合　　計	42	97	98	15	252

23 箇所増加

２０１１年版					
	A	B	C	要注目	計
地　　形	19	38	43	0	100
地　　質	30	74	57	14	175
合　　計	49	112	100	14	275

②　「自然景観」の選定は、景観資源的価値と自然的価値の両面から評価した景観に加え、新たに、人の暮らしに密接に関わる棚田などの景観を選定した結果、前回より 20 か所増加しました。

○　新規追加箇所：香美町小代区(棚田)、姫路市大塩町(日笠山)など

２００３年版					
	A	B	C	要注目	計
自然景観	9	76	122	0	207

21 箇所増加

２０１１年版					
	A	B	C	要注目	計
自然景観	10	75	124	19	228

③　「生態系」については１つの生物の保全を考えるためには、その生物が生育・生息する生態系全体を保全することが重要であるため、全国で初めて選定しました。選定基準は、“ 希少な動植が

まとまって生育・生息する場”または“希少種に限らず多様な生物群集が成立する場”として 69 か所選定しました。

○　主な選定箇所：氷ノ山古生沼(湿地)、円山川河口・戸島湿地(河川・湿地)、いなみの台地(ため池群)など

２０１１年版					
	A	B	C	要注目	計
生態系	22	22	25	－	69

（３）昆虫類（2012 年版）

県内での生育が新たに確認された種、2003 年版では生育地が少なくリストに掲載できなかった種を中心に、県内の分布の現状が不明である種は主に要調査種とし、合計で 39 種追加しました。

昆虫類の個体数の減少には生息環境の悪化が一因として関係していると思われますが、中でも、「Ｂランク」や「Ｃランク」から「Ａランク」に移された 14 種のうち、半数の 7 種は水生昆虫で、水域に生息する昆虫類の生存が危ぶまれる状況が進行していることを示唆しています。

２００３年版								
	今みられない	A	B	C	要注目	地域限定貴重種	要調査	計
昆虫類	8	26	40	79	40	20	40	253

39 種増加

２０１２年版								
	絶滅	A	B	C	要注目	地域限定貴重種	要調査	計
昆虫類	7	41	42	86	60	0	56	292

（４）鳥類（2013 年版）

2003 年版リストでは 97 種でしたが、新リストでは 153 種となり、56 種増加しました。本県の鳥類が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかになりました。

全体において、新たな調査や研究によって生息状況に関する情報量が増加するなど、知見の蓄積が進んだことにより新たに選定

された種（59種）や、ランクが変更された種(44種)が多くみられました。

２００３年版								
	今みられない	A	B	C	要注目	地域限定貴重種	要調査	計
鳥　類	7	9	41	34	6	―	―	97

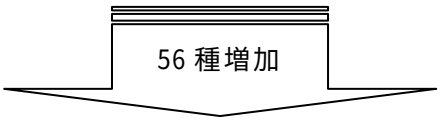

２０１３年版							
	絶滅	A	B	C	要注目	要調査	計
鳥　類	1	21	64	25	17	25	153

第４章　県内の生物多様性保全・再生の取組

１ 生物多様性を保全・再生する取組

（１）県の取組

① 保全・創造のための条例等の整備

ア　保全すべき地域の指定等

兵庫県における自然環境の保全・創造に関する法的な規制は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を目的とした「自然公園条例」（昭和 38 年）の制定に始まります。

その後、昭和 46 年には、都市化や開発の進行に対応した自然環境保全基本計画の策定や県独自の自然環境保護地区の指定などを内容とする「自然保護条例」を制定しましたが、この段階では、良好な自然環境を面的に保全する考え方が中心でした。自然保護条例はその後、緑化推進の目的を付加するために「自然環境の保全と緑化の推進に関する条例」（昭和 49 年）に改正し、面的保全だけでなく、緑地に限定されますが環境創造の視点が加わる形で内容が発展しました。

平成 7 年には「環境の保全と創造に関する条例(*)」を制定しました。この条例に基づき、県下の貴重な自然環境や身近な自然環境を保全する自然環境保全地域、環境緑地保全地域、自然海浜保全地区及び郷土記念物を指定し、指定地域等の中で行う一定の行為については、許可または届出を要することとして保全を図っています。

表 3-1　自然環境保全地域等の指定状況（平成 25 年 3 月末現在）

自然環境保全地域 16 カ所 総面積 398.30ha	自然的社会的条件からみて当該自然環境（優れた天然林、特異な地形・地質等）を保全することが特に必要な地域 ○置塩城跡コジイ林（姫路市夢前町）など
環境緑地保全地域 36 カ所 総面積 122.37ha	市街地周辺または集落地もしくはその周辺にある樹林地、水辺地等で、風致、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域 ○保久良神社の森ヤマモモ林（東灘区本山町）など
自然海浜保全地区 ３カ所 総延長 3,000m	瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち、海水浴等のレクリエーションの場として利用されており、自然の状態が維持されている地区 ○洲本市安乎など
郷土記念物 50 カ所	地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、または由緒由来があり特に保全することが必要な植物、地質、鉱物 ○西方寺のサザンカ（篠山市今田町）など

イ　緑地等の面的・量的拡大

自然環境保全地域などの指定・規制地域以外の地域では、開発によ

る緑地減少に対して緑地の総量を確保するとともに快適な環境を確保する観点から、平成 3 年から 12 年にかけて「緑の総量確保推進計画」による緑地の拡大を図ってきました。平成 13 年には、「さわやかみどり創造プラン(平成 13〜22 年度)」を策定し、「確保を超えて創造へ」を基本理念に、緑の量の確保に加えて、緑の質の向上に取り組みました。

しかし、緑を取り巻く情勢は、常に変化しており、地球温暖化対策や頻発する自然災害の猛威に対して抜本的な対応が求められるようになりました。それらの質的な課題解決は、行政の施策展開だけでなく、県民・団体・事業者・行政のすべての力を集結して取り組まなければならず、新たな理念を「参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土」とし、平成 19 年 7 月に「さわやかみどり創造プラン」を「ひょうご花緑創造プラン」として改訂し、「快適な空間をめざす豊で美しい地域づくり」「防災力の高い地域づくり」「地球温暖化を防ぐ地域づくり」「多様な生物との共生が可能な地域づくり」を目標に取り組みを進めています。

ウ　景観形成や土地利用との調和

優れた景観を保全し、または創造するとともに、大規模建築物等と地域の景観との調和を図るため、「景観の形成等に関する条例」（昭和 60 年）を制定しています。この条例では、良好な自然の風景を有する地域等を風景形成地域に指定して優れた風景の形成を図っており、平成 25 年の改正では、主要幹線沿道や河川流域など、複数市町にまたがるものを広域景観形成地域として指定し、保全を図ることにしました。また、大規模建築物等の建築や改修にあたっては、景観基準に基づき地域の景観との調和を図るよう誘導しています。

さらに、適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進ならびに優れた景観の形成を図ることで緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的として「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」（平成 6 年）を制定しています。線引き都市計画区域以外の地域を「緑豊かな環境形成地域」として指定し、「地域環境形成基準」として保全すべき森林・緑地の面積や森林・緑地の配置方法等定め、開発行為等を適正に誘導しています。

なお、県立淡路景観園芸学校では、生物多様性に配慮した景観形成技術に関する研究を積極的に進めています。

エ　ヒートアイランド等都市環境問題への対応

「環境の保全と創造に関する条例」の改正により、都市の総合的な緑化を進め、ヒートアイランド現象(*)等の都市環境問題を改善するため、平成 14 年には屋上緑化など建築物の緑化を義務づける規定を設け、また平成 18 年からは建築物の敷地の緑化を義務づける規定を設けて事業者等を指導しています。なお、神戸市においては、平成 24 年 7 月に「神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成 24 年神戸市条例第 45 号）」が施行され、建築物等の緑化を進めています。

また、平成 17 年には「兵庫県ヒートアイランド対策推進計画」(*)を策定し、①人工排熱の低減、②地表面被覆の改善、③都市形態の改善、④ライフスタイルの改善についてそれぞれ目標を定め、県民、事業者、行政が一体となった取組を推進しています。

② 兵庫ビオトープ・プランの策定

平成 7 年に策定した「兵庫ビオトープ・プラン(*)」は、平成 5 年に県が作成した「いきものと共生する県土づくり」報告書をもとに策定されたもので、“ 生き物との共生 ”“ 多様な地域生態系の保全 ”“ 豊かな風土アイデンティティの醸成 ” を理念に掲げ、兵庫県内の生き物と生息場所の環境特性をまとめています。このほか、ビオトープの保全・再生についての目標や基本指針、推進方策をとりまとめるとともに、生物多様性の保全を課題の一つとして取りあげるなど生き物との共生を図る視点を重視しています。

このプランが策定される平成 7 年以前においては、県の条例や施策に多用されたキーワードは「自然環境」「緑地」「エコロジー」「人と自然の共生」「環境創造」などでしたが、「兵庫ビオトープ・プラン」策定以降の計画・事業では「生態系」「生物生息空間」「絶滅のおそれのある野生動植物」などが多用され、「生物多様性」の概念や文言も盛り込まれるようになってきました。

この県版ビオトープ・プランに沿って、淡路地域を皮切りに、丹波、播磨、但馬など地域ごとの「ビオトープ地図・プラン」を平成 13 年までに順次策定しました。

③ 自然環境に配慮した事業の展開

ア　森林

森林を県民共通の財産と位置付け、森林の機能回復を社会全体で進めるため、「森林整備への公的関与の充実」と「県民総参加の森づく

りの推進」を基本方針として、①森林管理 100%作戦、②里山林の再生、③森林ボランティア育成１万人作戦の三大作戦を中心に「新ひょうごの森づくり(*)・第１期対策(平成 14～23 年度)」を推進し、三大作戦の目標を達成することができました。

【森林管理 100%作戦の主な成果】

○間伐(*)による土砂流出防止効果（森林林業技術センター調べ）

間伐を実施した場所と間伐を実施していない場所での年間の土砂流出量を比較すると、間伐未実施箇所は 3.69m³/ha、間伐実施箇所は 1.24m³/ha であり、間伐の実施により土砂流出を防止する効果が確認された。

○地球温暖化防止(森林吸収源対策)の推進

京都議定書の第１約束期間までに、兵庫県の割当て整備面積144千ha(H2～24年度)は、「森林管理100%作戦」推進の結果、平成22年度末に２年早く達成した。

① 過去の間伐実績　(H２～13年：70,500ha)

② 森林管理100%作戦(H14～23年：86,073ha)　⇒　計 156,573ha＞144千ha

【里山林再生の主な成果】

○里山林整備による生物多様性の向上（森林林業技術センター調べ）

里山林の整備により林内の光環境が改善されたことなどから、整備後９年で植物の種数が約２倍に増加(38 種→74 種)するなど、種の多様性の向上が確認された。

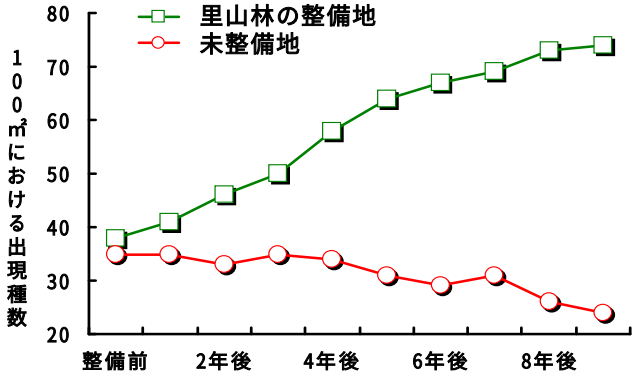

整備地

38 種→９年後→74 種

未整備地

35 種→９年後→25 種

第２期対策では、60 年生以下の人工林の再度間伐、里山林再生の必要性の高まりや、森林ボランティア活動の活性化などの新たな課題に対応するため内容を拡充し、木材の生産にも配慮しつつ、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図っていきます。

また、「緑の総量確保推進計画（平成 3～12 年)」「さわやか緑創造プ

ラン（平成 13～18 年)」から続く「ひょうご花緑創造プラン(平成 19 年～)」では、参画と協働でつくる花と緑あふれる多様な県土を実現するため、森林や都市部などの緑が持っている生物多様性を確保する機能、さらには地球レベルでの環境保全、県民の参画と協働による地域づくりなどの取り組みを進めています。

このほか、県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進めるとともに、地元住民と都市住民、世代間交流の場、親子・家族のふれあいの場となる県下６箇所の「ふるさとの森公園」や三木山森林公園を整備し、人と自然が共生する豊かな森づくりを推進しています。

また、「防災」という面からの取組も行っています。県民緑税を活用し、森林の防災機能を強化する「災害に強い森づくり」や「防災・環境改善のための都市緑化」を進めています。「災害に強い森づくり」では、平成 16 年や 21 年の台風災害を教訓に、スギ・ヒノキ人工林の間伐林を利用した土留工の設置、流木・土石流被害を軽減する災害緩衝林整備、集落裏山の危険木除去などを実施してきましたが、平成 23 年度からの第２期対策では、従来からの取り組みに加えて、地域住民による森林整備等の活動を支援する「住民参加型森林整備」を進めています。

◆ 住民参画型森林整備

地域住民やボランティア等による自発的な森林整備活動に対し、資機材等を支援

〔整備内容〕

○ 集落等裏山の森林整備や簡易防災施設、管理歩道整備に係る資機材費
○ ﾊﾞｯﾌｧｰｿﾞｰﾝ整備や管理歩道整備に係る資機材費
○ 広葉樹林整備や管理歩道整備に係る資機材費
○ 大径木や枯損木等の伐採に係る委託費

〔事業主体〕 市町

このほかに、治山事業、砂防事業により荒廃山地（ハゲ山、崩壊地等）への植林や堰堤の設置など、森林の造成を行ってきた六甲山は、大都市に近接した貴重な緑の空間として人々に愛され続けてきました。しかし、平成７年の阪神・淡路大震災によって風化した花崗岩に緩みが生じ、新たな斜面崩壊や亀裂等が多く発生しました。そこで土砂の発生源対策として山腹斜面を面的に整備する必要が生じたことから、これまでの渓流対策中心の砂防事業に加え、六甲山の市街地に隣接する山腹斜面を一連の防災樹林帯として保全・整備する六甲山系グリー

ンベルト整備事業や、景観、樹木の保存に配慮した「災害に強い斜面対策」を実施しています。

扇ノ山系に連なる上山高原では、ツキノワグマの棲む豊かな森の復元のためにスギ人工林の間伐やブナ等の広葉樹を植樹し、イヌワシの餌場となるススキ草原の復元をめざしたササや灌木の伐採を行う自然再生の取り組み（「上山高原エコミュージアム」(*)）を行っています。

上山高原の自然再生

淡路島では、拡大を続ける放置竹林の問題に取り組むため、平成 20 年に竹林管理の手引書を作成し、研修会や講習会などで普及するほか、平成 24 年度から「あわじ島竹取物語プロジェクト」を進め、一般家庭や事業者に向けた竹チップボイラーの試験的な導入に取り組むＮＰＯ法人淡路環境整備機構を支援するなど、竹林整備や竹資源の有効利用に関する活動を進めています。

表 3-2　新ひょうごの森づくり第２期対策の概要

区　分		目　標 (H33年度末)	説　明
公的関与による森林管理の徹底	①森林管理100％作戦	67,800ha	間伐が必要なスギ・ヒノキ人工林について、間伐及び作業道の開設に係る公共造林事業の補助残額を県・市町が負担して間伐の徹底を図る
	②里山林の再生	4,000ha	集落周辺の里山林で、地域住民等が自ら行う森林整備活動に対して、資機材等の支援を実施する。
多様な担い手による森づくり活動の推進	③森林ボランティア・リーダーの養成	1,000人	ボランティア団体の次代リーダーを養成する講座を開催し、森林ボランティア団体の維持、強化を図る。 （H24年度末　587人）
	④「企業の森づくり」の推進	40社	企業等が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため支援・指導体制を強化する。 （H24年度末　23社）

六甲山の自然再生（明治 35 年～）

江戸～明治時代の六甲山は、樹木や下草を燃料や肥料に利用したり、マツの根を灯りの油に利用したために荒廃が進み、山頂平坦部から南面一体はほとんど木々のない山となっていました。植物学者の牧野富太郎博士は、船上から六甲山のはげ山を見て「雪が積もっているのかと思った」と驚いています。その後の治山事業、砂防事業による植樹により、100 年の歳月をかけて六甲山が再生されました。マツ、ヒノキ、スギ、カシ、クヌギ、ハゼなどの植樹などによって現在の豊かな森林生態系が回復しています。

淡路夢舞台の緑化（平成 6 年～平成 12 年）

淡路夢舞台が設置されている土地は、昭和 38 年までは手付かずの自然が残る森でした。しかし、同年 4 月に、関西国際空港等の埋立て用として約 120ha の土砂採取が始まり、土肌が露出して荒れ果てた姿に変わってしまいました。このため、平成 6 年の土砂採取の終了を受けて跡地の斜面地緑化工事に着手しました。緑化工事では、樹木の育成基盤を造成するため、風化の進んだ岩盤には法面を階段状に掘削して人工土壌吹付、軽量法枠工法、自動灌水システムを導入するなど基盤工法に工夫するほか、ウバメガシなど従来から周辺に群生する樹種を植栽する「郷土の森」の創造を短期間で実現しました。また、地域住民の参画によりドングリの収集と播種を行っており、地域の自然環境は地域住民で回復するという取組を実践した事例となっています。

兵庫県が開発した地震に強い「ひょうご式斜面工（Ｒ・Ｒ工法）」の開発・推進（平成９年～）

阪神・淡路大震災によって六甲山では、７００箇所を超える斜面崩壊が発生しました。兵庫県では全国に先駆けて自然斜面における耐震工法の開発に着手し、斜面を模擬した模型を使った振動大実験やシミュレーションを繰り返し、ロープネットとロックボルトを併用したＲ・Ｒ工法を開発しました。本工法は樹木の伐採を少なくできることから、森林、景観の保存に配慮することができ、また既存の法枠工と比較して安価に施工することができます。

阪神・淡路大震災以降、各地で施工されています。

資源循環型林業の推進（平成１８年～）

スギ、ヒノキ人工林は、戦後、不足する木材需要に対応するため大面積に植林されましたが、安価な外材の輸入増から国内の林業採算性は悪化し、放置されることが懸念されました。このため、平成 14 年度から県と市町が協力し森林所有者の負担なしで間伐を行う環境対策育林事業に取り組み、太陽の光が差し込み下草等の下層植生が生育できるよう適切な間伐を推進しています。また、これら人工林は順次伐採利用が可能な林齢に達してきており、林齢の異なる森林がバランスよく配置されることで、多様な動植物が生育・生息できることからも、植林→保育(間伐など)→伐採→再植林という林業生産サイクルを円滑に循環させ、木材生産や生物多様性保全など森林の多面的機能が持続的に発揮される「資源循環型林業」の構築を目指しています。

イ　河川、湿原

平成 8 年に策定した「ひょうご・人と自然の川づくり（基本理念・基本方針）」に基づき、「治水・利水」「水文化・景観」「生態系」「親水」の４つを柱として、瀬、淵の保全・復元や生物移動の障害となる落差解消（連続性の確保）など生物の生息環境や水辺空間の保全・創出に取り組むとともに、希少藻類であるチスジノリの再生、自然石での水路整備によるバイカモの再生、河川護岸の空隙確保によるオオサンショウウオに配慮した整備など、人と自然が共生する川づくりの取組を推進しています。具体的な取組については、「ひょうご・人と自然の川づくり事例集（平成 11、平成 16、平成 23 年）」として冊子にとりまとめ、生物多様性への配慮を実践するための資料とする他、取組への理解を深めてもらうために県ホームページ（http://web.pref. hyogo.lg.jp/wd15/jireishuu.html）などで広く周知を行っています。

また、“ 河川水辺の国勢調査 ” や“ ひょうごの川・自然環境調査 ” など河川における物理的特性や生物多様性の現状調査を実施していますが、その結果は「ひょうごの川・鳥類ガイドブック(平成 14 年)」、「ひょうごの川・自然環境アトラス（平成 19 年）（web 版：http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/kankyochosa.html）」、「兵庫県河川植生分類指針(平成 21 年)」などの冊子としてとりまとめ、生物多様性の保全計画策定時や河川環境の学習素材作成時などに活用しています。

さらに、希少な生物が生息する県内最大の湿原群である宝塚市の丸山湿原では、湿原及び周辺の里山一帯を「丸山湿原エコミュージアム」と位置付け、地元住民等により植生調査などのモニタリング、間伐等保全活動、湿原保全セミナーなどの環境学習が進められています。

高水敷掘削による人工浅場に集まったコウノトリ

宝塚市　丸山湿原

オオサンショウウオ救出作戦

（平成 2 年～6 年）

平成 2 年に但馬地方を襲った台風 19 号により建屋川が氾濫しました。大きな被害を受けた被災地区の河川改修工事が始まった工事初期段階に、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオが確認されたため、工事前に捕獲して別の場所に移転させる「捕獲疎開作戦」、工事期間中は仮すまいで忍んでもらう「飼育管理作戦」、戻ってくる個体のためにできるだけすみよい場をつくる「新居提供作戦」などの対策を実施しました。新居提供作戦では、オオサンショウウオがすみよい護岸工法を採用するほか、山間部の景観に適合した川づくりを行うことにより、市民が憩い、オオサンショウウオをはじめ生物との共存にも思いを馳せることができる空間づくりを行いました。

（平成 16 年～平成 20 年）

また、平成 16 年の台風 23 号で大きな被害を受けた出石川の災害復旧工事でもオオサンショウウオの生息が確認されたため、災害復旧工事の本格化を前に、県が平成 17 年 8 月から 413 頭を順次捕獲し、旧日高町のニジマス養殖場で保護しました。復旧工事では、元のすみかである出石川に人工の巣穴や魚道を設置する工法を盛り込むなど、生き物にやさしい河川として再生しました。また、災害復旧工事が終了し、餌となる生き物も川に戻りはじめた頃を見計らって、平成 17 年 11 月に、寺坂小学校の生徒達が、平成 20 年 3 月に高橋小学校の生徒達が、保護していたオオサンショウウオを出石川に放流しました。それぞれの小学校では「防災・環境・オオサンショウウオ学習会」を行ったり、出石川で生き物調査を行うなど環境学習にも取り組みました。放流されたオオサンショウウオにはマイクロチップが取り付けられ、工事で護岸に整備した人工巣穴の使用状況、移動状況などが追跡調査されています。

ウ 沿岸、海洋

かつて、瀬戸内海は「瀕死の海」と呼ばれるほど、水質汚濁が進行した時期がありましたが、陸域からのＣＯＤ（化学的酸素要求量）、窒素、りんの汚濁負荷量が大幅に削減され水質が改善されてきました。

その反面、魚介類の再生産の場として重要な藻場・干潟の減少による漁場環境悪化に伴う漁獲量の減少、栄養塩不足等による養殖ノリの色落ちの発生など、新たな課題が生じています。

このため、平成 18 年に藻場の計画的な造成を推進するために「兵庫県藻場造成指針」を策定するとともに、県下の藻場の現況を「藻場マップ」としてとりまとめました。藻場造成等の具体的な取組としては、適地におけるカジメ場などの人工藻場の造成や稚魚などの保護・育成を促す増殖場の造成を行っています。また、魚介類など海洋生物の持続的利用を実現するため、漁業者と協働して資源管理・資源回復への取り組みを進めています。

また、漁業者による底質環境を改善するための海底耕耘や、東播磨や淡路地域において、農業者と漁業者の連携による、ため池の維持保

全と栄養塩濃度の高いため池の水を海域に供給するための池干し（かいぼり）にも取り組んでいます。

平成 19 年には、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、瀬戸内海関係府県市で構成する瀬戸内海環境保全知事・市町会議が「瀬戸内海再生方策」を策定しました。この方策では、適切に人の手が加わり続けることで高いレベルの生物多様性と生物生産性が維持された豊で美しい海域を「里海」とし、藻場・干潟等の浅場の整備及び保全による生物生息域の確保、底質の改善、海洋ごみの適正処理ルールの確立、森・川・海の連携（沿岸域の一体的管理）や環境に配慮した工法等への転換等を進めることにより、豊かな瀬戸内海を実現することとしています。

このほか、新しい海浜地や海辺のプロムナード整備など海に親しむ憩いの空間の創出、人工海浜・人工磯の再生等の生態系の保全のほか、砂浜のある海岸づくりによる海岸域保全等の対策も進めています。

一般に、瀬戸内海では多様な魚介類が漁獲されており、比較的生物多様性が高い海域といえますが、漁業生産量は昭和 60 年頃をピークにその後、減少傾向に転じています。漁業者から、以前に見られた魚が近年には見られなくなってきたとの声が聞かれる一方で、熱帯性の魚介類が漁獲される頻度も高まっており、漁場環境の悪化とともに温暖化による海水温の上昇など海洋環境の変化による生物多様性への影響が示唆されます。

瀬戸内海（室津）の夕日

日本海側については、大半が自然海岸で構成されており、急峻な磯場の間に砂浜が点在しています。著しい汚染源もなく水質も極めて良好であり、貴重な自然が守られ生物多様性が維持されていると考えられます。しかし、近年は大型クラゲの大量発生やこれまで日本海で分布・回遊の少なかったサワラの漁獲量の急増など、瀬戸内海と同様に海水温の上昇など海洋環境の変化が生物多様性に影響を及ぼしていることが示唆されています。

海域では、水産資源の持続的利用を図りつつ、生物多様性の保全を進めることが重要です。このためには、基本となる科学的データの収集、分析が不可欠です。県立水産技術センター等では、海洋環境調査や生物調査を継続的に実施しており、現状の把握及び分析と課題解決のための予測などを実施しています。得られた情報については、漁業

者をはじめ一般県民への普及啓発を行い、豊かな海を保全するために必要な活動に役立てています。

瀬戸内海再生の取組

瀬戸内海の環境保全を図るため、昭和 46 年に兵庫県をはじめ関係 11 府県 3 政令指定都市の知事・市長により「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」が設立されました。同会議では「瀬戸内海環境保全憲章」を採択するとともに、瀬戸内海の再生を目指して、広域的な相互協力のもとに広域総合水質調査などの各種施策を推進してきました。（平成 25 年 12 月末現在 13 府県、７政令指定都市、１４中核市で構成）

平成 16 年度からは、瀬戸内海を再生するための新たな法整備に向けた取組を行っており、平成 19 年には「瀬戸内海再生大署名活動」を展開するとともに、新たな法律に盛り込むべき内容をまとめた「瀬戸内海再生方策」を策定しました。

そして、平成 25 年９月には、瀬戸内海環境保全特別措置法制定 40 年を迎え、豊で美しい瀬戸内海を次世代に継承するため、「瀬戸内海里海宣言」を行いました。

瀬戸内海再生の取組の海外への発信

かつて「瀕死の海」とまで呼ばれた瀬戸内海の環境保全に向けた取組及びその成果を海外に発信し、世界の閉鎖性海域の環境保全・再生を進めるため、公益財団法人国際エメックスセンター*を設立するとともに、エメックス会議*を開催しています。

生活排水対策の展開

生活排水に含まれる汚濁物質は、自然の浄化能力を超えて河川や海に流入すると水質汚濁につながり、生物がすめない環境になります。このため、生活排水対策として「生活排水 99%大作戦」*（H3～16）を展開した結果、平成１６年度末の生活排水処理率は全県で 96.1%に達し、5 割以上の市町で 99%を超えました。平成 17 年度からは、整備の遅れている市町に対する支援及びコミュニティ・プラント基幹改修事業に対する支援を行う「生活排水 99%フォローアップ作戦」を展開した結果、平成 24 年度末の生活排水処理率は全県で 98.4 %に達しています。

ため池の「かいぼり」（池干し）と里海づくり

灌漑用のため池は、農閑期の冬場に水を抜き、１ヶ月ほど天日に干して底のヘドロや土砂を取り除いたり、堤防や樋の点検修理をしていました。これは「かいぼり」と呼ばれ、ため池の維持管理に必要な作業でした。

ため池農業のための「かいぼり」は少なくなりましたが、東播磨や淡路地域では、漁業者と農業者等が連携して「かいぼり」（放水）活動に取り組み、豊富な栄養塩を含んだ水を周辺海域へ供給し、ノリの養殖に活用する取り組みが行われています。

エ ため池、田園、里地

農業農村の整備にあたっては、環境との調和に配慮し、豊かな生態系や景観等を保全するため、専門家からなる「農業農村環境配慮検討委員会」での検討、「環境配慮カルテ」の作成などを通じて地域の特性に応じた多自然型の整備を進めています。また、生物の生息環境となるビオトープの水路、水路と水田をつなぐ水田魚道の設置など環境に配慮した農地整備を推進するとともに、堆肥や有機質資材による土づくりや化学肥料・農薬の使用量低減を一体的に行う環境創造型農業の推進などにより、水田に生息する生き物を育み、人と環境にやさしい農業に取り組んでいます。

平成 10 年に策定した「兵庫県ため池整備構想」では、ため池を農業利水や治水だけでなく、自然とふれあえる場、気軽に水に親しめる場として整備することとしています。その先導的取組として、国内有数のため池密集地である東播磨地域において、ため池管理者・地域住民・団体・事業者・行政など地域の様々な活動主体の参画と協働による“いなみ野ため池ミュージアム”の取り組みを推進しています。

東播磨のため池

一方、小野市来住町で着工されたほ場整備事業においては、工事中に絶滅危惧種のヒメタイコウチなどが発見されたため、当初計画を変更して多自然型工法を採用し、流れやよどみができるような工法を用いてビオトープ空間を再生しました。完成後は、地元の小学生らが自然観察会を開いたり、小学校で農業体験できる「田んぼの学校」を開催するなど、地元が一体となった自然との共生を図る取組が行われています。

また、豊岡市におけるコウノトリの野生復帰の取組では、農業者、地域住民、ＮＰＯ、研究者などの参画・協力のもとに、コウノトリを守る環境を保全、再生、創出しています。地域が一体となった生物多様性を再生する取組は、観光客の増加やコウノトリ育む農法で生産されたお米（コウノトリ育むお米）のブランド化などの地域産業の振興につながる取組へと発展しています。

県下の農村地域では、農地・水・保全管理活動の一環として、農家だけでなく非農家が加わり、地域一体となった活動組織が環境保全の計画を立て、地域ぐるみで生態系保全の取り組みを行っています。

過疎高齢化が進んだことにより、農業を継続することや農村を守り

続けいていくことが難しくなっている中山間地域の農村では、都市の住民が農村の住民と一緒に農作業や集落活動を行う「農山漁村ボランティア活動」に取り組んでいます。この活動は田植え、草刈り、収穫などの農作業だけでなく、水田の保全や水路清掃による生物の生息環境の保全などの直接的な環境保全と、集落が維持されることによる人と自然が共生する二次的自然環境の保全に繋がっています。

コウノトリの野生復帰プロジェクトとラムサール条約湿地の登録

日本原産のコウノトリは、兵庫県豊岡市が最後の生息地となっていましたが昭和 46 年に絶滅しました。そこで昭和 60 年にロシアから６羽の個体を導入し、人工飼育を行い平成 17 年に野生復帰を行いました。コウノトリと共生できる環境が人間にとっても安全で安心できる環境であるとの認識にたち、コウノトリの野生復帰をめざし、飼育繁殖下による増殖、農薬や化学肥料に頼らない農業、田んぼや河川の自然再生、里山の整備などさまざまな取組を進めています。この取組では、行政と連携して、地域住民が主体的にコウノトリの野生復帰に向けた活動を展開したことが特筆すべき点です。環境創造型農業に取り組むほか、冬期湛水、魚道整備、コウノトリを題材にした環境学習、エコツーリズムの実施などの地域ぐるみの取組が国内外から高く評価されています。

平成 19 年には 43 年ぶりに野生下でヒナが誕生しました。また、平成 24 年 5 月 22 日に豊岡市福田地区人工巣塔において、国内初の事例となる野外で巣立ったコウノトリ同士のヒナ 1 羽（野外第 3 世代）が孵化し、このヒナが幼鳥として巣立ちました。なおこのペアは人為給餌に依存していない事が確認されており、この幼鳥は真の野生個体第 1 号と位置付けられます。人工飼育で成長してから放された第１世代が子供を産み、自然の中で生まれ育った第２世代から産まれた初めての第３世代の誕生です。国内初の事例であり野生復帰事業の大きな前進です。

そして、平成２４年７月に特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第１１回締約国会議において、「円山川下流域・周辺水田」が新たに条約湿地として登録されました。コウノトリが繁殖する人工湿地「ハチゴロウの戸島湿地」など様々なタイプの湿地が形成されるとともに、「コウノトリ育む農法」などの取組によりさまざまな希少動物、植物、魚類の多様性を保っていることが高く評価されています。

オ 都市地域

都市地域における特徴的な取組として、尼崎臨海地域（国道 43 号以南約 1,000ha）において、100 年をかけて自然と人が共生する環境共生型のまちを創ろうと平成 14 年から展開している「尼崎 21 世紀の森」づくりが挙げられます。現在、市民の参画と協働のもとに、「生物多様性の高い森」を創出させるため、地域の気候風土の中で適応してきた遺伝子資源の保全に配慮し、基本的に武庫川流域、猪名川流域、六甲山系に自生している樹木から採取した流域産種子から育てた地域性苗木の栽培と植栽、この地域が有する運河等の水環境を活用したイベントの開催など、水と緑豊かな環境の創出をめざして住民・企業等と連携した各種活動に取り組んでいます。

また、県民緑税を活用し、ヒートアイランド現象の緩和など環境の改善や周辺地域の美しい景観との調和を図ることを目的にした県民まちなみ緑化事業を平成 18 年より実施し、住民団体等が公有地や民有地において行う緑化活動に対して支援し、「一般緑化（植栽、生垣、修景）」、「公園庭・ひろばの芝生化」、「駐車場の芝生化」、「建築物の屋上・壁面の緑化」など都市の緑化を推進しています。

さらに環境の保全と創造に関する条例に基づき、市街化区域において建築物の屋上・壁面の緑化、建築物の敷地緑化を義務づけるなど都市部の緑化の一層の推進を図っています。

尼崎２１世紀の森（平成 14 年～）

森づくりが進められている地域は、「世界でもっとも魅力的な景観」と絶賛された瀬戸内海の一部で、明治以前はマツが生い茂る美しい砂浜が広がっていました。しかし、高度成長期以降、阪神工業地帯の中核を担い、日本経済を支える地域として注目される一方で、美しい海辺の風景や自然環境は失われてしまいました。そこで、尼崎臨海地域（国道 43 号以南約 1000ha）を対象に、地域住民・企業等の参画を得て、失われた自然の回復、自然環境と企業活動が調和したまちへの再生を進めており、この取組がモデルとなって瀬戸内海全域の自然再生活動へと広がっていくことが期待されます。

（２）市町の取組

市町における生物多様性の保全・再生の取組には、市町域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）の策定、ＮＰＯとタイアップした動植物調査とその結果をもとにした自然マップの作成、都市公園内での野鳥等の観察会の開催などがあります。

具体的には、六甲山渓流の水質や水生生物の調査（神戸市）、甲子園浜の野鳥調査（西宮市）、昆陽池での鳥類・昆虫等の生息調査（伊丹市）など、市町内の代表的な自然環境をフィールドとした市民参加型の調査・研究・普及活動が活発に展開されています。

生物多様性地域戦略は、平成 22 年度には、神戸市「生物多様性神戸プラン 2020 ～生きものと共生する国際都市をめざして～」、明石市「つなごう生きもののネットワーク　生物多様性あかし戦略」、平成 23 年度には、西宮市「未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略」、宝塚市「生物多様性たからづか戦略」、平成 25 年度には、加西市「～楽しむ、伝える、強くする～生物多様性かさい戦略」、篠山市「森の学校復活大作戦―生物多様性ささやま戦略―」、豊岡市「いのち響きあう豊岡をめざして　豊岡市生物多様性地域戦略」の７市で策定されています。その他、策定に向け作業を進めている市町もあります。

この他に、市町の環境基本計画等において生物多様性の保全に配慮した取組の推進を明記している事例や今後戦略策定を計画している市町もあります。

また、西宮市では、生物多様性の保全、緑の保全、水辺環境の保全を主要な施策とする「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、野生動物の保護の観点から、甲子園浜の自然干潟と甲山の湿原を生物保護区として指定しています。それぞれ立ち入り禁止区域と期間及び罰則を設けて希少生物の保護に努めるとともに、自然と市民との共生を進めています。

なお、野生鳥獣による農林業被害が、生物多様性の保全・再生を図るうえで各市町に共通した大きな問題となっています。都市部の一部地域を除いて、シカやイノシシ、ヌートリアやアライグマ等による農作物被害や生活環境被害が深刻化しており、各市町では、有害鳥獣駆除活動のために多大な労力と経費の負担を強いられている現状にあります。

こうした状況に対応して、例えば西播磨地域では、県と市町が連携して広域連携協議会を組織し、有害鳥獣駆除活動を一斉に実施するな

どの対策が進められています。

（3）ＮＰＯ(*)等団体の取組

県下各地では、280 を超えるＮＰＯ等の活動団体が生物物多様性の保全･再生活動に取り組んでおり、一部のＮＰＯ等は、行政はもとより地元住民や企業等ともタイアップして、自然環境の保全と地域の社会･経済の活性化の取組を行っています。

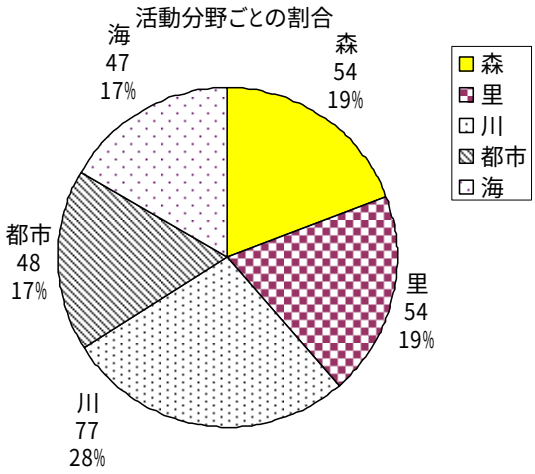

図 3-1　ひょうごボランタリープラザ*に登録している環境保全活動団体数の内訳（延べ 280 団体）

県では、この「生物多様性ひょうご戦略」で、これらの生物多様性の保全活動を行っているＮＰＯ等の活動を継続・発展させるため、活動情報を地域住民や企業等に広く発信し、活動への県民等の参画をさらに促進する「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定しています。

ＮＰＯ等の活動内容は多岐にわたっており、両生類、昆虫、水生植物などの生息調査やその保全・再生活動のほか、生息状況の調査結果や保全・再生活動の取組状況を情報誌やインターネット等で発信したり、生物観察会等を開催することなどによって広く県民の参加を促す活動を進めています。

ＮＰＯ等の取組では、地域住民や都市部の愛好家等を中心としたボランティアが先導的役割を果たしています。生物多様性保全の重要性が高まる中で、今後ともＮＰＯ等の活動の輪を広げていくことが大切です。

ＮＰＯ等の活動内容と代表的な活動事例は次のとおりです。

図 3-2　ＮＰＯ等の活動内容

①森

「ＮＰＯ法人ひょうご森の倶楽部」は、放置されて荒廃している森林を市民の手で整備する「森林ボランティア活動」を主な活動とし、人工林、里山林、竹林などの森林整備活動を実施しています。また、森林ボランティアの育成や企業など他団体の森づくりについての指導や支援も実施しています。

「ブナを植える会」は、鉢伏高原を始めとする但馬西部やブナの育成の南限である六甲山などのほか、県下各地でブナを保全するため、以前ブナがあった場所に植樹を行い、ブナの森づくりを実施しています。ブ

ナの植樹を通して、地元の人々と交流を深めながら活動の輪を広げています。

「ナシオン創造の森　育成会」は、西宮市塩瀬地区における人と自然が共生できる森の再生を行うため、整備や植林を進め、住民参加のイベントも開催しています。

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
・ 生物の生息・生育状況調査（六甲山の野生生物調査・ドングリの植生調査・エドヒガン、台場クヌギ等調査） ・ ササユリ保全、山ユリ再生研究 ・ 上山高原でのモニタリング調査 ・ 鳥類調査 ・ オオウラギンヒョウモン復活手法研究 ・ ウスイロヒョウモンモドキ生態調査	・ ブナの育樹、東六甲草原復元化 ・ ギフチョウ生息地の下草刈り等 ・ 有害鳥獣の捕獲 ・ 野生生物生息地の森づくり、育樹 ・ 里山・人工林保全活動 ・ 森林整備活動	・ チョウの観察会 ・ 探鳥会 ・ 小学校の環境学習支援 ・ 小学生等を対象とした野外体験活動 ・ 森林保全シンポジウムの開催 ・ 自然再生を利用した環境学習プログラムの実施

②里

「ＮＰＯ法人棚田ＬＯＶＥＲ’Ｓ」は、県内の棚田で田植え、稲刈り、学習会、意見交換会などの企画を実施し、都市農村交流として棚田・生物多様性保全の魅力を伝える活動を実施しています。また、放棄田を再生し多数の生きものを保全・再生しています。

「ＮＰＯ法人 ＷＯＯＤ ＮＯＴＥ」は、宍粟市の野生動植物調査、環境保全講演会、野生動物農業被害対策などに取り組んでいます。適切かつ迅速な対応により農業被害を削減することで、野生動物との共存についての理解を促進しています。

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
・ 野生コウノトリ、放鳥コウノトリの追跡調査 ・ 湿地調査 ・ ため池調査	・ 遊休農地での菜の花栽培 ・ コウノトリのすめる環境づくり ・ 水路、ため池の清掃活動	・ 田んぼの観察会 ・ 小学校の環境学習支援 ・ フォーラム、環境学習会等の開催

③川（流域を通じた取組）

「ＮＰＯ法人日本ハンザキ研究所」は、朝来市生野町の市川周辺でオオサンショウウオを保全するため、自然環境等の保全及び復元に係る調査・研究を実施し、また、オオサンショウウオを通じた学外学習の受入や環境を保全する人材の育成を実施しています。

「流域ネット猪名川」は、猪名川流域で一斉クリーン作戦を実施し、川への関心を持つ流域住民を増やすなど市町を超えて流域レベルでのネットワークづくりに取り組みながら多様な生物が棲む川づくりを目指しています。

アレチウリなど外来植物の除去を行いながら、人と自然の博物館との協働により、貴重種「カワラナデシコ」の植栽もしています。

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
・ 水生生物調査 ・ 河川調査(水質･生物) ・ ホタル調査 ・ ヘドロ調査 ・ オオサンショウウオ生態調査 ・ ホトケドジョウ生態調査・生息地調査	・ 河川敷の清掃活動 ・ ホソバヘラオモダカ（シジミヘラオモダカ）保全活動 ・ ハマボウ､ノジギク植栽 ・ バイカモ群生地の復元	・ エコバスガイド ・ 夏の川体験 ・ 治水問題についての講演会 ・ 環境学習支援

④都市

「アマフォレストの会」は、尼崎市臨海部のかつて工場のあった埋立地において「尼崎の森中央緑地」の森づくりを進めるため、地域の在来種から種子を採取し育てた苗木で植樹活動を行っています。

「尼崎南部グリーンワークス」は、尼崎市南部の工業地帯で、生物生息空間をつなげるため、工場敷地のすき間を活かした立体緑化に取り組んでいます。緑化には在来種を用い生物多様性に配慮しています。また、市内の学校で校舎壁面を利用したネット緑化支援と環境学習の授業を実施しています。

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
・ 酸性雨定点観測調査 ・ 生活排水調査 ・ タンポポ調査	・ 道路緑地帯の植栽 ・ 運河での生物を利用した水質浄化による環境づくり	・ 企業や教員を対象にした環境教育研修への講師派遣

⑤海

「ＮＰＯ法人海浜の自然環境を守る会」は、西宮市甲子園浜及び干潟

に飛来する野鳥を保護するため、保護区への立入禁止の啓発、観察会の開催及び海の環境普及啓発活動に取り組んでいます。

「国立公園成ヶ島を美しくする会」は、成ヶ島周辺の豊かな自然環境を保全するため、アマモ(*)帯の生きもの調査など由良湾の生物多様性の状況把握に努めているほか、淡路島で分布域を拡大している特定外来生物ナルトサワギクの駆除を実施したり、海岸清掃を実施しています。

調査・研究	保全・再生活動	普及啓発活動
・ 香櫨園浜、御前浜生物調査 ・ 相生湾の生物、植物調査 ・ 砂浜漂着物調査 ・ アマモ場造成の調査、研究 ・ 有用微生物を使用した浄化研究 ・ 自然砂丘植生への遷移過程の調査研究	・ 相生湾清掃、浄化活動 ・ アマモ場保全・再生 ・ 海岸ゴミ拾い ・ ハマユウ植え付け ・ 塩湿地植物の保護・保全活動	・ 小学校の環境学習支援 ・ 海の環境を守る体験教室 ・ ハマボウ観察会とシンポジウム

⑥地域レベルの生物多様性戦略の策定

市町レベルでの生物多様性地域戦略の策定が広がってきましたが、さらに身近な地域レベルでの生物多様性地域戦略策定の取り組みが行われています。これによって、より細やかな生物多様性の保全の方針や具体的な取り組み方法等が明確になり、個々の取り組みが全県レベルでの生物多様性の保全につながるものと考えています。

戦　略　名	策　定　者
六甲山森林整備戦略	神戸市
生物多様性尼崎の森中央緑地戦略	尼崎港管理事務所、尼崎２１世紀プロジェクト推進室
生物多様性ひとくらパーク戦略	兵庫県立一庫公園管理運営協議会
生物多様性金ヶ崎公園戦略	（財）金ヶ崎コミュニティ協会ほか
猪名川自然林生物多様性戦略	自然と文化の森協会
三木山森林公園生物多様性戦略 2017	兵庫県立三木山公園管理運営協議会
生物多様性ありまふじ公園戦略	兵庫県立有馬富士公園管理運営協議会
生物多様性国崎ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ戦略	猪名川上流広域ごみ処理施設組合

（4）企業の取組

「企業は地域が育てる」「地域とともに歩む企業」との認識のもと、より積極的に社会に貢献していこうとする企業が増えるとともに、そ

の社会的責任（ＣＳＲ(*)）の一環として、生物多様性の保全に貢献する企業が増えています。

また、企業活動の多くが、生態系が提供するサービスに依存していることから、生物多様性保全に責任を持ち貢献しようとする企業は、その経営理念や方針の中に生物多様性の保全を位置付けています。

活動例としては、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、持続可能な利用など生物多様性に配慮した事業の推進、工場や社有地等での生物多様性保全活動の実践、ＮＰＯ等の民間活動団体が行う生物多様性保全活動への協力、ＮＰＯ等の民間活動団体が行う生物多様性保全活動への企業・公益法人の基金を通じた活動資金の提供のほか、社員、地域住民や小中学生等を対象とした自然観察会・環境学習会を開催するなどその活動内容は多岐にわたっています。

表 3-3　ＣＳＲ活動例

取組例	活動例
工場敷地内でのビオトープづくり、環境学習会の開催	・ 工場から出た排水を高度リサイクルシステム導入により浄化し、工場内のビオトープで使用している。そこでは、地域の人々と一緒に希少種のカワバタモロコ（絶滅危惧 IB 類）の保護育成に取り組むとともに、ビオトープ観察会などの環境学習会も開催している。 ・ 絶滅危惧種「フジバカマ」、準絶滅危惧種「オオムラサキ」を工場敷地内で専門家等との協力により育成している。
希少植物のレフュージア（一時避難場所）	・ 県立人と自然の博物館の保全実験に協力し、博物館指導のもと、工場の敷地面積と立地等を活かして、希少植物のレフュージア（一時避難場所）として活用している。さらに、従業員がボランティアで道路・河川工事等で生息場所を失う希少植物の採取・移植も実施している。
森林整備、植樹活動	・ 県・市町・緑化推進協会等とパートナーシップ協定を締結し、間伐や下草刈りなどの森林の手入れや植樹を実施している。植樹にあたっては、地域植生を尊重して苗木を育成するなどの取組みを実施している。 ・ 六甲山地の斜面を樹林帯として守り育て、防災機能の強化と自然豊かな生活環境を確保する「六甲山系グリーンベルト整備事業」には、多くの企業・市民が参画している。 ・ ＮＰＯ等の民間団体と協働した植樹活動などの取

	り組みをしている。
海洋環境の保全	・鉄鋼製造工程で副産物として生成する鉄鋼スラグを用いて鋼製藻場魚礁を設置し、藻場造成試験を行っている。
環境基金創設等による環境活動団体への助成	・環境保全に関する運動等に取り組んでいる団体への支援を目的として、「自然環境保全基金」、「環境創造基金」などを設立している。 ・キャンペーン等の実施による商品の売り上げの一部や社員の募金等を環境保全のための基金等へ寄付している。

表 3-4　企業の生物多様性に対する取組内容

取組例	内　　容
生物多様性の回復	・事業開発により自然破壊の進んだ土地の生物多様性の保全・回復を図る。
生物多様性に配慮した製造	・製造工程で生物多様性に対する影響を低減する。
認証商品の提供	・環境に配慮した認証商品の提供で資源の持続可能な利用に貢献している。
社有林等の整備	・適切な社有林等の維持管理は、生態系のバランスを維持し、地球温暖化防止や絶滅危惧種の保護に貢献する。
在来種の栽培	・在来種を栽培することで、その生存力を高め、種の保存・維持が可能となる。
投資や融資による生物多様性への配慮	・生物多様性の保全に貢献する企業への投資や融資を行う。
バイオマス発電	・廃材や木屑、栽培作物を燃料として利用し、発電を行う。林産資源の有効活用で林業の育成にも貢献する。

ひょうごの生物多様性保全プロジェクト

	活動団体	プロジェクト名	主な活動場所
1	社団法人兵庫県自然保護協会神戸支部	オオサンショウウオ生息地保護・保全対策の試み	兵庫県及び大阪府北部地域（兵庫県に流入する各河川）
2	神戸山草会	雌岡山のケスハマソウ保存・増殖他	神戸市西区神出町雌岡山
3	林田にタガメの里をつくる会	林田にタガメの里をつくる会	姫路市林田町大堤、姫路市立伊勢自然の里環境学習センター内
4	岩戸里山と文化を守る会	岩戸神社境内及び、笠形山周辺の山野草を守る活動	岩戸神社及び笠形山周辺
5	兵庫県立大学付属高等学校自然科学部　生物班	スクールジーンファーム･･･守りたい 郷土の生物多様性と自然環境	校内および西播磨各置
6	特定非営利活動法人　日本ハンザキ研究所	オオサンショウウオが住める清流を未来へつなごう！	朝来市生野町黒川地内　日本ハンザキ研究所を中心とした二級河川市川周辺
7	田君川バイカモ保存会	田君川バイカモ保存会	新温泉町栃谷田君川谷橋周辺、田君川バイカモ公園
8	兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会	ウスイロヒョウモンモドキとオミナエシの咲く草原環境の保全	ハチ高原とその周辺の草原
9	あさごササユリ21	朝来地域におけるササユリの保護・増殖	朝来市さのう高原、たたらぎダム湖周辺、伊由谷地域
10	丹波佐治川自然の会	加古川（佐治川）のバイカモ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBランク）復活作戦	加古川（佐治川）の丹波市青垣町流域
11	丹波地域のホトケドジョウを守る会	丹波地域のホトケドジョウを守る会	丹波地域（篠山市と丹波市）の細流河川と湿地帯
12	(財)兵庫丹波の森協会	国蝶・オオムラサキが舞う里山空間づくり	兵庫県立丹波の森公苑、丹波地域の小学校７校区
13	篠山市サギソウ保存会	篠山市今田地域におけるサギソウ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBランク）の保護・増殖	篠山市今田地域
14	多紀連山のクリンソウを守る会	多紀連山県立自然公園内におけるクリンソウの自生地の保護・保全活動	篠山川源流台地及び渓流沿い周辺（篠山市畑）
15	南新町美しいまちづくりの会	篠山市南新町の竹林に羽ばたけ「オオムラサキ」	篠山市南新町竹林群内
16	いなみ野ため池ミュージアム運営協議会	東播磨地域における水辺環境の保全・再生	東播磨地域に存する「ため池」「水路」等の水辺
17	兵庫県高等学校教育研究会生物部西播磨支部、兵庫県生物学会西播磨支部	よみがえれ　自然砂丘植生	姫路市福泊海岸公園
18	NPO法人　海浜の自然環境を守る会	甲子園浜の生き物保全活動	西宮市甲子園浜
19	海のいのちクラブ	白浜海岸におけるアマモ場の再生と海浜植物の保護	白浜海岸
20	あいおい播磨灘の里海づくり協議会	播磨灘における生物多様性を保全・再生しながら、地域の活性化につなげる里海づくり	相生湾を中心とした播磨灘西部沿岸域
21	相生湾自然再生学習会議	カブトガニのいた美しい海に	播磨灘の相生湾周辺
22	伊川流域研究会	美しい里川「伊川」の環境を未来に伝えよう	伊川流域（神戸市西区）
23	山口・船坂校区青少年愛護協議会	ホタル保護活動	有馬川・船坂川の流域
24	TANBA OUTDOOR ECOLOGY	かこがわのみずべたんけん・エコツーリング	丹波市氷上町加古川河川敷（本郷周辺部）
25	国立公園成ヶ島を美しくする会	成ヶ島由良湾におけるベントス調査とソーティング　由良生石研究村	生石、成ヶ島、由良湾、但し大阪湾限定
26	エコウイングあかし自然グループ	「水でつながる明石の自然」の調査及び保全、整備	明石全域（里山、ため池、海）
27	東お多福山草原保全・再生研究会	東お多福山におけるススキ草原の生物多様性の保全・再生	六甲山系東お多福山
28	ブナを植える会	六甲ブナの育樹	神戸市灘区の六甲山
29		鉢伏高原におけるブナの植樹～育樹	
30	ナショナル創造の森　育成会	西宮市塩瀬地区における【ナショナル創造の森】の育成	東山台宅地に隣接する「ナショナル創造の森」
31	行常しあわせの森つくり協議会	「竹林と樹林」を手入れし、「生きもの豊かな行常の里山」を創ろう！	加古川市志方町行常「行常の里山」
32	太市の郷	‘ふるさとの原風景再生プロジェクト’太市の郷	姫路市太市地区の里山・里地、及び大津茂川流域
33	神河町川上集落	野草の咲き乱れるススキ草原の復活	砥峰高原
34	特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム	上山高原の貴重で豊かな生態系を育むブナを主体とした広葉樹林とススキ草原の保全・復元	兵庫県北西部に位置する新温泉町の南西部、氷ノ山後山那岐山国定公園にある上山高原
35	アマフォレストの会	尼崎中央緑地の生物多様な森づくり	尼崎市臨海部の中央緑地
36	尼崎南部グリーンワークス	阪神間工業地域での「すき間緑化」による環境創造のまちづくり	尼崎市南部を中心に広く阪神地域
37	家島のささゆりを守り育てる会	地域の花「ささゆり」は家島の宝です	家島町宮海山：自生地、家島町西島：頂上石自生地、家島町真浦：加野増殖園
38	日本ななくさの会	七草を中心とした日本文化の伝承と野草の研究及び保全活動	姫路・青山「稲岡山・教専寺」
39	上郡中学校科学部	チスジノリを通して安室川の自然を復活させる取組	上郡町安室川流域
40	佐用川のオオサンショウウオを守る会	オオサンショウウオの棲める水環境の保全	佐用川を中心とした千種川
41	流域ネット猪名川	猪名川流域におけるネットワーク作りと外来種除去による在来種・貴重種の保全	猪名川流域
42	千種川圏域清流づくり委員会	夏の一斉水温調査を中心とした、千種川の環境および生物調査	千種川流域約100地点
43	NPO法人ひょうご森の倶楽部	ひょうごの豊かな森を守り、育てる活動	神戸市太子の森や川西市黒川地区など淡路島を除く県下全域20箇所の固定活動地ほか
44	ごもくやさん	中央公園の自然を守る会「ごもくやさん」	三田市中央公園
45	県立三木山森林公園管理事務所	他に類を見ない生物多様性に富んだ公園づくり	県立三木山森林公園
46	NPO法人三木自然愛好研究会	川・池の水再生と地域の水草再生事業	三木市細川町増田(ふるさと公園中心)
47	NPO法人棚田LOVER's	ひょうごの棚田・生物多様性保全プロジェクト	神崎郡市川町上牛尾の棚田、美方郡香美町貫田の棚田、佐用郡佐用町、姫路市等
48	特定非営利活動法人 WOOD NOTE	宍粟市生物と共存するまちづくり事業	宍粟市全域
49	NPO法人ひょうごエコ市民ネットワーク	大岡ゴルフ倶楽部敷地内におけるブナ育樹	豊岡市日高町大岡山
50	夙川に蛍を増やそう会	夙川に蛍を増やそう会	西宮市にある夙川の苦楽園口駅より、少し上流の辺り
51	桃島池の自然を考える会	ヒヌマイトトンボ	豊岡市城崎町の桃島池
52	特定非営利活動法人　尼崎21世紀の森	尼崎港・運河での生物（貝類・藻類等）を利用した水質浄化により生物が棲みやすい環境をつくる	尼崎港及び尼崎運河
53	西宮市きのこクラブOB会	夙川堤・甲山周辺の自然環境保全	夙川流域・甲山周辺
54	矢原山ホタルむら	矢原山ホタルむら	佐用町金子集落
55	江古花園運営委員会	江古花園・里山ふれあい「里山楽校」	丹波市青垣町東芦田　江古花園
56	コウノトリ湿地ネット	円山川下流域におけるコウノトリの生息環境づくり	円山川下流域内（主にﾊﾁｺﾞﾛｳの戸島湿地、田結地区内放棄田）
57	NPO法人 コウノトリ研究所	人と自然のつながりを作る	コウノトリの里公園、豊岡市内

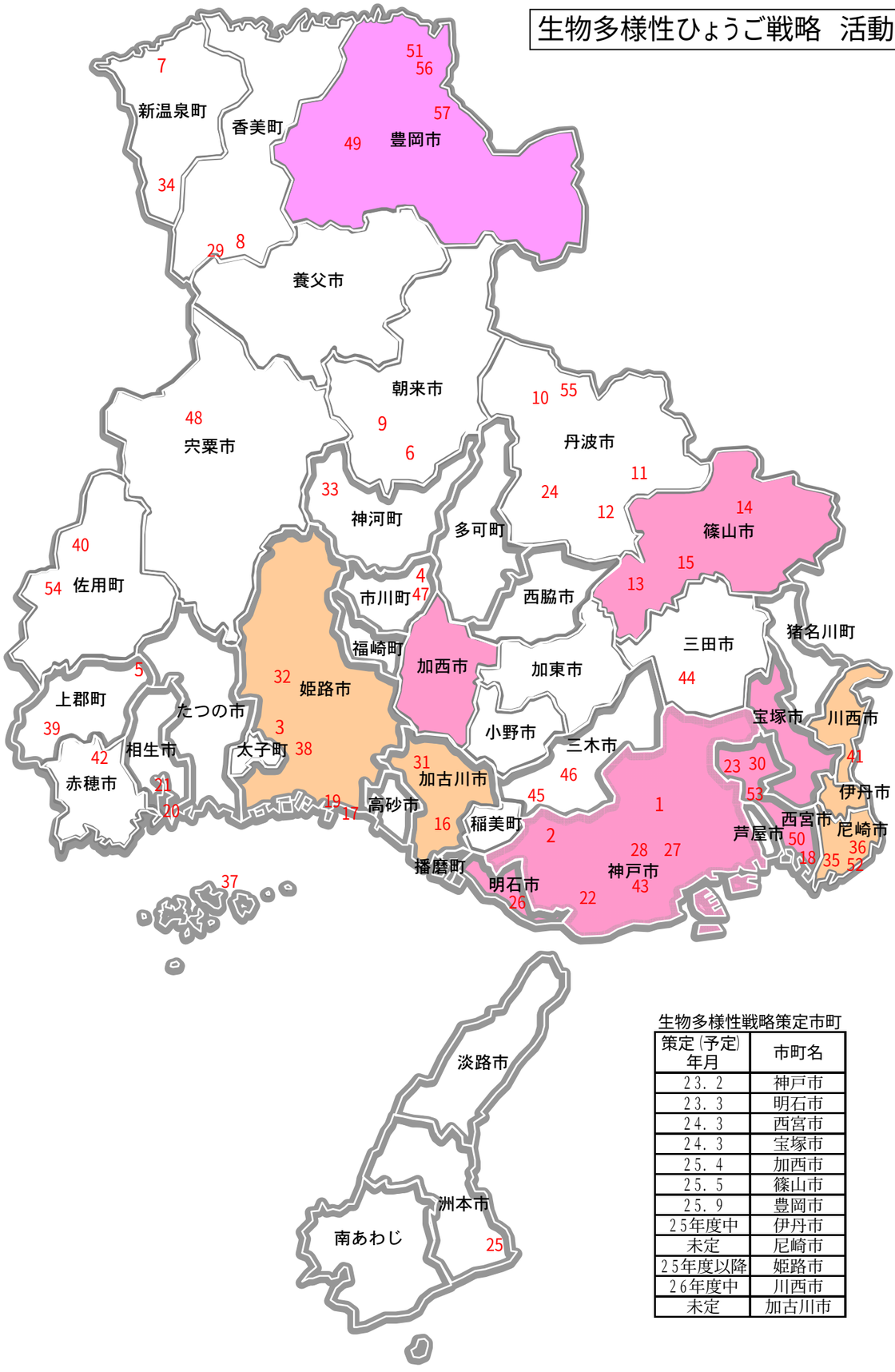

生物多様性戦略策定市町

策定（予定）年月	市町名
23．2	神戸市
23．3	明石市
24．3	西宮市
24．3	宝塚市
25．4	加西市
25．5	篠山市
25．9	豊岡市
25年度中	伊丹市
未定	尼崎市
25年度以降	姫路市
26年度中	川西市
未定	加古川市

生物多様性ひょうご戦略　活動状況　2

企業の生物多様性に対する取組状況

※掲載している企業の活動状況については「ひょうごの生物多様性プロジェクト」、「企業の森づくり」及び「六甲山系グリーンベルトの森づくり」の参画企業、「地域と共にはばたくひょうごの企業　社会貢献活動」及び「地域と共に歩むひょうごの企業」（いずれも兵庫県県民生活課協働推進室）などから抜粋しています
また、基金については全県対象のものを掲載しています
今後、情報提供等により、活動が増えることを期待しています

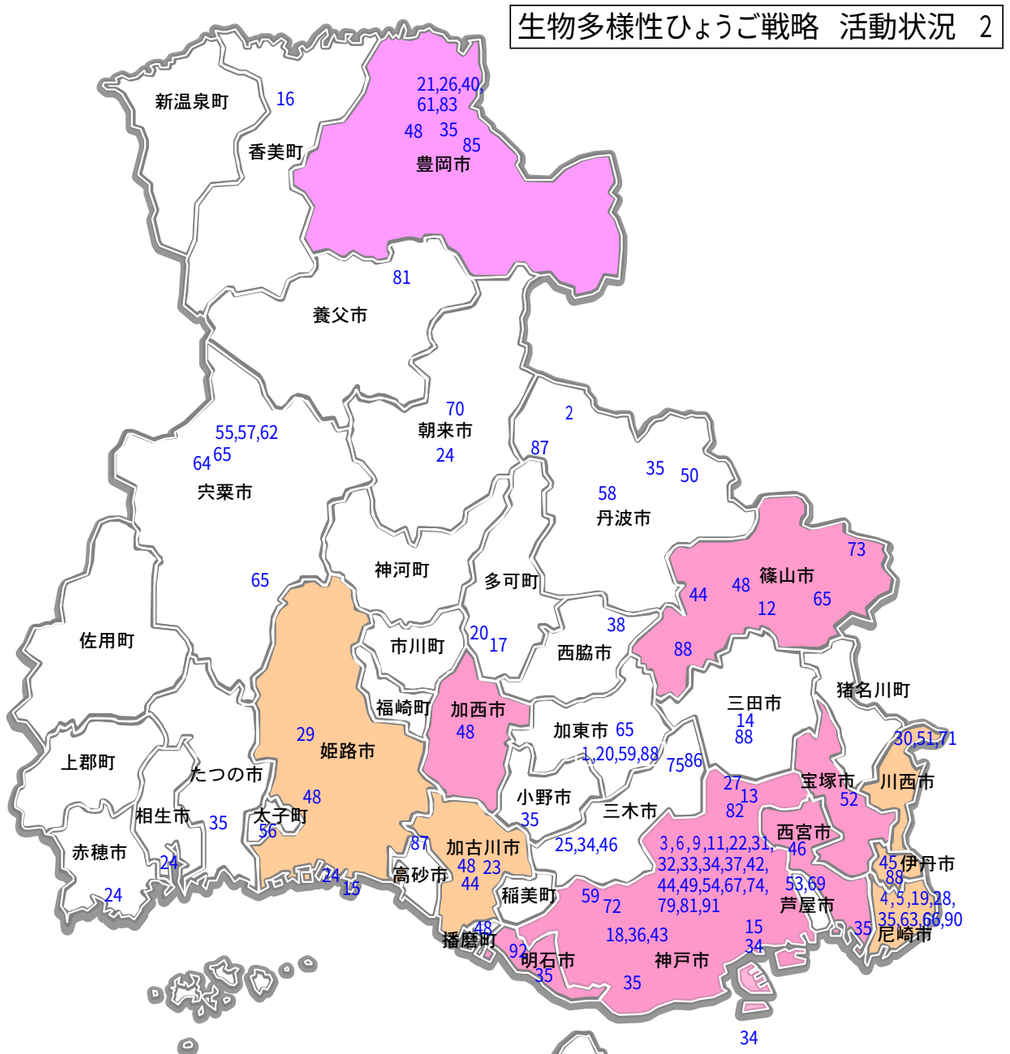

活動範囲が全県等にまたがる場合はこちらに記載しました。

	企業名	名称	活動場所
1	旭硝子㈱	企業の森づくり：ＡＧＣ旭硝子の森	加東市上久米
2	アサヒビール㈱	"うまい！を明日へ"プロジェクト	全県
		企業の森づくり（丹波）：遠阪アサヒの森	丹波市青垣町遠阪
3	アシックス労働組合・㈱アシックス	六甲山系グリーンベルトの森づくり「ＡＮＩＭＡの森」	神戸市灘区
4	尼崎信用金庫	あましん緑のプロジェクト（寄附を含む）	尼崎市
5	（公財）尼崎地域産業活性化機構	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
6	㈱新井組	六甲山系グリーンベルトの森づくり「出会いの森」	神戸市灘区
7	㈳淡路水交会	漁業者の森づくり	淡路島
8	イオン㈱	イオン　ふるさとの森づくり	県内新規出店地
		コウノトリが生息する自然保全活動（兵庫コウノトリWAON	全県
9	㈱伊田工務店	六甲山系グリーンベルトの森づくり「つながりの森」	神戸市東灘区
10	㈱伊藤園	お～いお茶「お茶で兵庫を美しく。」キャンペーン	全県
11	伊藤ハム㈱	六甲工場・神戸工場：こうべ森の学校	六甲山
12	ＮＰＯエコラ倶楽部	企業の森づくり（丹波）：曽地中里の山づくり	篠山市曽地中
13	エスペックミック㈱	バンビの里～エスペックビオトープ～	神戸市北区鹿の子台北町
14	㈱ＮＴＴドコモ	ドコモ兵庫三田の森	三田市尼寺
15	大阪ガス㈱	西播磨にこだわった緑地管理、生きものを呼び込むみどりづくり、ビオトープ、レフュージア	姫路製造所他
		マンションでの絶滅危惧種の保護	神戸市灘区
16	香住鶴㈱	「ふるさと香住塾」植樹活動参加（広葉樹）	香美町香住区（矢田川上流）
17	㈱カネカ高砂工場	企業の森づくり：カネカ未来の森	多可郡多可町八千代区
18	㈱上組	六甲山系グリーンベルトの森づくり「うさぎの森」	神戸市長田区
19	㈱香山組	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
20	川崎重工業㈱	企業の森づくり：川崎重工　西谷なごみの森	多可町八千代区大和西谷、大谷平
		やしろの森公園里山保全活動	加東市
21	川嶋建設㈱	コウノトリの野生復帰に向けた保全活動	豊岡市城崎町戸島ほか
22	㈱関西スーパーマーケット	森林環境保全活動（ブナを植える会に参加・協力）	六甲山鶴甲地区
23	関西電気工事工業協同組合	企業の森づくり：関電協の森	加古川市平荘町
24	関西電力㈱	自然の森づくり（エコロジー緑化）	姫路第１、姫路第２、赤穂、相生発電所
		ビオトープの造成	姫路第１、奥多々良木発電所
25	関西電力労働組合　兵庫地区本部、姫路地区本部	企業の森づくり：ＨＹＯＧＯ関労ふれあいの森	三木市細川町槙山
26	京セラドキュメントソリューションズ㈱	コウノトリの野生復帰に向けた保全活動	豊岡市城崎町戸島ほか
27	キリンビール㈱	レフュジアビオトープで希少種保全	神戸市北区（神戸工場）
		水源の森づくり	神戸市北区（神戸工場）
28	㈱クボタ	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
29	グローリー㈱	企業の森づくり：グローリー夢咲きの森	姫路市夢前町菅生淵
30	黒田電気㈱	企業の森づくり：企業の森・黒田電気	川西市黒川大土山
31	㈱好日山荘	六甲山系グリーンベルトの森づくり「山まゆの森」	神戸市東灘区
32	神戸経済同友会	企業の森づくり：神戸経済同友会の森	神戸市北区山田町下谷上
33	神戸信用金庫Walking倶楽部	六甲山系グリーンベルトの森づくり「さえずりの森」	神戸市東灘区
34	㈱神戸製鋼	鉄鋼スラグを活用した海洋環境保全	神戸空港沖
		灘浜サイエンススクエア（ビオトープ）	神戸市中央区脇浜町
		企業の森づくり：コベルコの森	三木市細川町槙山
		六甲山系グリーンベルトの森づくり「ＥＣＯＷＡＹ（エコウェイ）の森」	神戸市灘区
35	コカ・コーラウエスト㈱	企業の森づくり「さわやか自然の森」	小野市委田町高山、臼谷
		ビオトープづくり支援	神戸市（神出学園、尼崎市（園田東小、西宮市（高須西小）
		環境支援自動販売機	丹波市、豊岡市、明石市、たつの市、神戸市
36	㈳こども環境フォーラム	六甲山系グリーンベルトの森づくり	神戸市須磨区
37	コベルコシステム㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「Ｋｏｃｏｒｏちゃんの森」	神戸市東灘区
38	サントリーホールディングス㈱	企業の森づくり：サントリー天然水の森ひょうご西脇門柳山	西脇市黒田庄町門柳
39	山陽マルナカ	イオン　ふるさとの森づくり	県内新規出店地
		コウノトリが生息する自然保全活動（兵庫コウノトリWAON	全県
40	ＪＸ日鉱日石エネルギー㈱	コウノトリＣＳＲ「ＥＮＥＯＳわくわく生き物学校」	豊岡市城崎町戸島ほか
41	シスメックス㈱	シスメックステクノパーク（緑地保全）	神戸市西区
		企業の森づくり：シスメックスの森	小野市河合
42	清水建設㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり	神戸市東灘区
43	新日本カレンダー㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「ＮＫの森」	神戸市長田区
44	住友ゴム㈱	未来を植える！どんぐりプロジェクト	神戸市東灘区鴻が森、丹波並木道中央公園等
		フジバカマの植栽	加古川工場
45	住友電気工業㈱	伊丹の自然を守り育てる会「森部会」参加	伊丹市昆陽池
46	生活協同組合コープこうべ	企業の森づくり：コープこうべの森	西宮市越水字社家郷山
		コープこうべ環境基金	全県
		虹の仲間で森づくり（漁業者の森）	三木市
47	積水ハウス㈱	5本の樹計画	住宅販売地
48	全国共済農業協同組合連合会　兵庫県本部（ＪＡ共済連　兵庫）	ふるさとの森づくり	播磨町（野添北公園）、豊岡市（豊岡病院隣接地）、姫路市（稲岡神社）、篠山市（篠山城跡）、淡路市（淡路佐野運動公園、加西市（玉丘史跡公園）、加古川市（加古川医療センター）等
49	大和ハウス工業㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「和（なごみ）の森」	神戸市灘区
50	ダンロップスポーツ㈱	オオムラサキ飼育	丹波市市島町

	企業名	名称	活動場所
51	㈱チュチュアンナ	企業の森づくり：チュチュアンナの森	川西市黒川大土山
52	㈱ＴＩＥＮＳ　ＪＡＰＡＮ	企業の森づくり：ＴＩＥＮＳ　ｅｃｏｃａ？の森	宝塚市境野
53	東亜バルブエンジニアリング㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「いぶきの森」	芦屋市三条町
54	東京海上日動火災保険㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「あんしんの森」	神戸市東灘区
55	㈱東芝	企業の森づくり：東芝150万本の森づくり	宍粟市波賀町上野字上東山
56	㈱東芝セミコンダクター＆ストレージ社	カワバタモロコの飼育・フジバカマの栽培	揖保郡太子町（姫路半導体工場ほか）
57	東芝半導体サービス＆サポート㈱	企業の森づくり：東芝150万本の森づくり	宍粟市波賀町上野字上東山
58	東洋電機㈱	企業の森づくり（丹波）：甲賀の森の郷	丹波市氷上町成松
59	㈱トーホー	里山再生塾（兵庫楽農生活センター）	神戸市西区
		やしろの森公園里山保全活動	加東市
60	トヨタカローラ姫路㈱	「みんなで乗ろう！プリウス募金」	全県
61	トヨタ部品兵庫共販㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり	神戸市長田区
		コウノトリの野生復帰に向けた保全活動	豊岡市城崎町戸島ほか
62	西芝電機㈱	企業の森づくり：東芝150万本の森づくり	宍粟市波賀町上野字上東山
63	日鉄住金鋼板㈱	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
64	㈱日本触媒	日本触媒・水源の森（環境保全活動）	宍粟市波賀町原　赤西渓谷
65	日本生命保険相互会社	ニッセイ宍粟・篠山・社1，2・一宮の森	宍粟市波賀町、篠山市八上上、加東市社、宍粟市一宮町
66	日本山村硝子㈱	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
67	ネスレ日本㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり「ウエルネスの森」	神戸市東灘区
68	ネッツトヨタゾノ神戸㈱	「みんなで乗ろう！プリウス募金」	全県
69	㈱ノエビア	六甲山系グリーンベルトの森づくり「悠久の森」	芦屋市奥山貯水池南東
70	㈱ノーリツ	地球の笑顔～森林育成～プロジェクト	朝来市
71	能勢電鉄㈱	森林保全活動（川西里山クラブとの連携）	川西市能勢妙見山
72	パナソニック㈱	共存の森活動	神戸市西区
73	㈱阪急阪神交通社ホールディングス	企業の森づくり（丹波）：篠山宮代の里	篠山市宮代
74	バンドー化学㈱	ブナを植える会の植樹参加	六甲山鶴甲地区
75	兵庫開発㈱有馬ロイヤルゴルフクラブ	「いのちの森」プロジェクト	三木市吉川町（ジャパンメモリアルゴルフクラブ）
76	兵庫県漁業協同組合連合会	漁業者の森づくり（虹の仲間で森づくり）	三木市
		豊かな海創生活動（かいぼり、海底耕運等）	神戸・東播磨・西播磨・淡路地域
77	兵庫県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク兵庫信連）	エコ定期貯金	緑の少年団活動発表団体、小学生の環境チャレンジ発表大会参加校
78	兵庫トヨタ自動車㈱	「みんなで乗ろう！プリウス募金」	全県
79	兵庫三菱自動車販売㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり	神戸市東灘区
80	兵庫六甲農業協同組合（ＪＡ兵庫六甲）	田んぼの教室（生きもの調査含）	ＪＡ兵庫六甲管内
81	㈱フェリシモ	フェリシモの森基金活動	養父市、神戸市（六甲山）
82	富士ゼロックス兵庫㈱	企業の森づくり：富士ゼロックス兵庫の森	神戸市北区大沢町神付
83	復建調査設計㈱	コウノトリの野生復帰に向けた保全活動	豊岡市城崎町戸島ほか
84	マックスバリュ西日本㈱	イオン　ふるさとの森づくり	県内新規出店地
		コウノトリが生息する自然保全活動（兵庫コウノトリWAON	全県
85	円山川漁業協同組合	コウノトリの野生復帰に向けた保全活動・円山川外来生物駆除活動	円山川
86	㈱ミツカン	ミツカンよかわビオトープ	三木市吉川町
87	三菱重工㈱	企業の森づくり（丹波）：神船・大名草の森づくり	丹波市青垣町大名草
		企業の森づくり：三菱重工 たかみくらの森	高砂市
88	三菱電機㈱	企業の森づくり（丹波）：油井鎮守の森	篠山市油井
		瑞ヶ丘公園の桜を育てる会	伊丹市
		有馬富士公園での里山保全活動	三田市
		やしろの森公園里山保全活動	加東市
89	三ツ星ベルト㈱	ビオトープづくり支援	神戸市内小中学校等
90	メック㈱	尼崎の森中央緑地森づくり・苗木の里親	尼崎市
91	ＵＣＣ上島珈琲㈱	六甲山系グリーンベルトの森づくり	神戸市東灘区
92	ライオン㈱	オオムラサキ飼育	明石工場

第５章　行動計画の実施状況と新たな行動計画

１　各主体の役割

生物多様性の保全と持続的な利用を進めるための行動は、地方公共団体をはじめ、県民、ＮＰＯ、企業などのあらゆる主体が協働し地域の特徴を活かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤とする視点から、それぞれの主体が次のような役割を果たしていくことが期待されます。

行政の役割

- すべての事業で生物多様性の視点を持つことを可能とするための希少生物情報の提供や専門家による助言制度などの基盤整備
- 生物多様性の保全と創出に関する調査研究
- 生物多様性の保全のために必要な規制の実施や条例の制定
- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画の策定
- 自然環境の改変を伴う公共工事における生物多様性の保全への配慮
- 県民の参画と協働により生物多様性の保全を推進するためのＮＰＯ等の民間活動団体の活動支援
- 生物多様性の普及啓発を図るための環境学習やエコツーリズム等の推進
- 農林水産業など人の営みと生物多様性の調和を推進するため、農業では、化学肥料・農薬の使用を極力抑え、自然生態系の活力を可能な限り活かした人と環境にやさしい環境創造型農業の展開、林業では、里山林の整備、木材産業の振興や木質バイオマスの利用促進、水産業では、水産資源の管理や回復、魚礁や藻場の造成による生息環境の改善など、各分野の特性に応じた対策の推進

ＮＰＯ等活動団体の役割

- 生物多様性を保全するための活動を実践するとともに、広く県民の参加を受け入れるプログラムの提供
- 専門的な知見や経験を活かした企業や教育機関等の取組の支援
- 地域住民への生物多様性の保全や再生にかかる情報提供及び意識啓発
- 地域における野生動植物の情報収集
- 行政や企業等とのネットワークへの積極的な参画による連携・協働の促進

企業の役割

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握し、原材料の利用などにおける生物多様性に配慮した事業活動の推進

・　生物多様性に配慮した事業活動に関する情報の積極的な公開
・　社会貢献活動としての森林や里山等における生物多様性保全活動への参画、ＮＰＯ等の民間活動団体への支援
・　関係企業に対する生物多様性の保全と持続可能な利用への取組の啓発
・　研究機関やＮＰＯ等との連携の推進

農林水産業者の役割
・　生態系に配慮した農薬や肥料の使用
・　遺伝子組み換えにより品種改良された生物種の適切な使用による、自然生態系への配慮
・　環境保全に配慮した林業の推進
・　資源管理型漁業などによる海洋生物の持続的な利用
・　海洋生態系に配慮した養殖業の実施

県民の役割
・　生物多様性に配慮した商品を選択するなど、消費行動を通じた生物多様性の保全と持続可能な利用への貢献
・　自然とふれあい、自然を体験することを通じた生物多様性の重要性の理解、保全活動等への積極的な参加
・　希少野生動植物の捕獲や採取を行わないなど、野生動植物の保全
・　外来生物による生態系への影響や農林水産物への被害を理解し、飼っている外来生物を野外に放さないなどの外来生物法の遵守

2　行動の視点

各主体がそれぞれの役割を認識し、生物多様性の保全と持続的な利用に向けた取組を進めるにあたっては、次のような視点を持って進めていきます。

○　多様な主体の参画と協働(*)による支えあい

生物多様性の保全や持続可能な利用を進めるために、多くの人々が生物多様性の重要性について理解を深め、交流しながらお互いの活動を支えあい、生物多様性の保全・再生等に係る活動の輪を広げていくことのできるような取組を進めていきます。

○　人の営みと自然との共生

生物多様性のめぐみを次の世代に引き継いでいくために、社会経済活動と生物多様性の取組が調和するかたちで取組を進めていきます。

○　地域の特徴を活かす

それぞれの地域では、特色ある自然環境や生物多様性を活かして、独自の生業、環境、文化を築いてきました。地域独自の生業、環境、文化を保全・発展させる「地域力」が生物多様性の保全にも重要との視点に立ち、地域の魅力の再興を促し、兵庫県全体に活力をもたらす取組を進めます。

3　行動計画実施状況【新規】

「生物多様性ひょうご戦略」の策定後の行動計画の実施状況とその評価と課題を整理し、新たな行動計画策定に反映させます。

（1）すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

①　生物多様性配慮指針の作成

生物多様性に配慮した公共工事やＮＰＯ等の自然再生活動を推進するため、自然改変を伴う事業の実施や事業地の維持管理を行う際に、生物多様性の保全のためにはどのような視点を持って、具体的にどのような点に配慮していくことが必要なのかがわかる手引書として、工事の計画策定や実施段階で配慮すべき事項（多様な緑地や水辺、空隙の確保等）や工法事例（水田魚道の設置等）をとりまとめ、「生物多様性配慮指針」及び配慮事項ごとの事例集を作成し、関係機関に周知しました。

指針作成後、県土整備部局では、出石川の護岸工事において寄せ石等の設置が困難な場合は、希少種のオオサンショウウオの昼間の住処となる空隙を確保するため、専用のブロックを使用したり、農政環境部局では、宝塚市切畑長尾山の治山工事で、同じく希少種のナガレホトケドジョウの生息地であったため、一時避難を行ったのち、生息環境に配慮した工法を用い、移動空間の連続性を確保するなどの工法を実施するなど、多数の事例が報告されています。

＜事例集＞

・平成 22 年 3 月発行　　河川、道路、港湾・海岸
・平成 23 年 3 月発行　　森林、農用地、ため池
・　毎年見直し、事例の追加等を実施

【評価】

自然改変を伴う公共工事やＮＰＯ等の自然再生活動において生物多様性保全のために具体的な視点を持ち、具体的に配慮することが出来るよう生物多様性配慮指針を作成し、公共工事における生物多様性保全のための情報が集積されました。

【課題】
指針や事例集を有効に活用するためには、モニタリングによる改善や、生物多様性保全の地域全体での取り組み、環境学習との連携、部局間の連携などを確実に実行していくことが必要です。
また、モニタリング等の結果によっては、指針の見直しや、新たな工法等が施工された場合は事例集への追加が必要となります。

② 新たなレッドデータブックの策定

平成 7 年 3 月に全国に先駆けて策定し、平成 15 年に改訂した兵庫県版レッドデータブックを、地域の特色ある生物や生態系を含む新たなレッドデータブックとして順次作成しており、県民に情報を周知し、自然環境保全への配慮を促すとともに、環境影響評価制度でも活用されています。

平成 21 年度から作成している新たなレッドデータブックでは、希少種の保全とあわせて重要な生態系を保全する観点から、ホットスポットの抽出を行い、生息・生育環境の連続性を重視する観点から新たに生態系レッドリスト(*)も作成しました。今後も平成 28 年度まで動植物の種ごとに計画的に順次作成・改訂を行います。

リスト作成については、専門家による委員会を開催するとともに、植物誌研究会や昆虫同好会、トンボ研究会、日本野鳥の会等の団体や、様々な研究家の協力を得て実施しました。

＜改訂状況及び予定＞

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
植物 植物群落	生態系 地形 地質 自然景観	昆虫類	鳥類	貝類 その他無脊椎動物

・26～28 年度で、「魚類」、「両生類」、「は虫類」、「哺乳類」、「クモ類」について順次改訂
・毎年見直しを行い、追加・削除・ランク変更等を実施

【評価】
希少種の保全とあわせて絶滅危惧種が集中するような重要な生態系（ホットスポット）の抽出を行うとともにリスト化し、生物多様性の保全につなげました。「生態系」（全国で初めて選定）は、“希少な動植物がまとまって生育・生息する場”“希少種に限らず多様な生物群集が成立する場”として選定しました。

【課題】
生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化しています。このため、既存のデータも一定期間での見直しが必要です。
また、レッドリストを随時見直すことで、生物多様性の質がどう推移したかを把握し、生物多様性の保全につなげていく必要があります。
一方、レッドリストの作成、データの見直し時には必要な地域の情報等を収集する必要があります。研究会や同好会の高齢化による人材不足も懸念されるため、環境学習等を通じた人材育成、特定の貴重種、外来種を対象に活動している団体やＮＰＯ等との連携による情報収集のシステム化など新たな取組が必要です。

③ 外来生物対策の推進

平成 16 年、侵略的な外来生物による被害を予防するための「外来生物法」が制定されました。その翌年には、人と自然の博物館が中心となって、外来生物防除の課題と総合的対策の必要性など整理した「兵庫県の外来生物対策に向けた提案」をとりまとめました。そして、アライグマ、ヌートリアやブラックバスなどの動物だけでなくアレチウリやオオフサモなどの植物なども含め、生態系や人間生活に悪影響を及ぼす侵略的な外来生物の拡散を早期に食い止め駆除を効果的・計画的に実施していくために、ブラックリスト（要注意外来生物リスト）及び外来生物防除マニュアルを作成しました。

ア　ブラックリストの作成

平成 22 年 3 月に、県民等が外来生物について理解を深められるよう、県内の外来生物の生息・生育状況等を整理、リスト化して駆除の必要性を啓発しました。リストには、国が指定する特定外来生物だけでなく、兵庫県下及び隣接県で問題になっている生態系に悪影響のある種についても対象としました。

リストは生態系への影響の状況に応じて、毎年見直し、追加・削除・ランク変更等を実施し、近隣府県で発見されていても県内にまだ侵入してきていないと考えられる種についても、注意情報として周知しています。

さらに、県の公共工事における植物種の選定については、リストをもとに配慮が行われたり、事業実施の際に外来生物が見つかれば駆除するなど取組が進んでいます。特に、県土整備部では、「公共工事における植物種の選定について」を発出し、公共工事や工場等の敷地の緑化に係

る植物種の選定について、リストに掲載されている植物種を原則用いないよう関係機関に通知し、対象工事発注の際に特記仕様書に記載したり、工場敷地の緑化計画届や変更届の提出時に助言・指導しています。

イ　外来生物防除マニュアルの作成・公表

平成 22 年 3 月に「生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物への対応」として、県民や行政等に求められる外来生物への対応方法をわかりやすく記載し、ブラックリストとともに作成しました。平成 18 年（平成 23 年 2 月一部改正）に策定した「兵庫県アライグマ防除指針」（平成 23 年 2 月～平成 33 年）や「第 11 次鳥獣保護事業計画(*)」（平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）では、外来鳥獣を放獣しないように県民への指導を進めること、特定外来生物(*)に指定されたアライグマやヌートリアは積極的に排除することなどを盛り込んでいます。

在来種の生息に特に大きな影響を与えている動植物について、広く事業者やＮＰＯ等に周知することにより、在来種の保全及び生物多様性の保全に努めました。

【評価】

県内の外来生物の生息・生育状況等を整理、ブラックリスト（要注意外来生物リスト）を作成し、駆除等の必要性を啓発できました。さらに、県の公共工事の植物種の選定については、リストをもとに配慮が行われたり、実際に外来生物が見つかれば駆除する取組につながっています。

また、ブラックリストとともに県民や行政等に求められる外来生物への対応や防除マニュアルを作成し、在来種の保全、生物多様性の保全につとめる取組を進めることができました。

【課題】

広く県民への啓発を進めた結果、外来生物対策の必要性の認識は浸透してきています。しかし、特定外来生物による農業被害や生態系被害は深刻化し、特定外来生物以外の外来生物による生態系への影響も危惧されており、健全な生態系を維持するとともに、農林水産業を安心して営める環境を整えるためには、行政、県民、ＮＰＯ等、事業者が、外来生物の影響を抑止する行動を一層進めていくことが必要です。

また、生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化しています。このため、ブラックリストの既存データも一定期間による見直しが必要です。

④ 生物多様性アドバイザーの設置

地域における生物多様性の保全・再生を促進するため、公共工事を実施する行政機関をはじめ、企業やＮＰＯ、市民グループ等に対して、多様な生物の生息・生育環境を保全する観点から、現地の状況に応じた生物多様性への配慮の方法等を具体的に助言、指導する「生物多様性アドバイザー」を登録し、各主体からの要請に応じる制度を創設しました。

アドバイザーが行う助言等の内容は、

○　自然改変を伴う事業において、事業地における生物への影響を極力小さくするための配慮に関すること

○　既存の施設・事業地の維持管理において、生物多様性を向上させるための配慮に関すること

○　自然環境の保全・再生活動において、生物多様性の観点から留意すべき事項に関することとなっています。

実際の助言等の内容には、①行政機関に対しては、公園内の里山保全に関する指導・助言・調査、生物多様性地域戦略策定に係る委員としての参画、公共工事に伴う希少生物の保全など、②企業に対しては、工場における生物多様性に配慮した緑化形成やビオトープ池の管理、生物多様性に配慮した事業の推進、③活動団体に対しては、河川、ため池など淡水の生物の保全に関するアドバイスなどを行っています。

【評価】

希少種だけでなく、多様な生物の生息・生育環境を保全する観点から、様々な事業に対して生物を適切に保全する配慮の方法等を現地の状況に応じて、助言・指導する生物多様性アドバイザー制度を創設し、すべての事業で生物多様性へ配慮することができる基盤づくりができました。

【課題】

制度の有効な活用に向け、制度の周知を図り、誰もが利用しやすい制度にする必要があります。また、関係機関との連携を図り、実効性ある制度運用の仕組みづくりが必要です。

また、生物多様性の適切な保全のため、生物多様性に係る新たな工法等の施工など、生物多様性アドバイザーとの情報共有を図る仕組みをつくる必要があります。

（２）参画と協働による生物多様性保全活動の推進

生物多様性について学び、情報を得ることができる機会を提供し、

生物多様性に取り組む社会環境づくりを進めました。

① ＮＰＯ等の活動支援

県のホームページ「ひょうごの生物多様性ひろば」で活動状況を紹介するほか、生物多様性の保全・再生に取り組むＮＰＯ等の活動を一層促進するため、ＮＰＯ等が地域住民や県民、企業等に対して活動の意義や活動内容を発表する機会、企業とＮＰＯ等、行政が一堂に会しての意見交換会、専門家やＮＰＯ等の団体間相互の交流の場を提供し、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるため、ＮＰＯ団体間はもとより、企業や行政、地域住民や県民、専門家など様々な関係者・機関の参画・協働ができるようネットワーク化を図りました。

・「ひょうごの生物多様性ひろば」アクセス数 35,062 回(H26.1 現在)

【評価】

ＮＰＯ等、企業、行政、専門家など各団体間の交流、情報交換や活動報告の場を提供し、それぞれの役割や今後の活動のあり方、「生物多様性保全」で連携するための課題、その解決策などの情報や課題認識等を共有することで、より一層の活動の促進を図るためのネットワークが広がりました。

【課題】

地域住民、県民や企業等がＮＰＯ等との相互理解を深めるために、それぞれの情報の開示を進めたり、取組の方向性を明確に示す必要があります。相互理解のもとにメリットのある活動としてコーディネートすることで、各団体が進んで参画・協働できるように各団体に働きかけていく必要があります。

また、特定の貴重種、外来種を対象にして、レッドリストやブラックリストのデータ収集の一助を担う活動等への支援も必要になっています。

② 生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発

ア 生物多様性に関する活動情報の発信

ＮＰＯや企業等の生物多様性に関する活動をとりまとめ、県民が生物多様性に関する取組に気軽に参加したり、実践できるように、生物多様性に関する活動内容や活動場所等の情報を県のホームページ「ひょうごの生物多様性ひろば」に掲載するなど、インターネット等で発信しました。これにより、県民や企業も含めた相互理解が進むことによって、連携・協働した取組が促進されることが期待されています。

イ ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの実施

ＮＰＯ等による生物多様性の保全・再生に資する様々な取組がなされていることから、これらの活動の中からモデルとなる代表的な活動として 57 のプロジェクトを選定（平成 22 年度 36 プロジェクト、平成 23 年度 13 プロジェクト、平成 24 年度 8 プロジェクトを選定）し、広くＰＲすることによって県民等の参画をさらに促進するとともに、企業との連携をマッチングするなど、活動の発展を支援しました。

また、企業、事業者からの資金を、（公財）ひょうご環境創造協会に設置した「生物多様性ひょうご基金」で受け入れ、これらのプロジェクトに対する支援を実施しています。

区　　分	選定数	内　　容
希少種の保全に関するもの	２１	ウスイロヒョウモンモドキの保護活動や生態の調査研究（兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会）など
水辺環境の保全に関するもの(外来生物駆除を含む。)	１３	東播磨地域における水辺環境の保全・再生（いなみのため池ミュージアム協議会）など
地域生態系の保全・再生に関するもの	１７	六甲山ブナの植樹、鉢伏高原におけるブナの植樹～育樹（ブナを植える会）など
生物生息・生育環境の創出に関するもの	6	尼崎中央緑地の生物多様な森づくり（アマフォレストの会）など

ウ エコツーリズム(*)・グリーンツーリズム(*)の推進

環境学習施設での学習や貴重な自然環境に触れる機会を提供し、環境保全意識を高め、実践活動への参加の契機とすることを目的としたエコツーリズムと都市住民が豊かな自然に触れ、美しい景観を楽しむことを目的に田植え、間伐、地引網などの農林漁業体験を行うなど農山漁村との交流の場を提供するグリーンツーリズムを展開し、生物多様性保全活動に関する県民の理解と参画を促進しました。

エ 環境学習を通じた生物多様性に関する理解の促進

ＮＰＯ等が主体的に実施している環境学習の中に生物多様性への興味や理解を育む内容を組み入れるため、生物多様性に関する学習教材を作成し、次代を担う子どもたちが、人間を含むあらゆる生物のいのちを育む自然の大切さや命のつながりに気づくことができるようにしてい

ます。

このため、平成 18 年には、“ 体験型環境学習・教育の機会の幅広い提供 ”“ 環境学習・教育を支える基盤の構築 ”“ 実践活動を促す総合的支援策の充実 ” を柱とする「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定しました。この方針に基づき、幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が養われる極めて重要な時期であることから、幼児期に動植物に触れるなどの自然体験の機会を提供するとともに、幼児期から児童期への環境学習・教育の円滑な接続を図る「ひょうごっこグリーンガーデン」、地域の身近な環境や地域の環境問題を題材に、各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて環境教育を行うため、小・中・高校生の体験型学習の充実を図る「ひょうごグリーンスクール」を推進しました。また、こうした子どもたちの環境体験活動を地域の人材や資源を活かして総合的に支える「ひょうごグリーンサポートクラブ」を県下全域で展開することにより、自然環境やいのちを大切に思う “ こころ ” を育み、学習から実践へとつなげていきました。

また、植物観察会や植樹活動などを通じて緑を守り育てる大切さを学習する「緑の少年団」活動の推進などにも取り組んでいます。さらに、環境学習の拠点として、「気づき」「学び」「知る」ことができる環境学習施設「ひょうご環境体験館」を播磨科学公園都市に開設し、体験活動等を通じて、地球温暖化をはじめとする環境問題に関する意識の向上を図り、環境の保全と創造に関する活動への参加を促進しています。海の拠点としては、「県立いえしま自然体験センター」を設置し、小・中学生、高校生、大学生の環境学習・自然体験活動のフィールドとして活用しています。

このほか、西宮市では平成 4 年より独自の環境学習プログラム「地球ウォッチングクラブ（ＥＷＣ）・にしのみや」をスタートさせており、この活動は環境庁（現環境省）が全国展開する「こどもエコクラブ」事業のモデルとなっています。また、平成 10 年度からは、西宮市内の全小学生を対象に「エコカード」を活用した、地域・家庭・学校を結ぶ環境学習システムを導入し、平成 18 年度からは中学生以上の市民を対象とした「エコアクションカード」活動を、また平成 20 年度からは幼児を対象とする「ちきゅうとなかよしカード」活動を導入し、全ての世代の市民が環境活動に参画できるしくみを確立しています。

兵庫県内における、平成 25 年 9 月現在の「こどもエコクラブ」の会員登録数は、222 クラブ、2,466 名となっており、生き物調査やごみ拾いなどの環境活動を行いました。

○ひょうごっこグリーンガーデン

・ 幼稚園や保育所が自然体験、農作業体験等を通じて取り組む幼児自らが「生命の大切さ」に気づく体験型環境学習を展開する。

① 体験プログラム開発・実践事業

自然と命を守り、環境優先の園づくりに取り組む幼稚園・保育所を「研究園」として指定し、大学等の協力を得た指導計画を策定・実践する。(指定園･所数 10 園)

＜実施内容＞

○生物多様性の恵みを理解する（気づく）学習プログラムの開発と実践

○命の大切さやつながりを五感で感じる環境学習プログラムの開発と実践

○地域や家庭と共に取り組む環境学習プログラムの開発と実践

② ひょうごっこグリーンガーデンサポート事業

新たに体験型環境学習に取り組もうとする幼稚園・保育所による職員研修の講師や幼児への指導のサポート等の依頼に応じ、「ひょうごグリーンサポーター」や地域の支援者等による支援の実施（H19～24 実施園・所数 1,408 園 (H19～21 は「ひょうごっこグリーンガーデン実践事業」)）

③ 環境学習実践研修の実施

幼稚園・保育所での日々の暮らしや体験を通じた環境学習を推進するため、幼稚園教諭・保育士等を対象に、屋外での自然体験やグループワークによる参加体験型の研修を実施（H23～24 受講者 218 人）

○ひょうごグリーンスクール

① 環境体験事業

命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、小学校３年生が地域の自然の中へ出かけて行き、農家や自然観察・生物観察指導者、里山体験指導者など地域の人々などの協力を得ながら、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう体験型環境学習（年 3 回以上）を実施する。

＜実施校（公立）＞＊21 年度より全校実施

１９年度	２０年度	２１年度	２２年度	２３年度	２４年度
２１２校	５０８校	８０５校	７９３校	７９０校	７８３校

② 自然学校推進事業

小学校５年生を対象に、4 泊 5 日以上の日程で豊かな自然の中で自然観察、登山、ハイキングなど様々な活動を行う。

○ひょうごグリーンサポートクラブ

① ひょうごグリーンサポーターの募集・登録

地球温暖化防止活動推進員、里山環境体験指導者、水生生物観察指導者などの地域における環境学習を支える人材を県民局に登録し、学校園での環境学習を支援する。(登録者数 1,014 名(平成 25 年 3 月末現在)

オ 県民が生物多様性について学ぶ機会の提供

生物多様性に関する県民の理解を深めるため、これまでに実施している環境教育関連事業に、生物多様性の専門家や活動家を派遣し、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する意識啓発を行った。

生物多様性に関する内容を組み入れる既存制度

○出前講座（県）

県民から要請があった場合に、県職員が学校の授業や社員研修会へ出向いて県の施策を紹介する出前講座

○環境学習サポーター登録・紹介制度（ひょうご環境創造協会）

環境学習会や環境活動などを実施する場合に、講師やサポーターを紹介する制度

○ひょうご出前環境教室（ひょうご環境創造協会）

地域団体やグループ、学校等で環境学習を実施する場合に、(公財)ひょうご環境創造協会が選定した環境学習メニューを採用すれば、メニューに応じた講師を派遣してもらえる制度

（生物多様性・自然保護　分野の講義例）

- 里山の生き物のくらしを探る
- ホタル幼虫の育て方とホタルが増やせる河川環境について
- 河川の生き物から環境を知る
- 企業による生物多様性への貢献と推進する時の悩み
- 生物多様性とは何だろう？
- 生物多様性をゲーム感覚で楽しみながら自然観察　等

カ 学習指導者の養成

ナチュラルウォッチャーリーダー(*)、自然保護指導員、森のインストラクター、ため池保全活動参加者などを対象に、「環境ＮＧＯ・ＮＰＯと企業の生物多様性連携フォーラム」、「生物多様性を学ぶプログラム」、「原生林から里山林へ」、「里山林・人工林の管理」、「ため池・里海交流」など生物多様性に関係するテーマを取り上げたボランティア講座、研修会、シンポジウムなどを実施し、県民総参加による生物多様性の保全を推進するため、各地域や各分野において生物多様性の重要性を教えることができる指導者の養成を行いながら、多くの県民の方々に生物多様性の保全等に参画してもらっています。

【評価】

ＮＰＯ等や企業などの生物多様性に関する活動情報の発信、ひょうごの生物多様性保全プロジェクトの選定や環境学習など様々な場を通じて、生物多様性の保全と持続可能活動を県民等へ普及啓発してきました。

これにより、誰もが気軽に生物多様性に関する取組に参加できる環境づくりが進んできました。

【課題】
「生物多様性」という言葉そのものは広く普及し認知度も高まってきたと考えています。しかし、一過性のものとならないようにするためには、今後も継続して普及啓発をしていく必要があります。
生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が恒常的に意識され、実際の活動につなげていく必要があります。特に、次代を担う子どもたちへの環境学習等への取組がより一層必要となります。

県民総参加による生物多様性保全の推進のため、多くの方が指導者として生物多様性ひょうご戦略の策定前から活躍されています。
生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、さらに多くの県民の方々の参画が求められます。

＜主な指導者：平成 25 年 4 月 1 日現在＞

希少野生動植物種保存推進員
：希少な野生動植物について国民の理解を促し、調査研究を進めるため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 51 条に基づき、環境省が設置（任期３年の名誉職：県内 28 名）

自然保護指導員
：自然公園・自然環境保全地域等の巡回、自然保護・自然利用の指導のため、環境の保全と創造に関する条例に基づき県が設置（40 名）

自然公園指導員
：国立公園・国定公園の巡回、公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供のため、要綱に基づき環境省が設置（県内 61 名）

自然観察指導員
：自然観察会等の指導のため、(公財)日本自然保護協会の登録制度（県内 295 名）

鳥獣保護員
：鳥獣保護区の巡回、狩猟の監視ため、鳥獣保護法に基づき県が設置（48 名）

花緑いっぱい運動推進員
：平成 19 年度から、県下各地で、地域の緑化活動に取り組もうとするグループの育成、地域の緑化活動へのアドバイスなどを行う地域のリーダーとして（公財）兵庫県園芸・公園協会（花と緑のまちづくりセンター）が設置（162 名）

森のインストラクター
：平成 13 年度から「県民総参加の森づくり」運動の輪を広げるため、動植物の知識があり地域の森林・自然等の実情を熟知し、森の楽しみ方や森づくりの大切さを教える指導者として県が認定（201 名）

ナチュラルウォッチャーリーダー
：平成 18 年度から地域の自然環境の監視、保全、再生活動などに積極的に参画される県民を「**ナチュラルウォッチャーリーダー**」とする県の登録制度（161 名）

③ 企業のＣＳＲ活動等への支援

生物多様性に関するＣＳＲ活動を計画する企業や土地提供者・活動指導者となるＮＰＯ等の情報を生物多様性支援拠点（人と自然の博物館）に集約し、必要な情報を提供することにより、両者を結ぶコーディネートを実施しました。

また、企業が継続的に実施している生物多様性保全に関する事業活動を広く普及啓発することにより、生物多様性に貢献する企業のイメージアップを支援しました。

【評価】

企業の申し出等があった場合に、保全活動の場の提案や希少種の保全活動への協働に向けて、生物多様性支援拠点との連携を図り、実際の保全活動へ結びつけることができました。

また、企業が取り組んでいる生物多様性に関するＣＳＲ活動などの活動事例を発表する場や活動事例そのものを情報提供することで、企業のイメージアップにつなげることができました。

【課題】

生物多様性に着目した活動を行う企業はまだ少数なため、引き続きＰＲをする必要があります。そのためには、企業のＣＳＲ活動等が社会的に評価され、信頼性の向上につながり、企業にとってもメリットがあるものであるとの認識を浸透させるほか、具体的な取組方法の提案など、積極的に企業に働きかける必要があります。

また、生物多様性に関わる業種以外の企業の活動や中小企業へのＣＳＲ活動等の普及啓発を進めるなど、多種多様な業種や規模の大小など幅広く支援の対象を広げていく必要があります。

大阪ガス（株）姫路製造所の取組

大阪ガス（株）姫路製造所では、西播磨本来の生物多様性の高い生態系機能を備えた緑地の創出と維持を進めています。

多様な生きものの生息・生育空間を創出し、地域とつながるみどりを目指し、製造所内に「灘浜ビオトープ」を整備し、市川水系の水生動物、水生・湿生植物を製造所所員により導入しています。

平成 23 年には、県、人と自然の博物館との協働で、コウホネ（兵庫県版レッドリスト：Ａランク）を灘浜ビオトープに移植しました。移植したコウホネは、姫路市のため池に生えていましたが、ため池造成に伴い消失するものを避難させることにしたものです。

（３）人の営みと生物多様性の調和の推進

① 生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進

地球環境や生物多様性に配慮した環境創造型農業の推進や、集落ぐるみの営農活動の支援、針葉樹と広葉樹の混交林の育成、県産木材の利用促進、魚礁の設置や藻場の造成等のほか、都市住民による農村ボランティア活動等への支援を推進しました。

生物多様性の持続可能な利用は、自然の回復能力を超えない範囲で行うことにより成り立ちます。生物多様性を保全できる良好な生産環境を維持した産業を振興することにより、安全、安心な産物の供給や企業活動と生物多様性の調和を実現しています。

（農業）

ア 農薬や肥料の適切な使用

農薬や化学合成肥料の適度な使用による生物多様性への悪影響を抑制する観点から農薬や化学合成肥料の使用量低減に取り組む環境創造型農業を推進しています。更に生産者の技術向上を図るため、農薬及び化学合成肥料の低減技術の研究・開発に取り組み、開発された技術等をマニュアル化し、栽培技術研修会の開催、消費者等を対象とした環境創造型農業推進フォーラムや研修会の開催など、取組情報を広く発信することにより、生物多様性に配慮した農作物に対する生産者、消費者の理解を促し、人と環境にやさしい生産方式の一層の拡大に努めました。

また、ひょうご食品認証制度（ひょうご推奨ブランド及びひょうご安心ブランド）により、県民へ安全・安心な食料の供給を図っています。

<環境創造型農業推進のイメージ>

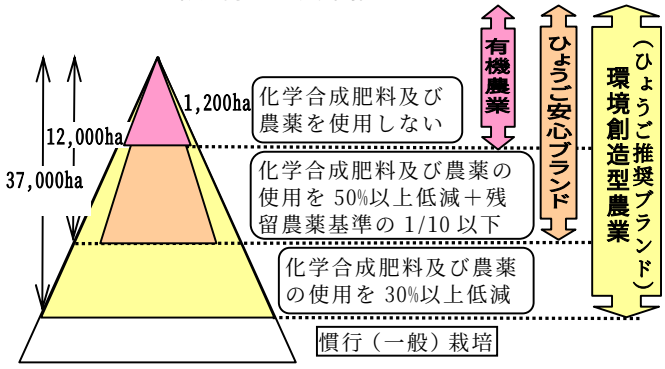

イ 地域ぐるみでの取組に対する支援

農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を面的に図る観点から、地域ぐるみでの農地・水路の草刈り、泥上げ、水質保全・生態系保全等の取り組みを支援しています。また、地域住民の参画を得た菜の花

の植栽や子供会との連携によるホタルの観察会を実施するなど、自然環境保全活動の取組を支援するなどきめ細やかな対応を実施しました。

ウ　食育を通じた生物多様性への理解促進及び地産地消の推進

学校給食に地場産や県内産の食材を積極的に取り入れて、地産地消の大切さについて子どもたちの理解を深めています。併せて、生物多様性パンフレット等の学習教材を活用し、生き物の命のめぐみによって自分たちが生かされており、命のつながりの大切さに気づくきっかけをつくっています。

エ　農業の担い手育成等における生物多様性の理解促進

農業の担い手育成時に、環境に配慮した農業手法の指導・普及を行っています。

また、企業の農業関連事業への参入時に、生産技術の習得や生産性向上とともに生物多様性への配慮がなされるよう、学識者やＮＰＯ等の指導や協力を受けることができるよう支援しています。

オ　遺伝子資源の保存・適正利用

遺伝子組換え生物等を環境へ放出することは生物多様性への影響が生じるおそれがあることから、カルタヘナ法に基づき事前の影響評価などが必要とされています。

有用植物等の遺伝情報や機能に関する知見を収集・保存し、試験研究を推進するとともに、県産特有の地場産業や伝統的作物、例えば、但馬牛、丹波黒大豆、武庫一寸そらまめなど、地域特有の遺伝子を守り後世につないでいきます。

（林業）

ア　多様な森づくり

生物多様性につながる里山林育成手法の技術開発と普及を進めます。人工林の管理にあたっては、木材生産機能だけでなく、森林の持つ公益的な機能を向上させるため、伐採跡地への広葉樹の導入による針葉樹林と広葉樹林の混交林化などを推進していきます。

イ　木材産業の振興

持続的な資源循環型林業の確立のために、林道・作業道を組み合わせた高密度路網の計画的な配置と高性能林業機械による低コスト作業システムを確立させ、原木の安定供給を図ります。また、(協)兵庫木材センターを核として、品質管理の徹底、供給量の増大等により県産木材製品の競争力を高めるとともに、県産木造住宅の建築促進、公共施設等の

木造・木質化の推進により、県産木材の利用拡大を進めます。

低コスト作業システム

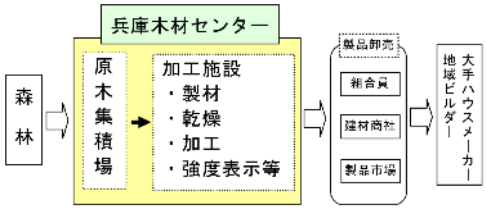

(協)兵庫木材センターにおける木材の流れ

(水産業)

ア 水産資源の安定供給

水産資源を持続的に利用するため、小型魚の保護などによる資源管理や休漁期・保護区・操業禁止区域の設定による資源回復への取組をさらに進めます。種苗を放流する場合には、生息適地へ放流することにより海域の生態系や種の遺伝的特性を攪乱しないように配慮します。また、魚礁の設置や増殖場の造成により魚介類の生息場所を確保するとともに、藻場の造成を進めています。

イ 水産業の振興と担い手の育成

研究や調査で得られた水産資源に関する情報を漁業者等に提供し、県産水産物を安定して提供できる体制を整えるとともに、漁業後継者の育成と漁業者の意識改革を促すために、栽培漁業、資源管理型漁業など幅広い分野での技術交流や研修会の開催を支援し水産業の振興と生物多様性の持続的な利用を図ります。

漁業者が取り組む資源管理の例

船びき網漁業 …… 週休日の設定、操業時間制限
小型底びき網漁業…… 週休日の設定、小型魚の保護
定置網漁業 …… 一定期間の休漁
べにずわいがにかご漁業‥ 現行の休漁期間に連続した30日間（6/１～30）の追加休漁
さわら流し網漁業 …… 週休日の設定、漁具の制限

（企業活動）

国において幅広い分野の事業者（企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者等）が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために示された生物多様性民間参画ガイドラインの普及を図るなど、事業活動が生物多様性に与える影響を自ら評価し、その影響の低減を図ることの重要性についての企業の理解と取組みを促進することにより、事業活動と生物多様性との調和を図ります。

◆生物多様性民間参画ガイドラインの概要より

事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的な考え方

理　念

①生物多様性の保全

多様な生態系、野生生物の種、地域個体群など遺伝子の多様性の保全等を、地域の自然的社会的条件に応じて行うこと。

②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

生物多様性の構成要素と、そこから得られるめぐみの長期的な減少をもたらさない方法により、生物の多様性の構成要素を利用すること。

取組の方向

①事業活動と生物多様性との関わり（めぐみと影響）を把握するよう努める。
②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
③取組の推進体制を整備するよう努める。

取組の進め方

①生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという姿勢を示す。
②実現可能性も勘案しながら、優先順位に従い取組を進める。

基本原則

①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化
②予防的な取組と順応的な取組
③長期的な観点

考慮すべき視点

①地域重視と広域的･グローバルな認識、②多様なステークスホルダーとの連携と配慮、③社会貢献、④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連、⑤サプライチェーンの考慮、⑥生物多様性に及ぼす影響の検討、⑦事業者の特性･規模等に応じた取組

【評価】
農林水産業においては、生物多様性につながる技術開発、生産者への技術講習会や消費者も含めた意識啓発など、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮した良好な生産環境を維持する取組が浸透してきています。
企業活動においても、その活動と生物多様性の調和を図る取組が広がりを見せてきています。
また、遺伝子組換え生物等への影響も「遺伝子組換え作物の栽培に関するガイドライン」に基づき、適切に取り組んでいます。

【課題】
森林、田園地域・里地里山、里海などは相互に関連しています。森・川・海は互いにつながっていることから、生態系全体を通じて生物多様性を保全する取組が必要です。そのためには、安全、安心な産物の供給や企業活動と生物多様性の調和の実現のため、さらに官民一体となった連携を強めていくことが必要となります。
また、遺伝子資源の保存・適正利用は、専門的知見が必要であり、大学等の研究機関との連携を図る必要があります。そして、県固有の遺伝子を純粋なものとして、後世につないでいく必要があります。

② 野生動物の適正捕獲・保護管理の推進

多様な野生鳥獣が将来にわたって存続し、人と野生鳥獣との調和ある関係を構築していくためには、野生鳥獣の保護管理を適切に進めることが重要であることから、個体数の増加による農林業や生態系等への被害、個体数の減少による絶滅の危機等が生じないよう、生息・生育状況の調査研究などに基づいた保護管理を充実・強化しています。さらに、野生鳥獣の個体数調整の対策のみならず、その生息環境の管理も実施しています。

このため、科学的な調査・研究に基づき、「適正捕獲による個体数管理」「被害防除」「生息地管理」を行う「野生鳥獣の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）」を総合的・計画的に進める拠点となる森林動物研究センターを中心に着実に進めています。

また、市町との連携のもと、森林動物研究センター(*)の研究成果を活かした人と野生動物の共生の促進を図っています。

○ 野生鳥獣の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）

「適正捕獲による個体数管理」	・課題のある野生動物の急激な増加や減少を防ぎ、適切な生息個体数を維持する
「被害防除」	・野生動物による農林業や人身に対する被害を抑えるためのリスク管理を行う

「生息地管理」　　・森林等の生息環境を適切に整備し、健全な生息状況を維持する基盤を整備する

○　野生鳥獣の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）の推進に向けた方策

（基本目標）

・野生動物による農林業被害の防除や人身被害の防止
・自然の恵みに裏付けられた中山間地域の振興
・野生動物と共存する地域文化の創出
・自然環境資源の持続的な利用
・生物多様性を保全する共生の森づくりなど自然環境の回復

（推進方策）

・科学的な根拠の確保のために「森林動物研究センター」の整備
・施策実行手段の確保のために「森林動物専門員制度」の創設
・県民参加と合意形成のために「野生動物保護管理運営協議会」の設置

【評価】

森林動物研究センターでは、経年的に取得した狩猟捕獲数、シカの糞塊の密度、出猟時のシカの目撃情報などを用い、個体数の推定手法を研究し、この研究成果は、本県だけでなく、島根県や環境省のニホンジカの個体数推定に用いられています。

さらに研究を重ねた結果、捕獲率の年変動等を組み込むことによって推定数の精度を上げ、保護管理計画の目標へ反映させています。

また、森林動物専門員が地域の実状を分析し、防護柵の点検・管理の徹底、野菜クズの撤去などの総合的な取組を指導することにより、シカ、イノシシ被害の減少に成果を上げている地域があります。

【課題】

県では、野生動物による農林業被害対策において、先進的な取組を進めており、その被害状況は減少し相当の効果を得ています。

しかし、シカが木の皮や下草を食べ、植生の消失を招いたり、アライグマによる在来種の捕食など外来生物による生態系のかく乱など、生態系への影響が懸念されています。

また、野生動物による農作物被害が甚大な地域を対象に、人と野生動物とのすみ分けを図る緩衝帯（バッファーゾーン）を造成する森林整備と野生動物被害防止対策等との連携を図り効果的な取組とする必要があります。

森林動物研究センター

野生動物に関わる様々な課題を解決し、「人」と「野生動物」、「森林などの自然」の共生を実現するため、科学的で計画的な野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）の推進拠点として、平成 19 年 4 月に開設しました。

1 森林動物研究センターの主な機能

○ 野生動物・生息地・社会環境などに関する調査研究
○ 現場対応の技術支援
○ 人材育成
○ 情報発信

2 研究員と森林動物専門員の連携による実践活動の支援

研究センターには「研究員」と「森林動物専門員」を、県民局（農林振興事務所など）には「森林動物指導員」を配置し、関係機関との連携を図りながら、地域の実状に応じた問題の解決に取り組んでいます。

（1） 研究員

（兵庫県立大学自然・環境科学研究所教員が兼務）

野生動物の保全と管理に必要な調査・研究を行い、施策の提案や対策を進めていきます。

【主な研究分野】

○ 森林環境や生態系に関する分野
○ リスク・マネジメントに関する分野
○ 地域社会や人間活動に関する分野
○ 野生動物の個体数管理に関する分野
○ 野生動物の行動制御に関する分野
○ 野生動物医学

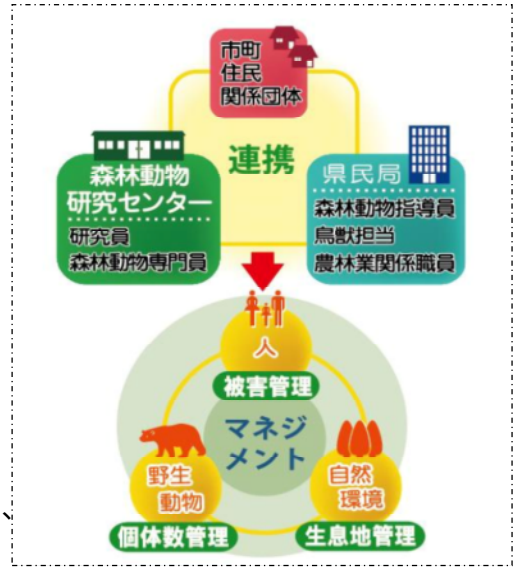

（2） 森林動物専門員

研究成果を活かし、地域の実状に応じた、現場対応を行います。

○ 獣害に強い地域づくりの支援
農林業被害の軽減に向けた支援を行います。また、出没要因や集落環境の診断に基づいて、獣害に強い集落環境の整備を支援します。

○ 野生動物の出没対応
クマやサルなどの出没対応。また、地域による追い払いの指導などを実施します。

○ 共生の空間づくりなど保全と管理の総合的推進
森林の整備による共生の空間づくりや、県内各地で野生動物の保全管理にあたる人材の確保と育成を図るため、効果的な研修・セミナーなどを実施します。

取組事例

シカ被害防止対策[個体数管理・被害管理]

農業・林業被害が軽微になるシカの生息密度（目撃効率 1.0 以下）をめざし、第４期シカ保護管理計画に基づき、年間捕獲目標を 30,000 頭として、シカ捕獲専任班の編制や狩猟期間の捕獲に対する捕獲報償費の支給、大量捕獲わなによる捕獲などにより捕獲の拡大を図っている。

平成 25 年度は目標達成を加速させるため、捕獲目標を 35,000 頭としている。

シカ推定生息数の推移（全県）

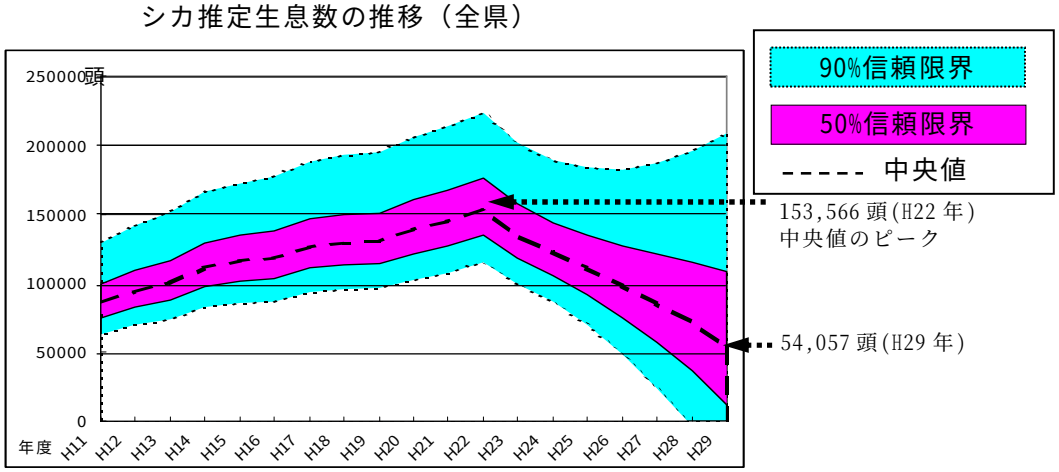

森林動物研究センターの推定によると、平成 22 年度からの捕獲拡大対策により、151,329 頭（H22.11 月）をピークに、県内のシカ推定生息数は減少に転じた。

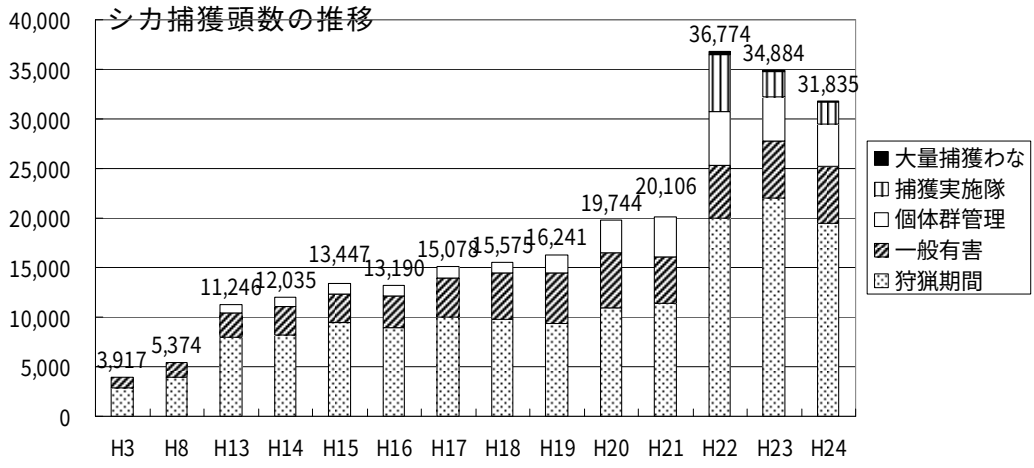

③ 防災機能と生物多様性との調和の推進

森林、水田やため池などは、生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、国土の保全や災害防止などの防災機能も有しています。最近では、これまで経験したことのない記録的な豪雨による自然災害が頻発しています。このため、森林や山地、農地、海岸における自然災害を最少限に抑えるため、老朽ため池の整備や地すべり防止対策、治山施設、海岸保全施設の整備など防災のための事業やＮＰＯ等の活動が生物多様性と調和したものとなるような技術開発を進めています。

表 3-1　自然のもつ防災・減災効果

[森林]
土中にしっかりと張った根は土砂の流出や山崩れを防ぎ、地上部はなだれや落石の発生を抑え、そして森林がつくる土壌はスポンジのように水をため込み、洪水や渇水を防ぎます。
●山崩れを防ぐ　●土砂の流出を防ぐ　●洪水を防ぐ　●なだれを防ぐ

[水田・畑・ため池]
●洪水を防ぐ
水田や畑、ため池は、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、時間をかけて徐々に下流に流すことによって洪水を防止・軽減し、下流域の暮らしの安全を守っています。

●土壌崩壊、土壌浸食を防ぐ
棚田では、生産活動を通じた定期的な補修を行うことにより、斜面の崩壊が未然に防止されているほか、平坦に貯えられた水や栽培されている作物が雨や風の影響を和らげることによって、土砂の流出や飛散が抑えられています。

●河川の水量を安定させる
日本は地形が急峻で河川も急流なため、水はすぐに海に流出してしまいますが、水田は川の水を貯え、徐々に地下に浸透させ、ゆっくり時間をかけて再び河川に戻すことにより、河川の流れを安定させています。

[海(砂浜)]
砂浜は、波の力を軽減するために極めて有効な防災機能を持っている防災施設です。

[都市]
公園や街路樹などは、災害発生時には避難地となり、延焼を防止する効果を発揮しています。また、グラウンド、駐車場などを遊水池（多目的遊水池）にすることで住宅への被害を減少させます。

【評価】
豪雨時の自然災害からの防災のため、災害緩衝林整備等の災害に強い森づくりと治山ダムの整備をあわせた総合的な山地防災対策、老朽化したため池の改修工事、防潮壁等の海岸保全施設整備などの防災基盤整備に取り組んできました。
各事業において、生物多様性の保全との調和の視点が浸透してきています。ＮＰＯ等の活動でも生物多様性との調和を図った取組が浸透し、技術的にも生物多様性に配慮された取組が進められています。

【課題】
防災機能と生物多様性との調和を図った取組の浸透を図っているが、さらに地域で活動するＮＰＯ等との連携を強め、より細やかな取組を進めていく必要があります。
また、森づくりにおいては、野生動物被害への対応として、野生動物育成林整備を進めていますが、野生動物被害防止対策等との連携を図ることが必要となります。

④ 地球温暖化への対応

生物が適応できない温暖化が進行し、避けられない危機となっています。また、在来種が適応できない地域では、より適応力のある植生にとってかわられ、例えば外来生物の侵入に関しても、温暖化が大きく影響すると考えられます。そのため、野生動植物の変化を観察し、地球温暖化により影響を受けやすい種や適応力の高い種を把握しています。その情報を地域住民やＮＰＯ等の様々な主体が共有することにより、野生動植物の保全や自然再生の取組等に活用しています。

また、二酸化炭素の吸収源としての森林の機能を強化するため、新ひょうごの森づくりを進めています。

地球温暖化対策としては、「温室効果ガス排出削減と経済発展を同時に達成する低炭素社会の実現」、「太陽光、風力、バイオマス(*)等のグリーンエネルギーの大幅導入」、「環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進」、「環境負荷の少ないライフスタイルへの変革」に関する取組を推進し、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画(*)」（平成 18 年 7 月改定）に基づき、条例による排出抑制、省エネ機器の導入促進、県民の省エネ行動の推進など総合的な対策を計画的に実施してきた結果、平成 22 年度の温室効果ガス排出量は平成 2 年度比 8.2%削減となり、同計画の削減見込値である 6.3%削減を達成しました。

引き続き、「第３次兵庫県地球温暖化防止推進計画」（平成 26 年 2 月策定）に掲げる「2020 年度に温室効果ガス排出量を 2005 年度比で 6%削減する」目標を達成するため、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働のもと、情報共有化を図り、それぞれの取組を確実に実施し、低炭素社会の実現を目指します。

また、県自らが大規模な消費者・事業者として、県民及び事業者に率先して環境負荷の低減に取り組むため、具体的な目標や取組内容等を定めた「環境率先行動計画」を策定しています。現行計画である「環境率先行動計画（ステップ４）」では、平成 27 年度に温室効果ガス排出量を平成 21 年度比で 6.8%以上削減することを目標としています。

【評価】

「新ひょうごの森づくり」を推進し、人工林の間伐による森林機能の高度化に努め、二酸化炭素の森林吸収源対策としての整備を計画どおりに進めています。

「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を進めてきた結果、地球温暖化対策の取組も浸透してきています。

また、兵庫県自らも「環境率先行動計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでおり、着実な成果を得ることが出来ています。

こうした取組は、地球温暖化の緩和の一助になるものと考えられ、地球温暖化による生物多様性への影響を抑制することにつながっています。

【課題】

地球温暖化による生態系への影響がどの程度あって、影響の受けやすい種、適応力の高い種の情報を研究機関等との連携によって、科学的な知見に基づいた情報収集の継続を行い、その情報を地域住民やＮＰＯ等、様々な主体に広く提供できる仕組みを検討し、野生動植物の保全や自然再生の取組等に活用していく必要があります。

また、福島第一原発の事故を受け、今後、原子力発電への依存度低下を図る中で、太陽光や風力、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーを導入する場合、動植物や生態系への影響を少なくし、生物多様性の保全と持続可能な利用に配慮することが必要です。

（４）行動計画を支える基盤整備

① 生物多様性支援拠点の整備・充実

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する情報の収集・整理・活用とともに、生物多様性に配慮する施策やＮＰＯ等の活動をサポートする機能を持つ「県立人と自然の博物館(*)」を生物多様性支援拠点として位置付けました。この支援拠点では、次のような活動を実施しています。

ア 生物多様性アドバイザーとの連携

事業活動や施策の推進に際して、専門的なアドバイスを必要とする際に、生物多様性アドバイザーとも連携を図り、各主体への支援に協力します。

イ 生物多様性に関する県民への情報提供

自然史系の博物館として、生物多様性に関してもセミナー、イベント等を通じ、広く県民へ情報提供を行っています。

ウ 多様な生物情報の収集・管理・蓄積

研究機関として、生物多様性の収集・管理・蓄積を行い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して支援拠点として役割を担っています。生物多様性に配慮する施策やＮＰＯ等の活動をサポートする機能も持っています。

【評価】
生物多様性に配慮する政策やＮＰＯ等の活動をサポートする機能を持つ「人と自然の博物館」を生物多様性支援拠点として位置付け、生物多様性アドバイザーとの連携、生物多様性に関する県民への情報提供、多様な生物情報の収集、管理、蓄積をしました。

【課題】
生物多様性の保全とその持続可能な利用の浸透をさらに図るため、行政、ＮＰＯ等活動団体、企業などと生物多様性支援拠点（人と自然の博物館）との連携を強め、有効かつ実効性のある基盤づくりを進める必要があります。

② 生物多様性保全のための予防的措置の充実

絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存、生物多様性重点対策種の指定、環境影響評価の推進などによる予防的措置の充実を図っています。

ア 絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存

絶滅のおそれのある植物種に関しては、平成 4 年から県立人と自然の博物館（生物多様性支援拠点）のジーンバンク(*)で種子の保存、栽培（増殖等）を行っています。種や遺伝子は一度失ってしまえば二度と取り戻せないことから、博物館、水族館や動物園の協力を得ながら積極的に保存しており、生物多様性を把握するうえで重要な生物標本を整理・保存しています。

イ 生物多様性重点対策種の指定

地域の生物多様性を保全するうえで重要な生物や生態系については、必要に応じて、県文化財保護条例による天然記念物指定制度や自然公園条例による動植物種指定制度、環境の保全と創造に関する条例による郷土記念物指定制度等を活用して保全を図っています。

希少な生物が生息する宝塚市の丸山湿原群の天然記念物指定の申請に向け関係機関との調整をしています。

ウ 環境影響評価の推進

環境影響評価制度(*)は、道路等の開発整備事業を行う者が、事業の実施前にあらかじめ環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、事業計画の内容や環境保全対策を検討することにより環境負荷の少ないより望ましい事業としていくための一連の手続です。

生物多様性の保全については、開発行為と自然の調和が何よりも重要です。開発面積の大小に関らず、地域の生物多様性への影響を考えていくことが必要であるため、生物多様性リストの作成や指導・助言体制の整備などによって全ての施策に生物多様性の視点を取り入れられるよう努めています。また、川や里山といった個々のフィールドで生物多様性を評価する調査方法は確立されつつありますが、自然全体をとらえた調査方法はまとまっていないため、生物多様性を適切に評価することができる調査方法の明確化を進め、平成 24 年 3 月には、レッドリストに選定した生態系について、環境影響評価指針に位置付けました。

加えて、事業のより早い段階から、環境への配慮を行い、重大な環境影響を回避する仕組みとして、環境影響評価法では、平成 25 年 4 月から計画段階環境配慮書、環境影響評価に関する条例では、平成 25 年 10 月から早期段階環境配慮書の手続が導入されています。

【評価】
人と自然の博物館（生物多様性支援拠点）のジーンバンクで、種子の保存、栽培をし、絶滅のおそれのある種の遺伝子の保存に取り組んでいます。また、企業との連携により、工場等の敷地を利用して希少植物のレフュージア（一時避難場所）として活用しました。
他にも、生物多様性重点対策種の指定や環境影響評価の推進などにより、生物多様性保全の予防的措置の充実に努めました。

【課題】
環境の保全と創造に関する条例など既存の制度を活用した生物多様性重点対策種の指定を進めることが必要です。指定を進めることで、生物多様性の保全の意識醸成の契機とすることができます。

③ 生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用

ア「生物圏保存地域（バイオスフェアリザーブ）」(*)の指定支援

環境問題を解決するための科学的基礎を発展させることを目的とした「人間と生物圏（Man and Biosphere:MAB）計画」(*)が、国連教育科学文化機関（ユネスコ）(*)の国際共同事業のひとつとして 1970 年に発足しました。計画の中で最も重要な柱のひとつが保全・条件整備・開発の３つの機能を持つ「生物圏保存地域」の指定制度です。日本では、５地域（屋久島、大台ケ原・大峰山、白山、志賀高原及び綾）が指定を受けており、県内においても、生物多様性が豊かで、地域指定の可能性のある地域については、地域の取組を支援していきます。

イ 世界ジオパークへの登録

景観として地質学的に重要であるばかりでなく、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値も含む地域を「ジオパーク」(*)として登録し、教育や観光、地域振興に役立てようとする動きが世界で広まっています。
山陰海岸国立公園と周辺地域からなる「山陰海岸ジオパーク」が平成 22 年に世界ジオパークネットワークへ加盟認定されました。

ウ ラムサール条約(*)への県内重要湿地の登録支援

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）に基づいて、「円山川下流・周辺水田」が平成 24 年 7 月に登録され、さらに、円山川下流域の指定地域拡大に向けた取組が進められています。湿地は、渡り鳥の越冬地や中継地となるだけではなく、多くの

生物のすみかや繁殖、採餌の場となっています。指定地域の拡大や県下にある湿地のうち、登録の可能性のある地域については、登録に向けた地域の動きを支援します。

【評価】
山陰海岸国立公園と周辺からなる「山陰海岸ジオパーク」が世界ジオパークネットワークへ加盟認定され、「円山川下流・周辺水田」がラムサール条約に基づいて登録されました。世界的な評価を得ることができ、生物多様性に係る重要地域保全に大きな成果を得る契機とすることができました。

【課題】
地域の保全の取組を今後も継続して支援する必要があります。また、登録・認定を契機として、生物多様性に係る重要な自然環境保全地域を活用し、エコツーリズム・グリーンツーリズムなどを活用した地域振興につなげる取組を推進する必要があります。

４　新たな行動計画（平成 25 年～）【継続強化を含む】

これまでの５年間に取り組んできた行動計画を継続することに加え、今後、新たに進める取組を拡充します。

（１）すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

① 生物多様性地域戦略策定の推進

生物多様性基本法には、「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない（第 13 条）」と規定して地域戦略の策定を促しています。

県としても、地域の主体的な取組を促進するため、県内市町に対し生物多様性地域戦略の策定を促して行きます。

また、より実効性のある生物多様性の保全及び持続可能な利用を進めるためには、さらに県民に身近な地域、例えば、公園や小・中学校域レベルでの戦略策定を進めることも有効であることから、生物多様性保全プロジェクト団体等へも生物多様性地域戦略の策定を働きかけて行きます。

② 大学等の研究者、活動団体等のネットワーク活用

レッドリスト、ブラックリスト等更新に必要な地域情報等の収集を担う、環境学習を通じた人材育成、大学等の研究者、ＮＰＯ等との連携などのネットワークづくり、市町等のレッドリスト、生き物調査結果等の情報収集等に努め、今後のレッドリストの計画的な更新に役立てます。

③ レッドリストの計画的な更新

生物の生息・生育状況は、環境の変化によって刻々と変化しています。このため、既存データの一定期間での見直しを、今後も継続する必要があります。レッドリスト、ブラックリスト（要注意外来生物リスト）など、既に策定されたものについて、モニタリング調査等に基づき常に最新のものに管理し、現状に即したデータに追加、修正等を実施し生物情報の蓄積と啓発を行います。

④ 生物多様性アドバイザーの活用推進

公共工事をはじめ自然環境の保全活動など、あらゆる事業で生物多様性アドバイザー制度が広く活用されるよう、制度の周知を図るほか、生物多様性に配慮した工法等に関して情報共有を図ります。さらに、市町、公園レベルなどの各地域での生物多様性戦略づくりを専門的見地から支援するなど、すべての事業で生物多様性に配慮することができるよう、効果的な活用の仕組みを確立します。

（２）参画と協働による生物多様性保全活動の推進

① ＮＰＯ等との連携と協働

ＮＰＯ等への「支援」から「連携と協働」の視点へと発展させるため、ＮＰＯ等の団体内の人材育成、活動資金、会員確保、活動への人的支援など、さまざまな課題解決に向け地域住民や県民、企業等との連携と協働を図れる機会を設けます。

② ＮＰＯ、企業等への活動支援の促進

ＮＰＯや企業等の意識醸成を図るため、生物多様性保全活動状況の収集などを行い、ホームページ等でＰＲします。また、特定の貴重種の保護、外来種の駆除を対象に活動している団体を「見守り隊」として登録し、活動を支援します。

③ 県民等への啓発

これまでの環境学習に加え、教育機関との連携を図り、さらに環境学習の中に生物多様性への興味や理解を育むことができるように検討します。

また、ホームページ等により施設情報、人材情報、イベント情報を発信し、有効に活用できるようにします。

④ 企業活動促進のためのＰＲの推進

ＣＳＲ活動による生物多様性保全活動等が浸透してきていますが、さらに中小企業や生物多様性に関わる業種以外の企業の参画を活発化するため、生物多様性への理解の促進を図るための啓発を実施します。

また、事業所周辺に生息する絶滅危惧種や希少な動植物を敷地内で保護・人工増殖を図り、生息地に戻したり、工事の際、希少種の一時避難先としての事業所緑地の提供など、生息域外保全協定制度化を進めます。

（３）人の営みと生物多様性の調和の推進

① 生物多様性に配慮した農林水産業の振興

農林水産業については、生産性との調和に留意しつつ、「水質の保全」「大気の保全」「土壌の保全」等の環境保全機能に、「生物多様性の保全」への貢献を新たな視点として加え、官民一体となって取り組みます。

② 野生動物の適正捕獲・保護管理の推進

農林業の被害に加え、植物の食害による森林の下層植生の衰退など、

生態系をかく乱するほどに増加したシカなど野生動物の適正捕獲を継続する一方、絶滅が危惧されるツキノワグマなどの野生動物の保護管理を合わせて進める。

また、アライグマ、ヌートリアなど特定外来生物による農業被害や生態系被害も深刻化しているため、これらの野生動物の捕獲も推進する。

③ 防災機能と生物多様性との調和の推進

森林、水田やため池などの生物多様性が保全された状況が、防災・減災機能を発揮する観点から、災害に強い森づくり（第２期）の実施や農村づくりの実施等、生物多様性と調和した防災事業等を推進します。

（４）行動計画を支える基盤整備

① 行動計画を支える基盤の充実

「県立人と自然の博物館」を生物多様性支援拠点として位置付け、情報の収集・整理・活用とともに、生物多様性に配慮する施策やＮＰＯ等の活動をサポートしていきます。

また、自然観察会や生物多様性の保全、再生活動などの県民が参加できるイベントや、さまざまな生物多様性にかかる情報発信を通じ、生物多様性の保全とその持続可能な利用を社会に浸透させていきます。

② 生物多様性保全のための予防的措置の充実

絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存、生物多様性重点対策種の指定、環境影響評価の推進を継続します。

また、事業所周辺に生息する絶滅危惧種や希少な動植物を敷地内で保護・人工増殖を図り、生息地に戻したり、工事の際、希少種の一時避難先としての事業所緑地の提供など､生息域外保全協定制度化を進めます。（再掲）

③ 生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用による地域振興の促進

ＧＩＡＨＳ（世界重要農業遺産）や人間と生物圏計画（ＭＡＢ）に基づくユネスコエコパーク（ＢＲ）指定制度の活用の検討やラムサール条約湿地の潜在候補地の登録支援を継続するとともに、生物多様性に係るこれらの重要地域保全の国際的な仕組みを活用し、重要地域がエコツーリズム等につながる取組となるよう支援し、生物多様性の取り組みが地域振興に結びつくようにします。

（５）県の行動計画と愛知目標

① 愛知目標

ＣＯＰ10 では、生物多様性に関する 2011 年以降の新たな世界目標である条約の新戦略計画が採択されました。生態系から受ける恩恵を絶やさないためにも、地球規模での生物多様性の保全と回復をめざし、緊急かつ効果的な行動を起こすことが求められています。そのための具体的な行動目標として、2020 年或いは 2015 年までをターゲットにした 20 項目からなる「愛知目標」が策定されました。

愛知目標は、生物多様性条約全体の取組を進めるための柔軟な枠組みとして位置付けられ、今後各国が、生物多様性の状況や取組の優先度等に応じて国別目標を設定し、各国の生物多様性国家戦略の中に組み込んでいくことが求められています。

【長期目標（ビジョン）】

「自然と共生する」世界の実現。

「2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、そのことによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界の実現です。

「自然との共生」の概念は、日本から生物多様性条約事務局に提案したもので、わが国の自然共生の考え方や知恵が、広く世界各国の理解と共感を得たものです。

【短期目標（ミッション）】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

2020 年までに、回復力のある生態系と、そこから得られる恩恵が継続されることを確保し、地球の生命の多様性を確保し、人類の福利（人間のゆたかな暮らし）と貧困解消に貢献します。

このためには、①生物多様性への圧力（損失原因）の軽減・生態系の回復・生物資源の持続可能な利用　②遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分　③適切な資金・能力の促進　④生物多様性の課題と価値が広く認知され、行動につながること（主流化）　⑤効果的な政策の実施、予防的アプローチと科学に基づく意思決定　を必要としています。

長期目標	2050 年	「自然と共生する“Living in harmony with nature”」
短期目標	2020 年	生物多様性の損失を止めるために、効果的かつ緊急な行動を実施する

● 個別目標（＊ 兵庫県が行動計画として取り組むべき 15 の目標はゴシック体）

戦略目標Ａ

各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

目標１　遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する

目標２　遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のために戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている

目標３　遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合する形で、国内の社会経済状況を考慮に入れつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置（補助金を含む）が廃止され、段階的に廃しされ、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定、適用される

目標４　遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える

戦略目標Ｂ

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。

目標５　2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度は少なくとも半減、また可能な場合にはゼロに近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する

目標６　2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿って生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる

目標７　2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される

目標８　2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる

目標９　2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するための定着経路を管理するための対策が講じられる

目標 10　2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する

戦略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。

目標 11　2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される

目標 12　2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅及び減少が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の維持や改善が達成される

目標 13　2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される

戦略目標D

生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。

目標 14　2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困及び弱者のニーズが考慮される

目標 15　2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する

目標 16　2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される

戦略目標E

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。

目標 17　2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している

目標 18　2020 年までに生物多様性とその習慣的な持続可能な利用に関連して、先住民と地域社会の伝統的知識・工夫・慣行が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約とその作業計画及び横断的事項の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に認識され、主流化される

目標 19　2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が改善され、広く共有され、適用される

目標 20　少なくとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までに戦略計画の効果的実施のための、全ての財源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資源動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきであること。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される必要がある

②愛知目標と県の行動計画の対応

愛知目標の中には、世界的、国家的に取り組む内容が含まれている。目標のうち県レベルで取り組むことができるものと、県の行動計画と対応させたものです。

県の行動計画	愛知目標
1　すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立 【取組】 ・生物多様性地域戦略の策定 ・生物多様性配慮指針の作成・更新 ・新たなレッドデータブックの策定・更新 ・レッドリストの計画的な更新（生物情報の収集、環境影響評価制度での適切な運用等） ・外来生物対策の推進（ブラックリスト、外来生物防除マニュアルの更新） ・生物多様性アドバイザーの活用の仕組みの確立	○目標１ 人々が生物多様性の価値と行動を認識する ○目標２ 生物多様性の価値が国と地方の計画などに組み込まれる ○目標５ 森林を含む自然生息地の損失、劣化・分断が顕著に減少する ○目標９ 侵略的外来種が制御され、根絶される ○目標 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される ○目標 14 自然の恵みが提供され、回復・保全される ○目標 15 劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を通じ、気候変動の緩和と適応に貢献する
2　参画と協働による生物多様性活動の推進 【取組】 ・ＮＰＯ等との連携と協働 ・ＮＰＯ等、企業への活動支援の促進（生物多様性アドバイザー、生物多様性ひょうご基金の活用等） ・県民等への啓発（ひょうごの生物多様性保全プロジェクト、エコツーリズム等の推進等） ・企業のＣＳＲ活動等への支援（プロジェクト等とのコーディネート機能の充実等） ・企業活動促進のためのＰＲの推進（具体的な取組方法の周知や保全協定制度などの仕組みの検討等）	○目標１ 人々が生物多様性の価値と行動を認識する ○目標４ 全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する ○目標５ 森林を含む自然生息地の損失、劣化・分断が顕著に減少する ○目標９ 侵略的外来種が制御され、根絶される ○目標 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される ○目標 19 生物多様性に関連する知識･科学技術が改善される

3　人の営みと生物多様性の調和の推進 【取組】 ・生物多様性に配慮した農林水産業の振興（環境創造型農業の推進等） ・野生動物の保護管理の推進 ・遺伝子資源の適正利用の推進 ・防災機能と生物多様性との調和の推進	○目標４ 全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する ○目標５ 森林を含む自然生息地の損失、劣化・分断が顕著に減少する ○目標６ 水産資源が持続的に漁獲される ○目標７ 農業・林業が持続可能に管理される ○目標８ 汚染が有害でない水準まで抑制される ○目標 13 作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最少化される
4　行動計画を支える基盤整備 【取組】 ・行動計画を支える基盤の充実 ・生物多様性保全のための予防的措置の充実 ・生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用による地域振興の促進	○目標１ 人々が生物多様性の価値と行動を認識する ○目標８ 汚染が有害でない水準まで抑制される ○目標 10 サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する ○目標 11 陸域の 17%、海域の 10%が保護地などにより保全される ○目標 12 絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される ○目標 19 生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される

第６章　戦略の効果的推進

１ 戦略の推進

本戦略は、県行政のみならず、あらゆる主体が連携し、それぞれが主体的に取組を進め、共有できる基本指針としての役割を担っていることから、戦略の理念のもと目標とする社会の実現に向け、戦略を効果的に推進するための連携をさらに進める必要があります。ＮＰＯ等の民間活動団体、事業者、県民などの様々な主体と情報を共有し、参画と協働により連携して取り組むことが重要となります。

このため、関係機関相互の連携を進め、新たな行動計画の実現に向け取組を推進します。

（１）庁内の連携

庁内関係部局で構成する推進組織を設置し、生物多様性保全に係る情報を相互に共有するなど、戦略で定めた行動計画の着実な推進を図ります。

（２）市町との連携

県と市町の連絡会議を開催し、県と市町、市町間の事業の連携を強化します。また、各市町における市町版生物多様性戦略の策定が県全体の生物多様性の保全に寄与することから、市町の環境施策（環境基本計画など）における生物多様性の保全をより具体的に進めることができる指針として、市町版生物多様性戦略が県内全市町において策定され、実施されるよう協力していきます。

（３）ＮＰＯ等の民間活動団体との連携と協働

生物多様性支援拠点を中心とするＮＰＯ等のネットワークを広げていくことにより、情報の共有・発信、相互の連携強化を進め、活動の一層の促進を図ります。

（４）企業等の事業者との連携

企業のＣＳＲ活動等の情報を広く県民や他の事業者に発信して企業の取組を普及することにより、多くの企業が生物多様性に関心を持ち、活動に取り組むことを促すとともに、必要に応じて取組への助言を行います。

また、ＮＰＯ等の民間活動団体との連携・協力が促進出来るよう支援していきます。

（５）国、近隣府県等との連携

国家戦略との連携を図るとともに、動植物の生息環境の保全・再生には県域を越えた広域的な取組も必要なことから、近隣府県とも積極的に連携・協力して取組を進めます。

特に、関西広域連合では、『「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」―環境先進地域「関西」へのさらなる挑戦―』を目標に、平成 23 年度に「関西広域環境保全計画」を策定し、「自然共生型社会づくり（生態系保全）」を進めています。平成 24 年度からは、特定非営利活動法人西日本自然史系博物館ネットワークと協働で、生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上の検討を進めており、事業化にあたっては、本県の先進的な取組を積極的に提案していきます。

また、広域的な鳥獣保護管理等においては、本県の森林動物研究センターの研究成果等を提供し、府県を越えて被害を与える野生鳥獣に対して、関西全体で適正な保護管理等の実施を進めています。

２　行動計画の工程表・数値目標及び点検評価

目標とする社会の実現に向けて、これまでの５年間の行動計画の継続に加え、新たに進める取組を拡充し、また愛知目標を踏まえた行動計画の行程と数値目標を下記のとおり改定に合わせて見直し設定し、その達成状況を生物多様性ひょうご戦略推進委員会において、毎年度点検・評価し、その効果を検証します。進捗状況の点検・評価にあたっては、生物多様性の動向及び事業の実施状況を年度毎にとりまとめ、県環境審議会に報告して、意見、提言を求め、取組をさらに推進します。

〔目標と行動計画の関連〕

行動計画 ／ ３つの目標	すべての事業で生物多様性の視点をもつことができる仕組みの確立	参画と協働による生物多様性保全活動の推進	人の営みと生物多様性の調和の推進	行動計画を支える基盤整備
いのちの大切さを基本に、参画と協働のもとで多様な生物を育む社会		◎		○
人の営みと自然が調和し、多様な生物のいのちのつながりとめぐみが循環・持続する社会	○		◎	◎
地域性豊かな自然と文化を守り育てる社会	◎		○	○

行動計画：すべての事業で生物多様性の視点を持つことができる仕組みの確立

愛知目標：１・２・５・９・１２・１４・１５

項　目	内　容	数値目標等(目標年次)	取組状況等(年度)
生物多様性地域戦略の策定の推進	・各市町での生物多様性地域戦略の策定 ・公園、小・中学校域等の地域のエリアレベルでの戦略の策定	・30 市町（H29） ・県内 20 箇所（H29）	戦略策定済 7 市町(H25) 8 箇所(H24)
生物多様性配慮指針の作成	・道路、河川、海岸等の指針作成 ・森林、農用地、ため池等の指針作成 ・指針の更新（事例の追加、修正等を毎年実施）	・生物多様性配慮指針の更新（事例の追加、修正等を毎年実施）	指針作成 （H21～22） 指針更新(H24～)
新たなレッドデータブックの策定	・生態系、植物、昆虫類、鳥類、魚類、ほ乳類等の分類ごとに順次策定 ・策定済みデータの更新（ランクの見直しや追加、修正、削除等を毎年実施）	・15 分類の新たなレッドデータブックの策定（H28） ・データの追加、修正(毎年実施)	植物等(H21) 生態系等(H22) 昆虫(H23) 鳥類(H24) 貝類等、魚類、両生類、は虫類、哺乳類、クモ類(H25～28) リスト更新(H22～)
レッドリストの計画的な更新	・レッドリストの作成、見直しに必要な情報等の収集のための人材育成、特定の貴重種の保護、外来種の駆除等の活動をしている団体（「見守り隊」）等のネットワークの構築	・見守り隊の登録数 15 団体(H29)	見守り隊の登録等 (H25～)
外来生物対策の推進	・レッドデータブックの策定に合わせて、ブラックリスト、外来生物防除マニュアルを作成 ・「見守り隊」の活動等による情報収集の実施 ・既存リスト等の更新（追加、修正、削除等を毎年実施）	・ブラックリスト、外来生物防除マニュアルの作成 ・リストの追加、修正(毎年実施)	ﾌﾞﾗｯｸﾘｽﾄ・ﾏﾆｭｱﾙ等作成（H21） ｱﾗｲｸﾞﾏ防除指針作成(H22) リスト等更新 (H22～)
生物多様性ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの設置と仕組みの確立	・体制・運用手法等の検討 ・生物多様性アドバイザーの運用	・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰの登録人数 50 人（H29）	ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ登録人数 23 人(H25)

行動計画：参画と協働による生物多様性保全活動の推進

愛知目標：１・４・５・９・１２・１９

項　目	内　容	数値目標等（目標年次）	取組状況等（年度）
ＮＰＯ等との連携と協働	・資金や会員を確保するための活動発表会の開催 ・ＮＰＯ相互が交流や情報交換できる場の提供によるネットワーク化の促進 ・地域住民や県民、企業等との連携と協働を図れる機会の提供	・生物多様性ネットワークに参画するNPO 等の数 150 団体（H29）	活動発表会の開催 (H23～) ﾈｯﾄﾜｰｸ参画団体数 82 団体(H24)
ＮＰＯ等、企業への活動支援の促進	・特定の貴重種、外来種を対象に活動している団体（「見守り隊」）の登録 ・団体、企業等の活動の様子を情報発信	・見守り隊の登録数 15 団体(H29)【再掲】	見守り隊の登録 (H25～)
生物多様性の重要性に関する県民等への普及啓発	・自然再生・保全の取組推進 ・県民の参画を促すＮＰＯ等の活動情報の発信（H22～） ・保全活動の象徴となるシンボルプロジェクトの実施（H21～） ・エコツーリズムやグリーンツーリズムの推進 ・グリーンスクール事業等を通じた環境学習の推進（H21～） ・地域団体の環境学習会や企業の社員研修等へのＮＰＯ等リーダの派遣（H22～） ・生物多様性指導者の養成（H21～） ・環境学習の中に生物多様性への興味や理解を促進	・農山漁村ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ数 14,600 人（H32） ・ため池保全活動の参加者数／年（新規） 10,000 人（H32） ・シンボルプロジェクト(57)への支援、ネットワーク強化 ・指導者養成数 300 人（H29）	ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ数 13,364 人(H24) 参加者数 8,798 人(H24) ひょうごの生物多様性保全ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ数 57(H24) 指導者養成数 238 人(H24) ｸﾞﾘｰﾝｻﾎﾟｰﾀｰ登録者 1,014 人(H24)
企業のＣＳＲ活動等への支援	・企業と土地所有者・活動指導者を結ぶコーディネート機能の充実（H21～） ・企業の生物多様性に関する事業活動の情報発信（H22～）	・生物多様性支援拠点によるコーディネート件数 50 件（H29）	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ件数 19 件(H23)
企業活動促進のためのＰＲの推進	・生物多様性に関わる業種以外の企業の活動の活発化 ・中小企業におけるＣＳＲ活動の浸透 ・企業が協力して貴重種避難を行う仕組みづくり	・保全協定の制度化	研修会の開催等 (H25～)

行動計画：人の営みと生物多様性の調和の推進

愛知目標：４・５・６・７・８・１３

項　目	内容	数値目標等（目標年次）	取組状況等（年度）
生物多様性に配慮した農林水産業の振興と企業活動の推進	・農薬や肥料の適正使用など環境創造型農業の推進 ・集落ぐるみの営農活動の支援 ・食育を通じた生物多様性への理解促進 ・広葉樹林や複層林の育成、県産木材の利用促進 ・魚礁の設置や藻場の造成等 ・事業活動による生物多様性への影響評価を行う企業の取組の促進（H21～） ・「生物多様性の保全」への貢献を新たな視点の追加	・環境創造型農業の生産面積 37,000ha(H32) ・地域ぐるみで農村環境保全活動を実施する面積（農地・水保全管理支払交付金制度取組面積） 48,650ha(H32) ・里山林の再生 25,400ha（H32） ・県内藻場面積 2,120 ha（H32）	環境創造型農業生産面積 24,955ha(H24) 地域ぐるみ農村環境保全活動実施面積 46,715ha（H24） 里山林再生面積 19,935ha(H24) 県内藻場面積 2,041ha(H24)
野生動物の適正捕獲・保護管理の推進	・森林動物研究センターの成果を活かした人と野生動物の共生の促進 ・科学的で計画的な野生動物の保護管理（ワイルドライフ・マネジメント）の推進 ・野生動物の適正捕獲の推進 ・外来生物の捕獲の推進	・シカの目撃効率 1.0 以下(H28) ・シカの捕獲頭数 35,000 頭/年(H26) ・アライグマ・ヌートリア捕獲頭数 7,000 頭/年(当面)	第 11 次鳥獣保護事業計画(H24～)等 シカの捕獲頭数 31,835 頭(H24) アライグマ・ヌートリア捕獲頭数 4,369 頭(H24)
防災機能と生物多様性との調和の推進	・森林や河川等における防災事業と生物多様性が調和する技術開発	・災害に強い森づくり整備面積 27,900ha(H27)第 2 期	災害に強い森づくり整備面積 20,092ha(H24)
地球温暖化への対応	・地球温暖化による動植物への影響把握 ・影響を受けやすい生物種の情報提供による保全活動への活用		レッドデータブック等による情報提供(H22～)

行動計画を支える基盤整備

愛知目標：１・８・１０・１１・１２・１９

項　目	内容	取組状況等(年度)
生物多様性支援拠点の機能充実	・運営方法の検討、拠点の立ち上げ ・県民の相談窓口、生物多様性に関する情報収集・提供 （生物多様性支援拠点施設（人と自然の博物館）：生物多様性に関するセミナーの開催、常設展示・企画展示、自然環境情報の提供等）	生物多様性支援拠点施設（人と自然の博物館）位置付け(H21) ひょうごの生物多様性広場 HP 等の開設・運営(H21～)
行動計画を支える基盤の充実	・さまざまな生物多様性にかかる情報発信を通じた生物多様性の浸透 （兵庫県内の生物多様性情報を提供するため、ＨＰを開設、随時情報の更新実施）	ひょうごの生物多様性広場 HP 等の開設・運営(H21～)【再掲】
生物多様性保全のための予防的措置の充実	・絶滅のおそれのある種や遺伝子の保存 ・条例等に基づく生物多様性重点対策種の指定 ・計画段階の早い時期からの環境影響評価の実施 ・貴重種避難の際、工場敷地内での受入促進	ジーンバンク事業の実施(H4～) 環境影響評価配慮書手続の導入(H25～) 保全協定制度化(H25～)【再掲】
生物多様性に係る重要地域保全のための国際的な仕組みの活用による地域振興の促進	・生物圏保存地域の指定や世界ジオパークの登録支援 ・重要地域保全等の国際的な仕組みを活用し、重要地域がエコツーリズム等につながる取組となるよう支援し、生物多様性の取組の地域振興との結びつけ	山陰海岸ジオパーク認定(H22) 円山川下流域・周辺水田ラムサール条約湿地登録(H24)

県内のすべての生物種の健全性を保つ

生物種の健全性が損なわれると、生育・生息基盤が脆弱で絶滅の危険性が高い野生生物が最初に悪影響を受けると考えられることから、兵庫県レッドデータブックにおいて絶滅の危険性を示すランク（Ａ～Ｃ）ごとに掲載している生物種について、現在のランクからの変動状況を把握することにより、すべての生物種の健全性を評価する。

資料編

1　用語解説

	用語	頁	解説
あ	アマモ	Ｐ４２	海底の砂泥地に生育する種子植物の一種。ショウブのような緑色で細長い葉をもつ多年生草本。雌雄同株で、小さな花（雄花と雌花）を咲かせて種子をつくる。日本各地の沿岸に分布し、アマモや同属のコアマモは遠浅の砂泥海底に「アマモ場」と呼ばれる群落を形成する。アマモ場は魚類の産卵場所、幼稚魚や小型動物の生息場所となり、海水を浄化する場所としても重要である。
う	上山高原エコミュージアム	Ｐ２８	エコミュージアムとは、地域全体を１つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとのふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念である。イヌワシなど貴重な野生生物が生息する新温泉町上山高原とその周辺地において、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、ＮＰＯ法人上山高原エコミュージアムを中心に、幅広い県民の参画と協働により、ススキ草原やブナ林復元等の自然保全活動、地域資源を生かした多彩な交流・実践プログラムを実施している。
え	エコツーリズム	Ｐ５７	旅行者が、地域の環境や生活や文化に悪影響なく触れ、それらを体験を通じて学ぶ旅行、滞在型観光等。価値的、経済的に地域の振興に繋がることも目的に含む。
え	ＮＧＯ・ＮＰＯ	Ｐ３８	NGOは「Non-Governmental Organization」の略で、「非政府組織」と訳し、NPOはNon-Profit Organization」の略で、「非営利組織」と訳される。どちらも営利よりも社会的使命を優先して活動する組織である。NGOは国連で使われ始めた用語で、日本では特に国際的に活動する民間非営利組織というイメージが強く、地域でまちづくりなどの活動をしている民間非営利組織は一般的にNPOといわれることが多い。
お	オゾン層	Ｐ１０	酸素の原子が3個結合した気体の分子がオゾンであり、成層圏でオゾン層とよばれる層を形成している。これがあることにより地球上の生物は太陽の紫外線から保護されている。フロンガスなどによるオゾン層の破壊が問題となり、様々な国際的な取り組みがもたれている。
か	環境と開発のための国際連合会議（地球サミット）	Ｐ１	平成4年、国際連合の主催により、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、環境と開発をテーマとする首脳レベルでの国際会議のこと。一般には地球サミット（the Earth Summit、国連地球サミット）と通称されることが多い。この会議で、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言（リオ宣言）」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。また、別途協議が続けられていた「気候変動枠組み条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。
か	外来生物	Ｐ１１	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物をいう。（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定）
か	間伐	Ｐ１０	育成している林木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促すこと。間伐は風害や雪害に強い林木の育成に不可欠であるほか、材質や生育のわるい林木を除く、光を入れて林床の植生を維持するといった役割ももっている。
か	環境の保全と創造に関する条例	Ｐ３	県民・事業者・行政など社会の構成員すべての参画と協働により、自然と共生し持続的発展が可能な環境適合型社会の形成をめざして、環境政策の基本理念や施策の方向を明らかにするとともに、新たな実効ある施策を盛り込んだ条例。平成7年7月制定。

	用語	頁	解説
か	環境影響評価に関する条例	Ｐ７５	開発事業による環境悪化を未然に防止する観点から、開発事業の実施に先だって、予め、その事業がもたらす環境への影響について調査･予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境保全措置を講じようとするもの。我が国では、閣議決定要綱、個別法、地方公共団体の条例、要綱等に基づき実施されてきたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が成立･公布されたことを受け、兵庫県では、平成10年1月に施行された。
く	グリーンツーリズム	Ｐ５７	緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流と楽しむ滞在型の余暇活動のこと。海外では一般的にアグリツーリズムと呼ぶ。
け	県立人と自然の博物館	Ｐ７４	平成4年、「人と自然の共生」をテーマに開館した県立の自然史系博物館。三田市にあり、100万点を超える収蔵資料をもち、「兵庫の自然誌」「地球･生命と大地」などの6つのテーマにわけた常設展示を用意するほか、動植物や化石、鉱物などの標本を手にとり観察したり、専門書から絵本まで様々な蔵書で調べ物をしたり、映像ライブラリーで生き物の姿を学んだりすることのできる「ひとはくサロン」がある。普及教育だけでなく、生物多様性に関する調査･研究や、その保全や活用を実践する官公庁･市民グループに対して様々な助言をするジーンバンク事業、シンクタンク事業も活発に行っている。
こ	国連ミレニアム生態系評価（ＭＡ）	Ｐ８	2001年に国連の呼びかけにより実施された、地球規模の生態系に関する科学的なアセスメント。地球生態系診断とも呼ばれる。生態系の変化が人間の福利に与える影響を評価し、生態系の保全と持続可能な利用を進め、人間の福利への生態系の貢献をより高めるために、われわれがとるべき行動は何かを科学的に示すことを目的としている。 事務局は国連環境計画（UNEP）に置かれ、2001年から2005年の間に実施され、2005年3月にその成果が発表された。
こ	国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）	Ｐ９	自然環境の保全、自然資源の持続的な利用の実現のため、政策提言、啓蒙活動、自然保護団体への支援を行うことを目的に、昭和23年に設立された国際的な自然保護の連合団体で、国家、政府機関･非政府機関（NGO）などが会員となって構成されている。 平成20年4月現在、84の国々から、111の政府機関、874の非政府機関、35の団体が会員として参加している。本部はスイスのグランにある。
さ	酸性雨	Ｐ１０	主として化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物(SOX)や窒素酸化物(NOX)などの酸性雨原因物質から生成した硫酸や硝酸が溶解した酸性の強い(pHの低い)雨、霧、雪を指す。また、風に乗って沈着する粒子状(エアロゾル)あるいはガス状の酸もこれに該当する。後者については、晴れた日でもみられることがある。植物の枯死、水生生物の生息環境の悪化、建築物などへの影響が懸念されている。
さ	参画と協働	Ｐ５０	自分たちの地域を住みやすくするため、ともに知恵やアイデアを出しあって、みんなのことはみんなで決めて、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組んでいくこと。兵庫県では、平成15年４月１日に「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、成熟社会にふさわしい、「参画と協働」による「美しい兵庫づくり」に取り組んでいる。条例では、「参画と協働」には、①「県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）」と②「県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）」という２つの場面があり、これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしている。
し	ＣＳＲ	Ｐ４３	Corporate Social Responsibilityの略で、「企業の社会的責任」と訳される。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方。

	用語	頁	解説
し	ジオパーク	Ｐ７６	世界ジオパークは、いわば地質版の世界遺産で、日本ジオパーク委が推薦し、世界ジオパークネットワーク（事務局パリ）が認定、登録するもので、ユネスコによる支援を受ける。特に重要な地質遺産を複数含む自然公園で、考古学的・生態学的もしくは文化的な価値のあるサイトも含む。ジオパークの活動には、(1)ジオツーリズムなどによる持続可能な社会・経済発展への貢献、(2)博物館などの中核施設の存在、(3)地質遺産の保護体制、(4)ジオパーク・ネットワークでの情報交換とその活性化、などが必要とされる。世界で50か所が認定されている。日本では2008年段階で「洞爺湖有珠山」「糸魚川」「島原」の3か所が日本ジオパークに認定され、世界ジオパークネットワークへ加盟申請されることとなっている。兵庫県では「山陰海岸」が登録を目指している。
し	新兵庫県地球温暖化防止推進計画	Ｐ７２	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出抑制のため、県民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、温室効果ガス削減のための施策を示す計画。平成12年7月策定された元の計画を平成18年7月に改訂したもの。2010年までに、兵庫県下で排出される温室効果ガスの量を、1990年時点の排出量を6%削減した量にまで削減することをめざしている。
し	ジーンバンク	Ｐ７５	遺伝資源となる野生種や品種、またその系統などを収集・保存するための機関および施設のこと。遺伝子銀行の意。
し	新ひょうごの森づくり	Ｐ２６	“森林は県民共通の財産である”との理解のもと、県民の参画と協働のもとに、森の回復と再生を推進するためのプランで、平成14年度から10ヵ年で「新ひょうごの森づくり」第1期対策を進めてきたが、現在第2期対策（平成24年度から10年）に移行している。
せ	生物多様性	Ｐ１	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。
せ	生物多様性基本法	Ｐ３	わが国初の、生物多様性の保全を目的とした基本法として平成20年6月に施行された。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備。また、政府による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。
せ	生物多様性国家戦略	Ｐ１３	私たちの子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることが出来るように、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取組の方向を定めたもの。平成7年10月に「生物多様性国家戦略」を決定し、平成14年には全面的に見直し「新・生物多様性国家戦略」を決定した。
せ	生物多様性条約	Ｐ１	(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分 を目的とする国際条約で、1992年5月に採択された。日本は平成4年6月13日に署名、平成5年5月28日に締結した。平成20年10月現在、日本を含む190か国とECが加盟している。本条約の締約国会議（通称：COP）は、1992年の採択以降2008年までに2年に1度のペース（ただし第1回から3回までは毎年）で9回実施されており、加盟国が一堂に会して生物多様性の保全と持続可能な利用に関して様々な議論が行われ、各種の国際的な枠組みを策定し多くの指針や原則などが決議されている。

	用語	頁	解説
せ	生物圏保存地域（バイオスフェアリザーブ）	Ｐ７６	「生物圏保存地域」は、国連機関UNESCOが環境問題を解決するのに必要な科学的基盤を発展させるための研究、管理、教育のために始めたプロジェクト”MAB（Man and the Biosphere Programme ＝ 人間と生物圏計画）”の研究フィールドとして指定された自然地域のこと。 生物圏保存地域では、「自然地域とその地域に存する遺伝物質の保護」に関する研究が進められており、原生的な核心部の「コアエリア」と人間活動響を受けるような「バッファゾーン」を設定して、比較研究することとなっている。 日本では、屋久島、志賀高原、白山、大台ヶ原の4箇所が「生物圏保存地域」に指定されている。
せ	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）	Ｐ１	生物多様性条約締約国会議とは、生物多様性条約の加盟国が一堂に会して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する様々な課題について議論し各種の国際的な枠組みを策定する定期的な会議のことで、COP（Conference of the Partiesの略）と呼称されることが多い。 第10回会議（COP10）は、平成22年(2010年）に愛知県・名古屋市で開催されることが決定している。2010年は、国連の定めた「国際生物多様性年」のほか、COP6（平成14年、オランダ・ハーグ）で採択された「締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という「2010年目標」の目標年にもあたることから、生物多様性条約にとって節目となる重要な会議とされている。
せ	絶滅危惧種	Ｐ９	地域の急速な環境変化、移入生物、乱獲などの原因により、個体数を減らし絶滅が危惧されている動植物の種のこと。
せ	生物多様性国家戦略2012-2020	Ｐ１	生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する政府の基本的な計画。平成7年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、平成14年、平成19年、平成22年に見直しを行ってきた。 　その後、愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性に関する世界目標となる愛知目標が採択され、各国はその達成に向けた国別目標を設定し、生物多様性国家戦略に反映することが求めらた。また、東日本大震災の発生や人口減少の進展をはじめとした昨今の社会状況を踏まえ、今後の自然共生社会のあり方を示すことが必要となり「生物多様性国家戦略2012－2020」を策定した。
た	第11次鳥獣保護事業計画	Ｐ５４	「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（通称 鳥獣保護法）」（平成14年法律第88号）に基づき環境大臣が定めた基本指針を受け、各都道府県知事が鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めたもの。第10次計画は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間を対象とする。兵庫県版では、鳥獣の捕獲等・飼育販売等の規制、生息環境の保護・整備、特定鳥獣保護管理計画の作成、狩猟制度の運用、兵庫県森林動物研究センターについて、鳥獣の生息状況の調査、鳥獣保護事業の啓発、鳥獣保護事業の実施体制の整備、鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項が定められている。 兵庫県WEBページの△兵庫県第10次保護事業計画書 http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html（PDFファイル）に詳細が掲載されている。
ち	地球温暖化	Ｐ１２	「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象」をいう。（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第1項）
と	特定外来生物	Ｐ５４	平成16年に制定された外来生物法により、「海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの」として政令で定められる生物種のことで、その個体（卵、種子などを含み、生きているもの）やその器官を対象としている。 特定外来生物の一覧は環境省WEBページ（http://www.env.go.jp/nature/intro/1outline/list/index.html）で確認することができる。

	用語	頁	解説
な	ナチュラルウオッチャー制度	Ｐ６０	一般の県民がナチュラルウオッチャーとして、身の回りや県内の自然を観察し、それを県に情報提供することにより自然環境の保全に役立てていく制度。
に	人間と生物圏計画	Ｐ７６	国連機関UNESCOが環境問題を解決するのに必要な科学的基盤を発展させるための研究、管理、教育のために始めたプロジェクトで、”MAB（Man and the Biosphere Programme）”と略称されることが多い。「よりよい人間の生存のための、よりよい生物圏の維持」を目的としている。日本では日本ユネスコ国内委員会に設けられたMAB国内委員会（事務局：文部科学省）によってこの計画の推進のための基本方針が作られている。
は	バイオマス	Ｐ７２	再生可能な生物由来の有機性資源のうち、化石資源を除いたもの。太陽のエネルギーを使って、生物が合成したものであり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源。理論的には燃焼させても大気中の二酸化炭素（CO2）を増加させない「カーボンニュートラル」という性質をもつ。
ひ	兵庫ビオトーププラン	Ｐ２５	ビオトープの保全･創出を目指し、行政をはじめ事業者や県民が、各種事業や日々の暮らしの中で取り組むためのプランで、平成7年に策定。全県版、地域版がある。
ひ	ヒートアイランド現象	Ｐ２５	都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面などの増加）とそれに伴う緑地や水面の減少、また都市のエネルギー消費に伴う人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱）の増加などにより、地表面の熱収支が変化したことが原因である。特に夜間においてその傾向が顕著に見られる。
ひ	兵庫県ヒートアイランド対策推進計画	Ｐ２５	ヒートアイランド現象を緩和するため、県民、事業者、行政が一体となって取り組むために平成17 年8月に策定した計画。人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善にとりくむことが基本方針に定められている。
ひ	兵庫県環境基本計画	Ｐ３	環境適合型社会の実現に向け、環境の保全と創造に関する施策を総合的･計画的に推進するため、その目指す方向と長期的な目標を示すとともに、基本的な施策の方向を明らかにする計画。平成8年6月策定。平成14年5月に改定し「新兵庫県環境基本計画」を策定。さらに、深刻化する地球環境問題に対応するため、平成２０年１２月に新たな「第3次兵庫県環境基本計画」を策定。
ひ	兵庫県レッドデータブック	Ｐ１６	兵庫県は、1995(平成7)年に他県にさきがけて、県内の希少動植物等の現況を示した「兵庫の貴重な自然−兵庫県版レッドデータブック−」を公表した。野生動植物に加えて、植物群落、地形、地質、自然景観を加えているのが特徴である。その8年後の2003(平成15)年3月には「改訂･兵庫の貴重な自然−兵庫県版レッドデータブック−2003」として改訂をし、平成21年度からは動植物の種ごとに計画的に順次作成･改訂を実施。 ○ Aランク：環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類に相当。兵庫県内において絶滅の危機に瀕している種など、緊急の保全対策、厳重な保全対策の必要な種。 ○Bランク：環境省レッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に相当。兵庫県内において絶滅の危険が増大している種など、極力生息環境、自生地などの保全が必要な種。 ○Cランク：環境省レッドデータブックの準絶滅危惧に相当。兵庫県内において存続基盤が脆弱な種。 ○要注目種：最近減少の著しい種、優れた自然環境の指標となる種などの貴重種に準ずる種。 ○地域限定貴重種：兵庫県全域で見ると貴重とはいえないが、兵庫県内の特定の地域においてはA、B、C、要注目のいずれかのランクに該当する程度の貴重性を有する種。 ○要調査種：環境省レッドデータブックの情報不足に相当。本県での生息･生育の実態がほとんどわからないことなどにより、現在の知見では貴重性の評価ができないが、今後の調査によっては貴重種となる可能性のある種。

	用語	頁	解説
ひ	ひょうごボランタリープラザ	Ｐ３８	阪神･淡路大震災での経験を活かし、２１世紀の成熟社会にふさわしい兵庫を創造していくため、県民の自発的で自律的な県民ボランタリー活動を支援･促進する全県的な支援ネットワーク拠点として、「ひょうごボランタリープラザ」を開設しました（平成１４年6月）。ここでは、同プラザに関する情報を提供している。
ひ	兵庫県森林動物研究センター	Ｐ６７	兵庫県では、「人」と「野生動物」、「森林などの自然環境」の豊かな共存を目指し、科学的･計画的な野生動物の保護管理(ワイルドライフ･マネージメント)に取り組んでおり、 このために必要な科学的知見と情報を提供する研究拠点として、平成19年4月24日に丹波市青垣町において開所した施設。
ほ	ほ場整備	Ｐ１０	労働生産性の向上を目的とした農村環境や農地基盤の整備のこと。具体的には、耕地区画、用排水路、道路、土地利用などの整備を含む。
み	ミレニアム生態系評価	Ｐ９	国際連合の提唱によって2001年～2005年に行われた地球規模の生態系に関する環境アセスメント。生態系･生態系サービスの変化が人間生活に与える影響を評価するため、それらの現状と動向･未来シナリオ作成･対策選択肢の展望について分析を行っている。
ゆ	ユネスコ（UNESCO）	Ｐ７６	ユネスコ（UNESCO）は、1946年に諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的として創設された国際連合の専門機関で、本部はパリに置かれ、2007年現在193カ国が加盟している。日本は1951年に60番目の加盟国となっている。UNESCOはUnited Nations Educational、Scientific and Cultural Organizationの略で、「国際連合教育科学文化機関」と訳される。
ら	ラムサール条約	Ｐ１	1971年に採択された湿地を守るための国際条約。正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。加入国は、自国の湿地をラムサール条約湿地として登録するほか、登録されていない湿地を含めて自国の湿地及び水鳥の保護･保全を行う責を負う。条約では、湿地の保全･再生だけでなく、湿地から得られる恵を持続的に活用すること（「賢明な利用」ワイズユース＝wise use）、人々の交流や教育･普及啓発活動を進めることを提唱している。 日本は、日本は1980年に締約国として加入し、平成20年10月現在37箇所をラムサール条約湿地として登録している。 生物多様性情報システムWEBページ http://www.biodic.go.jp/biolaw/law_f.html　に詳細が掲載されている
れ	レッドリスト	Ｐ５２	絶滅のおそれのある野生生物（動植物）のリスト。「レッド」には警告の意味がある。種名（あるいは亜種、変種）と絶滅の危険性の高さによるカテゴリーの2つの要素が示される。環境省はレッドリストを作成して、続いて、分布情報、生態情報などを加えた「レッドデータブック」にしている。 2006年以降に改訂を行っている。地方自治体（主に都道府県）、学術団体（日本自然保護協会、日本哺乳類学会等）では当初からレッドデータブックとして刊行していることが多い。

2　生物多様性保全プロジェクト

H22年度

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
1	希少種の保全	社団法人兵庫県自然保護協会神戸支部	161	オオサンショウウオ生息地保護・保全対策の試み	兵庫県及び大阪府北部地域（兵庫県に流入する各河川）	国指定特別天然記念物オオサンショウウオ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）を通じて河川環境の保全等を考えるため、県内のオオサンショウウオの分布調査及び個体追跡による生態調査を継続して実施。また、河川工事の際のオオサンショウウオ及び生息地保護・保全対策を関係機関と協働して実施	http://www.kcc.zaq.ne.jp/dffvn807/	
2		神戸山草会	100	雌岡山のケスハマソウ保存・増殖他	神戸市西区神出町雌岡山	神戸市西区神出町雌岡山において、ケスハマソウ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）の苗を増殖し、消滅した場所に植え込みを行い再生を図っている。また、地元のめっこう会のギフチョウ（同ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）保存運動にも協力し、カンアオイの増殖を行っている。	ひょうごﾎﾞﾗﾝﾀﾘｰﾌﾟﾗｻﾞコラボネット内 http://www.hyogo-vplaza.jp/event/group_detail.php?ID=236	〒671-1143 姫路市大津区天満260-9（森田吉重） TEL:079-239-0655 E-mail:mshikou@mac.com
3		林田にタガメの里をつくる会	40～50	林田にタガメの里をつくる会	姫路市林田町大堤、姫路市立伊勢自然の里環境学習センター内	姫路市林田町大堤の谷間の放棄田を田んぼビオトープとして造成し、タガメ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸ地域限定貴重種）を放流。その後繁殖状況を調査するとともに、このビオトープを訪れて繁殖したカエル類や、水生昆虫類も毎年調査するなど、豊かな自然の再生を目指している。	http://www.geocities.jp/tagameha/	〒671-2216 姫路市飾西638-1ノース青山705（市川憲平）
4		岩戸里山と文化を守る会	15	岩戸神社境内及び、笠形山周辺の山野草を守る活動	岩戸神社及び笠形山周辺	貴重な山野草の減少を防止するため、自生地（市川町・笠形山周辺）からクリンソウ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）、クマガイソウ（同ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）などを採取し、岩戸神社境内で栽培・管理するなど山野草の避難または個体数の回復を図っている。		
5		兵庫県立大学付属高等学校自然科学部　生物班	10	スクールジーンファーム･･･守りたい　郷土の生物多様性と自然環境	校内および西播磨各置	兵庫県内の自生地では絶滅したムラサキ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸEx：絶滅）を栽培することで個体群の維持を図ったり、自生地が消滅した西播磨産マルバオモダカの株を維持するなど県内の貴重な植物のジーンファーム（遺伝子の保存）の役割を果たしている。また、ローコスト・ローテクニックの無菌培養技術の開発により、ラン科植物の実生による増殖を行っている。		〒678-1205 赤穂郡上郡光都3丁目11-1 兵庫県立大学付属高等学校 自然科学部生物班顧問（田村統） TEL:0791-58-0722
6		特定非営利活動法人　日本ハンザキ研究所	270	オオサンショウウオが住める清流を未来へつなごう！	朝来市生野町黒川地内　日本ハンザキ研究所を中心とした二級河川市川周辺	朝来市生野町の市川周辺において、オオサンショウウオ（兵庫県ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸAﾗﾝｸ）を保全するため、その生息する自然環境等の保全及び復元に係る調査・研究（オオサンショウウオの生態の解明など）を実施している。また、オオサンショウウオを通じた学外学習の受け入れや環境を保全する人材育成を実施	http://www.hanzaki.net/	TEL/FAX:079-679-2939 E-mail:info@hanzaki.net
7		田君川バイカモ保存会	39	田君川バイカモ保存会	新温泉町栃谷田君川谷橋周辺、田君川バイカモ公園	新温泉町の田君川において、河床整備をきっかけに消滅したバイカモ（梅花藻）（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）群生地を復活させるため、近くのバイカモを移植し、周辺の環境整備を実施。移植作業等を継続することでバイカモ群生地として復活させ、清流が育む豊かな地域環境づくりに尽力している。海岸から約4km標高10mの低地で「川幅10m、長さ300m」に渡り水面一面「白いじゅうたん」のような美しさを見せる。		小谷正美 TEL/FAX:0796-82-2628 090-7751-7020

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
8	希少種の保全	兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会	36	ウスイロヒョウモンモドキとオミナエシの咲く草原環境の保全	ハチ高原とその周辺の草原	ハチ高原とその周辺の草原で、絶滅が危惧されるウスイロヒョウモンモドキ（タテハチョウ科のチョウ：兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸAﾗﾝｸ）の個体数を回復させるために保護活動や生態の調査研究を進めている。 また多様な生物がすむススキ草原を維持するために、定期的な草刈りやチョウの食草であるオミナエシの植栽なども進めている。		事務局長:近藤伸一 TEL:079-678-1900
9		あさごササユリ21	23	朝来地域におけるササユリの保護・増殖	朝来市さのう高原、たたらぎダム湖周辺、伊由谷地域	朝来市の佐のう高原などで、絶滅しかけていたササユリの保全を行うため、自生地を調査し、ササユリの育つ環境を整備している。また、個体数を増やすために、種子を蒔き、球根を育てて現地に植え付ける活動を継続している。近年は、猪鹿による食害からササユリを守るため7箇所に防護策を設けたり、他に30箇所延べ800㎡の保護を続けている。		〒679-3413 朝来市納座225 斎藤晃 TEL/FAX:079-678-0531
10		丹波佐治川自然の会	7	加古川（佐治川）のバイカモ（兵庫県版レッドデータブックBランク）復活作戦	加古川（佐治川）の丹波市青垣町流域	佐治川（丹波市青垣町流域）のバイカモ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）を保全再生するため、生息調査・分布調査を行うとともに、適地への移植や増殖活動を実施している。また、小学生の川での環境学習のサポートを行い地域の貴重な環境の保全意識の醸成を図っている。		長井克己 TEL:090-8651-7052 FAX:0795-87-0103 E-mail:nagai-k@amber.plala.or.jp
11		丹波地域のホトケドジョウを守る会	12	丹波地域のホトケドジョウを守る会	丹波地域（篠山市と丹波市）の細流河川と湿地帯	丹波地域のホトケドジョウ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸAﾗﾝｸ）を保護するため、生態調査や生息地の環境調査など生息地の保全活動を行っている。また、生息地点マップの作成など種の分布状況の把握を行っている。		〒669-3413 丹波市春日町石才18 TEL:090-6912-1523 E-mail:ymy@dune.ocn.ne.jp
12		（財）兵庫丹波の森協会	—	国蝶・オオムラサキが舞う里山空間づくり	兵庫県立丹波の森公苑、丹波地域の小学校７校区	国蝶・オオムラサキ（準絶滅危惧種、兵庫県ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸCﾗﾝｸ）が飛翔する丹波地域の里山空間をつくる。目的達成のため「兵庫丹波オオムラサキの会」を発足し保全調査活動を行う。丹波の森公苑を活動拠点とし、培った飼育技術を小学校及び校区地域住民などに伝承し、幼虫の飼育から成虫の放蝶までを行う。	http://www.tanba-mori.or.jp	〒669-3309 丹波市柏原町柏原5600（丹波の森公苑 森づくり課） TEL:0795-72-2127 FAX:0795-72-0899
13		篠山市サギソウ保存会	54	篠山市今田地域におけるサギソウ（兵庫県版レッドデータブックBランク）の保護・増殖	篠山市今田地域	篠山市今田地域において、サギソウ（兵庫県ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）を保護するため、自生地において草刈・清掃活動等を行い生息環境の整備を行うとともに、種子から増殖、生育した苗を自生地に植え戻す活動を行っている。また、自生地観察会や展示会を通じてサギソウへの理解促進を図るとともに、無菌播種講習会の開催など自生種の増殖活動も実施		〒669-2205 篠山市網掛429中央公民館（事務局：足立） TEL:079-594-1180
14		多紀連山のクリンソウを守る会	260	多紀連山県立自然公園内におけるクリンソウの自生地の保護・保全活動	篠山川源流台地及び渓流沿い周辺（篠山市畑）	県立自然公園に属する多紀連山の中腹で近畿圏最大規模のクリンソウ群落（兵庫県版レッドデータ植物群落Aﾗﾝｸ）が確認された。群落の保護・保全のため群落内や周辺部の立木の伐採や水源の確保に努める。また、クリンソウの植生調査の他、観察ルートの整備、案内表示、解説パンフレット配布などを通じ市民の目で監視活動も行う。	整備中	〒669-2303 篠山市瀬利92-3みたけ会館 TEL:079-552-3596

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
15	希少種の保全	南新町美しいまちづくりの会	80	篠山市南新町の竹林に羽ばたけ「オオムラサキ」	篠山市南新町竹林群内	篠山市南新町において、荒廃した竹林内のエノキ周辺に生息しているオオムラサキ（兵庫県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸCﾗﾝｸ）の生息環境を改善するために、竹林を間伐するとともに餌場となるクヌギの植林活動を実施している。また、間伐した竹林を再利用して環境学習等を実施		〒669-2333 篠山市南新町263-4（清水恵治） TEL:079-552-1383（090-7104-3060）
16	水辺環境の保全	いなみ野ため池ミュージアム運営協議会	81団体	東播磨地域における水辺環境の保全･再生	東播磨地域に存する「ため池」「水路」等の水辺	東播磨地域に存するため池等の水辺環境の保全・再生のため、アサザなど希少動植物の保全活動のほか、池干しによる外来魚の駆除活動を実施。また、水辺フォーラム、環境学習会等の開催、普及啓発活動などを実施し地域でのため池環境保全の意識を高揚させている。	http://www.inamino-tameike-museum.com/	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 東播磨県民局総務室地域企画課 TEL:079-421-9026
17		兵庫県高等学校教育研究会生物部西播磨支部、兵庫県生物学会西播磨支部	41＋62	よみがえれ　自然砂丘植生	姫路市福泊海岸公園	将来の自然砂丘植生復元に役立てるため、1989年に作られた人工的砂浜海岸（姫路市の福泊海岸）からコウボウムギ、コウボウシバ、ハマヒルガオが生育する自然砂丘植生への遷移過程の調査研究や保護・再生活動を継続している。高校生が多数参加することで、生物系クラブの活性化にもつながっている。		〒671-2216 姫路市飾西字測町148-2 県立姫路飾西高等学校 教頭　山下明吉 TEL:079-266-5355
18		NPO法人　海浜の自然環境を守る会	96	甲子園浜の生き物保全活動	西宮市甲子園浜	西宮市甲子園浜及び干潟に飛来する野鳥を保護するため、保護区への立入禁止の啓発を行うほか、観察会の開催、生き物観察会及び海の環境普及啓発活動を実施	http://npo-koshienhama.hustle.ne.jp/	
19		海のいのちクラブ	30	白浜海岸におけるアマモ場の再生と海浜植物の保護	白浜海岸	姫路市白浜海岸において、アマモ場を保全・再生するため、子どもたちとアマモ種子の採取、種まきと育成、苗の海への移植などの活動を実施している。また、子どもたちと地元の自然を見つめ直すため、磯の観察会や海藻調査を実施		〒672-8023 姫路市白浜町甲740-106　NPO姫路こころの事業団内　海いのちクラブ（宮下幹加） TEL:079-247-0250 FAX:079-247-1750（宮下） E-mail:1204tsuka@gmail.com
20		あいおい播磨灘の里海づくり協議会	8団体	播磨灘における生物多様性を保全・再生しながら、地域の活性化につなげる里海づくり	相生湾を中心とした播磨灘西部沿岸域	播磨灘の里海づくりのため、相生湾において、アマモや海浜植物、シバナ（相生市天然記念物）等の塩生植物などの自然再生をシンボルとしながら、地元小学校と連携し採取した種から苗を育てて元の場所に移植している。また、海域での海洋ごみを減少させ、物質循環機能、生態系を適切に維持するために定期的に海浜清掃を実施		〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号　自然環境課自然保護係 TEL:078-362-3274 FAX:078-362-3069
21		相生湾自然再生学習会議	16	カブトガニのいた美しい海に	播磨灘の相生湾周辺	50年前のカブトガニがよく見られた相生湾の自然再生を目指して、相生湾の水質・底層・海岸の改善の取組やアマモの再生活動を地域の小学生とともに実施しているほか、相生湾内に生育しているシバナ、フクド、ハマザジ、ハママツナ、ヒロハマツナなど塩湿地植物の保護・保全活動を実施		山本 E-mail:km-yama@maia.eonet.ne.jp
22		伊川流域研究会	12	美しい里川「伊川」の環境を未来に伝えよう	伊川流域（神戸市西区）	神戸市西区の伊川流域には二次原生林のある太山寺があり、この貴重な生物、文化遺産を守るため、伊川流域の自然調査を実施し、調査結果をもとにしたガイドブックを作成するなど伊川流域住民に自然豊かな伊川に気付いてもらう活動を実施		〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1210-28（松田聡） E-mail:mazda.lucky7@gmail.com

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
23	水辺環境の保全	山口・船坂校区青少年愛護協議会	58	ホタル保護活動	有馬川・船坂川の流域	ホタルを保護すればすべての水生生物を保護することにつながるとの考えから、西宮市山口町の有馬川・船坂川流域でホタル捕獲防止をポスターにより啓発したり、ホタル繁殖のために水銀灯消灯などを行政へ働きかけるなどホタルの生息環境を守る活動を実施		会長 本田三延 TEL:078-904-0659
24		TANBA OUTDOOR ECOLOGY	17	かこがわのみずべたんけん・エコツーリング	丹波市氷上町加古川河川敷（本郷周辺部）	丹波氷上町には日本で最も低い分水嶺があり「氷上回廊」と呼ばれ、太古の昔より日本海水系と瀬戸内海水系の生物が交流するルートに位置する加古川の最上流部であるフィールドにおいて「かこがわのみずべたんけん」「エコツーリング」環境学習事業として、水生生物調査、カヌーやカヤック・川釣り体験、サイクリング、野鳥の観察、生き物講座を通じ河川の現状を学ぶ機会を構築し、氷上回廊の河川環境と生態系の保全活動を実施	http://www.heartingpoint.com/index.php?tn=index&in=700013&pn=738	TEL:0795-82-8601 FAX:0795-80-2092 E-mail:youme@skyblue.ocn.ne.jp
25		国立公園成ヶ島を美しくする会	137	成ヶ島由良湾におけるベントス調査とソーティング　由良生石研究村	生石、成ヶ島、由良湾、但し大阪湾限定	成ケ島周辺の豊かな自然環境を保全するため、アマモ帯の生きもの調査と潮間帯、潮下帯のベントス調査など由良湾の生物多様性の状況の把握に努めているほか、淡路島で分布域を拡大している特定外来生物ナルトサワギクの駆除を行うなどの取組を多数実施		〒656-2541 洲本市由良3丁目8の8 TEL:0799-27-0393 FAX:0799-27-2680
26	地域生態系の保全・再生	エコウイングあかし自然グループ	全体:83名(内,自然:31名)	「水でつながる明石の自然」の調査及び保全、整備	明石全域（里山、ため池、海）	里山ゾーンとして、金ヶ崎公園の竹林や常緑樹の整備や植生調査、ため池・川ゾーンとして現況調査、海ゾーンとして海浜植物、浜辺の生き物などの現況調査を行っている。またそれぞれの地域で、学校と協働で子供向け環境体験学習の提供や市民向け啓発イベントを開催している。	http://www.ecowing.net/index.html	〒674-0053 明石市大久保町松陰1131 (明石市環境総務課) TEL:078-918-5029
27		東お多福山草原保全・再生研究会	7団体	東お多福山におけるススキ草原の生物多様性の保全・再生	六甲山系東お多福山	六甲山系東お多福山のススキ草原の景観再生・生物多様性の保全を行うため、ネザサを刈り取るとともに、種の回復状況などを確認するための植生調査も実施。ススキ草原を活用した環境学習プログラムの実践を計画している。	-	〒669-1546 三田市弥生が丘6丁目 事務局:兵庫県立人と自然の博物館気付(橋本佳延) TEL:079-559-2001 E-mail:quercus@hitohaku.jp
28		ブナを植える会	180	六甲ブナの育樹	神戸市灘区の六甲山	絶滅が危惧される六甲山のブナを保全するため、種子を採取、育苗し六甲山の各所に植樹を行い、貴重な後継木として育樹を実施	http://www.bunawouerukai.jp	〒652-0884 神戸市兵庫区和田山通1丁目2-25D-102 (有)桑田製作所内(桑田結) TEL:090-3166-9785 FAX:078-652-7675 E-mail:buna@bunawouerukai.jp
29				鉢伏高原におけるブナの植樹～育樹		養父市関宮町ハチ高原、おじろスキー場、創造の森（久斗山）、妙見山麓（自然の家）前、上山高原などにおいて、ブナを保全するため、以前ブナがあった場所に植樹を行い、ブナの森づくりを実施。また、ブナの育樹のために下草刈りなどの維持管理も実施	http://www.bunawouerukai.jp	

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
30	地域生態系の保全・再生	ナシオン創造の森　育成会	32	西宮市塩瀬地区における【ナシオン創造の森】の育成	東山台宅地に隣接する「ナシオン創造の森」	人と自然が共生できる森の再生を行うため、東山台に隣接して放置された【ナシオン創造の森】14haの整備や植林を進めている。更に、小中学校の自然体験学習の支援や住民に自然や生きものに関心を持ってもらえるように住民参加イベントを年2回開催している。４つの柱（①森を育てる活動、②森に学ぶ活動、③森を楽しむ活動、④参画と協働）に基づき活動している。		理事長　小西一郎 TEL:0797-62-3498 E-mail:ichiro_konishi@nifty.com
31		行常しあわせの森つくり協議会	56	「竹林と樹林」を手入れし、「生きもの豊かな行常の里山」を創ろう！	加古川市志方町行常「行常の里山」	加古川市志方町の里山の生物多様性を豊かにするために、密生し老化した竹林を間伐し、また放置樹林の不用な樹木やツルを除去して「光と風」を入れる。林内に花が咲き、蝶や鳥や虫が育ち、山水も浄化されて豊かな農地造りに寄与している。この活動は地元住民と「街」のボランティアが連携し、協働の喜びを分かち合うものである。	http://hyogo-moriclub.sakura.ne.jp/katudoti/yukitune/yukitune.htm	〒657-0008 加古川市新神野6-19-8（荒川士郎） TEL/FAX:079-438-8643 E-mail forest68@y8.dion.ne.jp
32		太市の郷	20	‘ふるさとの原風景再生プロジェクト’太市の郷	姫路市太市地区の里山・里地、及び大津茂川流域	姫路市の太市地区。里山が荒廃し竹藪化の中からうじで生きながらえた山桜を保全・回復するため、幹周辺に繁茂する竹の伐採を行う。整備の進むエリアでは、子どもたちのタケノコ掘り体験などが出来る自然学習の場づくり。また河川の水質・水生生物調査、美化活動、外来植物の刈り込みなどを実施	http://genki365.net/gnkh09/mypage/index.php?gid=G0000089	
33		神河町川上集落	—	野草の咲き乱れるススキ草原の復活	砥峰高原	兵庫県ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸ（植物群落複合）Aランクである砥峰高原の約90ｈａのススキ草原の美しさと関西でも珍しいノハナショウブやアヤメの群生地を保全するため、集落で育成したノハナショウブとアヤメを散策路周辺に植栽したり、ススキ草原の調査・保全活動を実施		
34		特定非営利活動法人上山高原エコミュージアム	130	上山高原の貴重で豊かな生態系を育むブナを主体とした広葉樹林とススキ草原の保全・復元	兵庫県北西部に位置する新温泉町の南西部、氷ノ山後山那岐山国定公園にある上山高原	上山高原（新温泉町）のブナやススキ草原を保全・復元するため、現存する広葉樹林の保全と人工林の間伐を行い、ブナ、ミズナラなどを植樹し落葉広葉樹林化を進めるとともに、ススキ草原の維持のために笹や灌木の刈り取りを実施	http://www.ueyamakogen-eco.net/	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号　自然環境課自然保護係 TEL:078-362-3274 FAX:078-362-3069
35	生物生息・生育環境の創出	アマフォレストの会	60	尼崎中央緑地の生物多様な森づくり	尼崎市臨海部の中央緑地	かつて製鋼所などの工場があった埋立地において「尼崎の森中央緑地」の森づくりを進めるため、地域の在来種から種子を採取し育てた苗木（これまで100種類に近い地域性苗木を育成）で植樹活動を実施	http://www.geocities.jp/amafo2008/	
36		尼崎南部グリーンワークス	10	阪神間工業地域での「すき間緑化」による環境創造のまちづくり	尼崎市南部を中心に広く阪神地域	緑の少ない尼崎市南部の工業地域において，生物生息空間をつなげるため，工場敷地のすき間を活かした立体緑化（すき間緑花）に取り組んでいる。緑化に在来種（コナラ・アラカシ・アケビなど）を用いることで，生物多様性に配慮している。また，尼崎市内の学校にて，校舎壁面を利用したネット緑化支援と環境学習の授業を実施		〒660-0843 尼崎市東海岸町1番地83鉄工団地事務所内 TEL/FAX:06-6489-1585(黒田) E-mail:mao-nyan3125@pp.em-net.ne.jp

H23年度

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
37	希少種の保全に関するもの	家島のささゆりを守り育てる会	22	地域の花「ささゆり」は家島の宝です	家島町宮海山：自生地、家島町西島：頂上石自生地、家島町真浦：加野増殖園	・野生のささゆりが生育しやすい環境となるよう里山保全活動を実施 ・栽培管理技術の向上と増殖、育成のための研究及び情報交換を行うとともに地域や町内外への普及広報活動を実施		〒672-0101 姫路市家島町真浦637 筒井導男 TEL/FAX 079-325-0201
38		日本ななくさの会	50	七草を中心とした日本文化の伝承と野草の研究及び保全活動	姫路・青山「稲岡山・教專寺」	・フジバカマ（県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）など七草の調査、植栽、増殖等を実施 ・七草を食したり、種子を配布して野草に対する認識を深める普及啓発活動を実施		〒671-2221 姫路市青山北3丁目28-15 遠周 章 TEL/FAX 079-266-2559
39		上郡中学校科学部	19	チスジノリを通して安室川の自然を復活させる取組	上郡町安室川流域	・2004年のチスジノリ（県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸAﾗﾝｸ）再発見をきっかけに、生育環境調査、生育条件調査を実施しその生態の把握を行う。 ・チスジノリ現地見学会を開催し、チスジノリや安室川の自然を知ってもらう普及啓発活動を実施	http://www.kamigori.ed.jp/kamityu/index.html	〒678-1241 赤穂郡上郡町山野里1178番地1 上郡中学校科学部（東山真也） TEL:0791-52-0034 FAX:0791-52-0413 E-mail:kamigorijhs@yahoo.co.jp
40		佐用川のオオサンショウウオを守る会	12	オオサンショウウオの棲める水環境の保全	佐用川を中心とした千種川	・オオサンショウウオ（県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）の生態調査を定期的に実施し、棲息できる水環境を研究するとともに千種川水系の水質や自然環境を守るための実践的な活動を実施 ・住民対象の観察会の開催等保全を進めるための啓発活動		〒679-5307 佐用郡佐用町円応寺102-5 TEL:0790-82-2378 FAX:0790-82-2462 E-mail:y.osamu@viola.ocn.ne.jp
41	水辺環境の保全に関するもの（外来生物駆除を含む）	流域ネット猪名川	32	猪名川流域におけるネットワーク作りと外来種除去による在来種・貴重種の保全	猪名川流域	・年1回猪名川流域24ヶ所で一斉クリーン作戦を実施：ゴミ拾いだけでなく、川への関心を持つ流域住民を増やすネットワークづくりをしながら多様な生物が棲む川づくりを目指している。 ・在来植物が減り外来種が増えた河川工事後の河原に、平成22年度から外来植物除去を行いながら「在来種が互生するオギ原再生」に取り組んでいる。平成23年度も外来植物除去の継続と、人博から提供を受けた貴重種「カワラナデシコ」の苗を河原に植栽。また、「カワラマツバ」の群生地の保護を実施	http://www.geocities.jp/net17kawa/	川西市 連絡先 楢原朋子 TEL/FAX:072-798-1465 E-mail:net17kawa@yahoo.co.jp
42		千種川圏域清流づくり委員会	80	夏の一斉水温調査を中心とした、千種川の環境および生物調査	千種川流域約100地点	・100地点の水温を一斉に測定して、高い温度、低い温度を示す地点を把握する。 ・過去のデータと比較して、測定地点の温度特性を把握し、そこに生息する生物との関連を調べる（これには、流域ライオンズクラブが38年間実施している一斉水生生物調査データも利用） ・流域で実施する川イベントの際に、水温調査や水生生物調査を行う意味を説明したり、河川環境についての学習会を開く。	http://web.pref.hyogo.jp/wh04/wh04_1_000000014.html	西播磨県民局光都土木事務所 企画調整担当 TEL:0791-58-2229 FAX:0791-58-2321 ネットワーク部会長 横山正 TEL:090-3657-4907 E-mail: zabiel.yokoyama@nifty.com

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
43	地域生態系の保全・再生に関するもの	NPO法人ひょうご森の倶楽部	520	ひょうごの豊かな森を守り、育てる活動	神戸市太子の森や川西市黒川地区など淡路島を除く県下全域20箇所の固定活動地ほか	・放置されて荒廃している森林を市民の手で整備する「森林ボランティア活動」を主な活動としている。 ・人工林、里山林、竹林などの森林整備活動を各活動地で実施（終了活動地を含めると40箇所） ・森林ボランティアの育成を行うほか、企業など他団体の森づくりについての指導や支援も実施	http://hyogo-moriclub.sakura.ne.jp/	〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-1-11 山手ユージハウス201 TEL/FAX:078-321-0049 moriclub@pearl.ocn.ne.jp
44		ごもくやさん	18	中央公園の自然を守る会「ごもくやさん」	三田市中央公園	・中央公園の森林や池に生存する動植物の観察、保全を実施。特に希少動植物の保護に努めている。 ・近隣住民とともに自然観察を行い、小中学生の環境学習への協力関係を持ち、体験学習等を実施		代表　上村哲三 TEL:090-3618-8154 E-mail:uemjunko@hotmail.co.jp
45		県立三木山森林公園管理事務所	—	他に類を見ない生物多様性に富んだ公園づくり	県立三木山森林公園	・ボランティアの方々と力を合わせて、園内の芝生広場に、オミナエシやキキョウ、ナデシコなどの草原性植物が咲くススキ・チガヤ草原を造成し、池や水路を改良して、水生植物が茂り、メダカやトンボが群れ、ホタルが飛ぶ多様な水辺環境を復元。導入する植物は全て地元で種子を採取して育成し、近年見られなくなった東播磨の里地里山環境を復元	http://www.mikiyama.net/	〒673-0433 三木市福井字三木山2465-1 TEL:0794-83-6100 FAX:0794-83-6779 E-mail:info@mikiyama.net
46		NPO法人三木自然愛好研究会	130	川・池の水再生と地域の水草再生事業	三木市細川町増田（ふるさと公園を中心にして）	・ササユリ、ギフチョウ（県版ﾚｯﾄﾞﾃﾞｰﾀﾌﾞｯｸBﾗﾝｸ）などの希少種復活など、森・川・海の再生を目指して加古川流域ネット（環境ネットワーク）を結び活動 ・30種に及ぶ絶滅危惧種の保全と特定外来生物の駆除やその生態研究を実施		〒673-0402 三木市加佐1015-12 小倉滋 TEL:0794-83-5123
47		NPO法人棚田LOVER's	54	ひょうごの棚田・生物多様性保全プロジェクト	神崎郡市川町上牛尾の棚田、美方郡香美町貫田の棚田、佐用郡佐用町、姫路市等	・各棚田での田植え、草刈り、稲刈り、学習会、意見交換会などの企画を実施 ・都市農村交流として大学や姫路の商店街で棚田・生物多様性保全の魅力を伝える活動を実施 ・放棄田を再生し多数の生きものを保全・再生	http://tanadalove.com/	〒679-2326 神崎郡市川町谷915 理事長　永菅裕一 TEL: 090-2359-1831
48		特定非営利活動法人WOOD NOTE	10	宍粟市生物と共存するまちづくり事業	宍粟市全域	・宍粟市の野生動植物調査、環境保全講演会、自然学習講座、野生動物農業被害対策などを実施 ・適切で迅速な対応を実施し農業被害を削減することで、地域の人たちの野生動物に対する敵対意識を軽減させ、野生動物との共存について理解を深めてもらう。		〒671-2512 宍粟市山崎町与位66-197 坂田学 TEL:0790-62-1055 E-mail:sakata@woodnote.or.jp
49	生物生息・生育環境の創出に関するもの	NPO法人ひょうごエコ市民ネットワーク	30	大岡ゴルフ倶楽部敷地内におけるブナ育樹	豊岡市日高町大岡山	・かつてはブナがあった大岡ゴルフ倶楽部敷地内の旧スキー場跡の草刈とブナの苗を育樹 ・ブナ育樹によりクマのエサとなる実を育て、人とクマがすみ分けできるような森づくりを目指す。	http://hyougo-eco-network.seesaa.net/category/8910157-1.html	〒667-1337 美方郡香美町村岡区日影707-2 大西英剛 TEL/FAX:0796-96-1130 E-mail:onishi.hide@iris.eonet.ne.jp

H24年度

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
50	希少種の保全に関するもの	夙川に蛍を増やそう会	15	夙川に蛍を増やそう会	西宮市にある夙川の苦楽園口駅より、少し上流の辺り	・かつて蛍がいた光景を子ども達に見せたいという思いから、夙川が蛍を含めた多くの生き物がすめるような自然豊かな環境になることを目指して活動。 ・夙川の蛍を捕獲し、夙川の水とカワニナで養殖し、孵化した幼虫を放流。 ・蛍の個体数調査と放流の影響による個体数変動調査を実施。	http://syukugawah.exblog.jp/	〒662-0025 西宮市北名次町13-19-404 西村敦子 TEL:0798-74-4565 E-mail:hotaru.syukugawa@gmail.com
51		桃島池の自然を考える会	20	ヒヌマイトトンボ	豊岡市城崎町の桃島池	・ヒヌマイトトンボの生息環境保全、増殖、放流活動 ・全国トンボ市民サミット受け入れ準備や各種トンボ学会への参画 ・桃島池と桃島川に生息する生き物観察会の開催		〒669-6061 城崎町湯島488-1 松本逸朗 TEL:0796-32-2628 FAX:0796-32-2628
52	水辺環境の保全に関するもの（外来生物駆除を含む）	特定非営利活動法人　尼崎21世紀の森	正会員22人、法人会員1、賛助会員1	尼崎港・運河での生物（貝類・藻類等）を利用した水質浄化により生物が棲みやすい環境をつくる	尼崎港及び尼崎運河	・尼崎市北堀運河の「水質浄化機能付親水護岸」を用い、水槽・水路内に貝類や藻類等を育成する。栄養源は運河の水に含まれる懸汚物・窒素・リンで、貝・藻類に吸収させ運河の水を浄化していく。大きくなった貝・藻類は定期的に施設外に取り出し、落葉・米ぬかと混ぜ堆肥化し再利用する。活動推進のため学識経験者・NPO・市民・学生からなる「尼崎運河〇〇（マルマル）クラブ」を設立した。	http://ama21mori.net/	〒660-0815 尼崎市杭瀬北新町3-2-2大信ビル3階 事務局長　阿部利雄 E-mail:ama21@bridge.ocn.ne.jp
53	地域生態系の保全・再生に関するもの	西宮市きのこクラブOB会	31	夙川堤・甲山周辺の自然環境保全	夙川流域・甲山周辺	・夙川堤の松の活性化に西宮市が松と共生する菌根菌を活用し、再生・保全する取組の協働 ・甲山周辺できのこの定点観察を毎月1回実施し、そのデータを蓄積し、きのこの発生状況の調査や公開による自然環境保全の啓発活動を実施 ・西宮市主催のきのこクラブ受講修了者がより深くきのこを研究するために設立された組織	http://kinokode.exblog.jp/	〒663-8015 西宮市野間町3-23-302 河上　浩 TEL:090-7042-9427 FAX:0798-63-2894 E-mail:kawa1201@live.jp
54		矢原山ホタルむら	122	矢原山ホタルむら	佐用町金子集落	・自然や生き物にやさしい長寿の里を目指し、むらの和を大切に、お年寄りや訪れる人々が共に楽しみ、助け合い、喜びを分かち合う共生のむらづくりを進めている。 ・減少したホタルを取り戻そうと住民一体となって、ホタルの繁殖やホタルが生息しやすい環境の整備をはじめ、カブトムシの飼育、樹木・花の植樹や栽培、野菜・果樹の栽培や販売、遊歩道の整備など会員が協同実施。 ・子供会等と連携して、地元のホタルやカブトムシを飼育し、環境教育の場とするとともに、集落全体で河川の清掃に取り組むなど、自然や環境への意識の高揚を図っている。		〒679-5502 佐用郡佐用町才金407 大西　茂 TEL:0790-87-0286 FAX:0790-87-0286
55	生物生息・生育環境の創出に関するもの	江古花園運営委員会	13	江古花園・里山ふれあい「里山楽校」	丹波市青垣町東芦田　江古花園	・H22年に2haの人工林を伐採しコナラ等を植栽し夏緑林の多い里山を目指している。 ・年に数回「里山楽校」を開催する傍ら、里山での植物観察、常緑樹の刈り取り作業、木工クラフト体験を実施し、都市・企業交流の拠点づくりを進めている。		〒669-3801 丹波市青垣町東芦田928-2 長井克己 TEL:0795-87-0103 FAX:0795-87-0103 E-mail:nagai-k@amber.plala.or.jp

No	区分	団体名	会員数	プロジェクト名	活動場所	内容（概要）	URL	連絡先
56	生物生息・生育環境の創出に関するもの	コウノトリ湿地ネット	82	円山川下流域におけるコウノトリの生息環境づくり	円山川下流域内。主にハチゴロウの戸島湿地、豊岡市田結地区内放棄田	・豊岡市内におけるコウノトリ生息状況の毎日の観察とデータ集積・分析、及び市外でのコウノトリ飛来情報ネットワーク化 ・豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の管理運営（指定管理者） ・休耕田・放棄田を活用したビオトープづくり（コウノトリ採餌環境創出） ・コウノトリ野生復帰、ラムサール登録湿地等普及啓発及び環境教育	http://wac-s.net/	〒669-6103 豊岡市城崎町今津1362 TEL:0796-20-8560 FAX:0796-20-6302
57		NPO法人 コウノトリ市民研究所	正会員25、賛助会員30	人と自然のつながりを作る	豊岡市祥雲寺コウノトリの郷公園、および豊岡市内	・毎月1回コウノトリの郷公園内で子ども対象の「田んぼの学校」という行事を実施し、子ども達に自然体験をさせるとともに、身近に豊かな自然があることの価値を再認識する。 ・随時、要望に応じて、地域で「出張田んぼの学校」を実施し、地域の人々の自然に対する認識を深める。 ・研究員による豊岡盆地の生物のモニタリングを実施し、自然環境の保全についての普及啓発活動。	http://kounotori.org/	〒668-0852豊岡市江本122-1 TEL:0796-24-7362

3 県・市町・ＮＰＯの取組

県内市町の生物多様性地域戦略策定状況

年度	市町名	生物多様性地域戦略名	備考
２２	神戸市	生物多様性神戸プラン２０２０ ～生きものと共生する国際都市をめざして～	
２２	明石市	つなごう生きもののネットワーク 生物多様性あかし戦略	
２３	西宮市	未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略	
２３	宝塚市	生物多様性たからづか戦略	
２５	加西市	～楽しむ、伝える、強くする～ 生物多様性かさい戦略	
２５	篠山市	森の学校復活大作戦 －生物多様性ささやま戦略－	
２５	豊岡市	いのち響きあう　豊岡をめざして 豊岡市生物多様性地域戦略	
予定	尼崎市	平成２５年度以降策定予定	
予定	伊丹市	平成２５年度中策定予定	
予定	姫路市	平成２５年度以降策定予定	
予定	川西市	平成２５年度以降策定予定	
予定	加古川市	平成２５年度以降策定予定	

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
1					○			相生湾自然再生学習会議（相生市）	①相生湾の生物、植物調査 ②ＥＭ浄化活動 ③アマモ、シバナ追跡調査	①「環境フォーラムINあいおい」、浄化活動のお知らせ、アマモ、シバナ移植のお知らせ等	①相生湾の自然再生、清掃 ②湾の浄化活動（ＥＭ使用） ③絶滅危惧種シバナの保護 ④アマモ場造成	①相生市内小学校、教育機関との連携（環境学習講演）	
2	○							ＮＰＯ法人あいな里山茅葺同人		①ホームページ	①放棄地の草刈り ②林相整備（間伐） ③発生材の再利用		http: www.kankyo.at nifty.com/kayabuki/
3	○		○					あいな里山ビオパーク（神戸市）	①トレイル調査	①ホームページ	①棚田・雑木林の整備・管理 ②小学生の環境体験支援 ③大学生の里山演習の支援		http://www.kankyo.at nifty.com/biopark/
4	○							赤穂森の倶楽部（赤穂市）			①森林保全活動（ひょうご森の倶楽部活動地での森林ボランティア作業） ②桜樹のツル伐り ③市内育樹の支援		
5			○					ＮＰＯ法人アグリサポート三田会			①放棄田整備	①貸し農園、農業体験教室の開催 ②就農支援 ③食育教育	
6	○							あしやエコクラブ（芦屋市）		①会員向け定期刊行物	①ケナフの育成、収穫、利用 ②ケナフの種の配付・回収	①ケナフを使った紙すき、料理、工作教室	
7		○						芦屋川に魚を増やそう会（兵庫県内（特に芦屋市））	①サツキマスの調査・研究 ②芦屋川、宮川の生き物調査 ③芦屋の砂浜、生き物調査 ④砂防ダム周辺の安全調査	①メダカの飼い方 ②情報誌「かわせみ」他	①芦屋川探検隊 ②ゲンジボタル観察会 ③芦屋庁舎内ビオトープ調査・管理　他	①メダカの里親事業 ②環境学習のサポート ③環境後援会　他	http://www.ashiyasystem.com/sakana/
8	○			○				ＮＰＯ尼崎２１世紀の森　森部会（尼崎市）	①尼崎２１世紀の森に関する調査・研究	①ホームページ	①地域の自生種に限定した森づくり	①植樹会、観察会、クラフト教室等 ②森づくりに関する出前講座 ③市民参加型森づくりサポート	http://ama21mori.net/
9	○							あまがさき山仕事体験隊（尼崎市、猪名川町、篠山市）		①会情報誌発行	①里山保全活動の実施（尼崎高原ロッジ裏山、尼崎青少年いこいの家裏山、篠山市の私有林）	①キノコ観察会 ②夏休み・親子木の端細工教室	http://cwaweb.bai.ne.jp/coprinus/yamasigoto
10					○			ＮＰＯ法人・アマモ種子バンク（兵庫県全域、全国）	①赤穂市地先のアマモ場の消長に関する調査・研究	①ホームページ	①アマモ種子の採取、保存 ②アマモ場造成に係る調査・研究	①アマモ場造成の普及活動 ②勉強会・講演会の開催	http://www10.ocn.ne.jp/amamo.bk/
11	○						○	淡路島公園を楽しもう会（県立淡路島公園（淡路市））	①園内植物調査 ②鳥類調査	①ブログ、会員向け情報誌発行	①里山保全活動（竹林の整備）	①小学校の総合学習の受け入れ	http://blogs.yahoo.co.jp/happy2525awaji
12	○							ＮＰＯ法人・石倉企画（姫路市石倉地域）	①峯相の里を中心として樹木・野草の調査、昆虫、鳥の分布調査 ②チョウの研究		①里山保全活動の実施等	①芝生広場の小学校の自然体験利用 ②トライやるウイークの受け入れ ③登山体験 ④勉強会	
13			○					石田ホタルの会（朝来市）	①ホタルの飛ぶ時期、数の確認 ②川シジミの死滅調査	①ホタル祭りに合わせた新聞折り込み	①排水溝の草刈り、清掃 ②植栽管理 ③施肥、支柱、柵の修理		
14	○						○	伊丹の自然を守り育てる会		①伊丹市昆陽池公園における自然環境再生の取り組みについて ②昆陽池の水生生物相について	①ホタル里親 ②樹林管理（間伐、地域産苗木栽培、植栽、除草等） ③オニバスの栽培、増殖 ④ヨシ原の再生	小学校３年生環境体験学習事業指導（市内３小学校）	
15	○	○						一王山登山会			①自然保護環境整備等 ②探鳥会 ③植樹		

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
16			○					ＮＰＯ法人いちじま丹波太郎（丹波地域）		①ホームページ	①環境保全型農業の支援、安心、安全な生産物が消費される仕組みを確立するための事業（新規就農支援、有機農業体験）		http://www5.nkansai.ne.jp/org/tanbataro
17					○			いなみ野学園ＯＢ明石会環境ボランティアグループ（明石市）	①砂浜の漂着物の調査 ②アカウミガメの上陸調査		①藤江海岸の一部区画にハマユウの球根を植え付け、生育観察中		
18	○							ＮＰＯ法人・上山高原エコミュージアム（新温泉町）	①上山高原におけるクモ類を指標としたモニタリング調査 ②イヌワシの生息、植生、チョウ類の調査 ③高原性貴重植物の保全活動と自生地調査 ③ブナ林生物調査 ④ススキ草原自然再生モニタリング調査	①上山高原ガイドブック ②上山高原エコミュージアムのだより ③上山高原ほっとニュース ④モニタリング結果のまとめ	①ススキ草原復元のためのササ刈り、潅木伐等 ②ブナ林再生のための人工林の間伐と広葉樹（ブナ、ミズナラ等）の植樹、育樹 ③造成湿地への稀少植物（ノハナショウブなど）の植栽	①自然観察会（扇ノ山登山、きのこ観察会等） ②インストラクター養成講座 ③モニタリング調査報告会	http://www.ueyamakogen-eco.net/
19	○	○	○	○	○	○	○	海と空の約束プロジェクト			①環境教育活動の実施 ②自然観察会の主催	①紙芝居を使った環境教育	http://umisora.petit.cc/
20			○		○			海のいのち　クラブ（姫路市）	①中村川ヘドロ調査 ②白浜海岸水質調査 ③白浜海岸付着生物観察	①感想文等の関係機関誌掲載	①フェスティバルの環境教室での子供達とヘドロ調査、水質調査、ゴミ拾い等 ②地元小・中学生とのヘドロ調査 ③稚魚の放流	①地元小中学校と中村川調査 ②海岸ゴミひろい ③専門家を招いての顕微鏡によるプランクトンや海岸付着生物の観察等や海草標本の作成	http://himoji-kj.org/
21	○	○	○		○		○	エコウイングあかし	①カシノナガキムイムシ生息調査（2011） ②金ヶ崎公園植生調査（2010）	①生物多様性金ヶ崎公園戦略 ②カシノナガキクイムシ生息調査報告書（2011） ③「ふれあいの里山」復活大作戦in金ヶ崎公園	①金ヶ崎公園里山整備 ②明石の海岸線観察会及び生物調査 ③市内保育所・小中学校の環境学習への積極的な関わり ④自然環境フォーラムの開催（2011）	①生物多様性金ヶ崎公園戦略の編集参加 ②自然環境フォーラムの開催 ③環境イベントでの啓発活動 ④海岸線及び自然観察会の実施 ⑤市内保育所・小中学校の環境学習へ	http://www.ecowing.net/index.html
22		○						エコグループ・武庫川（武庫川流域（宝塚市））	①武庫川流域の自然環境、歴史、文化、風土の調査	①武庫川エコバスガイド資料 ②武庫川エコハイクガイド資料	①武庫川エコバスガイド ②武庫川エコハイクガイド	①武庫川エコバスガイド、エコハイクガイドによる啓発	http://homepage3.nifty.com/ecomukogawa
23								奥須磨公園にトンボを育てる会			①ホタルの小川と湿地でのホタルの保全活動 ②トンボの小池の環境整備 ③カワバタモロコ保全活動		
24	○	○	○	○				お米の勉強会（主に兵庫県内）	①無施肥農薬の田畑の生き物調査、収量調査 ②在来種自家採取、在来種販売調査等	①会情報誌発行 ②「自転車サイズのまちづくり－震災よりの提言集」発行	①在来種保存農家の応援 ②在来種保存、自家採取活動として、休耕田や市民農園での栽培等 ③国産材使用の民家風在来工法の家の普及活動	①勉強会、講演会 ②シンポジウム ③研修、宿泊交流会 ④蘇食料理教室 ⑤会員農家主催や各地での見学会、体験学習の紹介	
25			○					かがやきの北池コミュニティ（播磨町）	①北池の水質検査（ＰＨ、ＣＯＤ） ②魚のつかみ取り大会での水生生物調査	①北池だよりの発行	①北池周辺及び内部のクリーンキャンペーン ②北池周辺の堤の花壇の整備	①北池周辺の美化、遊歩道の安全啓発	
26	○	○	○					一般財団法人・神楽の郷（丹波市神楽地区）	①シイ林保全調査 ②オオサンショウオ生息保存調査 ③ホタル生息調査 ④浄丸神社鹿の子木保存調査 ⑤高源寺広葉樹林医療診断調査	①稲土川ホタル生息保存調査結果 ②かわら版「神楽の郷」発行	①加古川源流の里エコルネサンス事業（ビオトープづくり、バイカモ再生事業、シイ林保全事業）		http://sigura.jp/index.php

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
27						○		加古川の里山・ギフチョウ・ネット（加古川市）	①ギフチョウ調査（成虫、産卵、幼虫） ②ヒメカンアオイ分布調査 ③ヒメヒカゲ調査	①ホームページ	①ギフチョウ生息地の下草刈り、枝打ち	①チョウ観察会、見学会の開催 ②ギャラリーを利用したパネル展示	http://www2.ocn.ne.jp/~i-takasi/
28	○	○	○				○	加西ナチュラリストクラブ（加西市と近隣地域）	①動植物・その他希少種の生態調査（ギフチョウ、ハッチョウトンボ、ヒメタイコウチなど）		①ため池・山林・川の生物調査（環境アセス）、ため池補修工事等の指導 ②カタクリの保全 ③公園の名札付け ④ギフチョウの食草の植栽	①環境学習における指導 ②公演 ③学習会 ④観察会	
29	○						○	川西里山クラブ	①里山林整備・エドヒガンザクラ保存活動				http://kawanisisatoyama.web.fc2.com/
30							○	川西自然教室	①季節に応じた自然調査	①こげらだよりの作成	①自然観察会、自然体験活動		http://kawanishi.jinsa.net/
31				○				環境学習ｖ二期会（神戸市）			①ゲームの作成（エコカルタ、ゴミの分別ゲーム等） ②コープこうべのレインボースクール	①小学校での体験型の学習会	
32				○				環境美化を進める会（西宮市）			①西宮町六湛寺川橋上緑地帯を国交省から借り受け、ワイルドフラワーを植栽、除草 ②地球温暖化防止のための花壇の維持管理		
33			○					姫新線ふれあい菜の花プロジェクト（たつの市）	①遊休農地での菜の花栽培、菜種収穫とその活用、景観向上、自然環境保全の調査・研究 ②使用済み天ぷら油のリサイクルの調査・研究	①活動報告誌の発行（姫新線ふれあい通信）	①ＪＲ姫新線沿線とその周辺遊休地での菜の花栽培、緑肥活用の普及促進 ②家庭使用済み天ぷら油の回収、障害者施設でのリサイクル、営農組合へ提供、トラクターでの活用の普及促進	①西播磨文化会館を利用した活動報告のパネル展示 ②たつの市民まつりへのテナント出展	
34	○						○	菊炭友の会	①黒川・稜の森整備・薪炭生産		①自然体験学習・炭焼き体験		
35	○		○					ＮＰＯ法人・北神戸田園ボランティアネット（北神戸田園スポーツ公園内（神戸市））	①生き物調査（ホタル、サワガニ、カスミサンショウウオ、ビオトープ）	①会員、参加者への案内	①里山保全（森林整備、田畑維持、米づくり体験） ②ビオトープづくり	①学校、地域向け米づくり体験 ②田んぼの観察会	http://www.donbora.net/
36	○	○						北須磨自然観察クラブ（神戸市）			①在来生物の繁殖保護 ②在来生物の生息域の整備		
37					○			ＮＰＯ法人・近畿みなとの達人（近畿地方（神戸市））			①メリケンパーク内震災メモリアルパークを中心に陸域、海域の清掃奉仕活動	①生涯学習講座（うみ、ふね、みなと、ウミガメ）講演	http://www.geocities.jp/npominato/
38			○					ＮＰＯ法人・グリーンアースin淡路（明石市・淡路島）	①自然にやさしい植林の研究・運営 ②季節植物の観測 ③神戸海洋気象台と同じ標準木を定めて開花時期観測		①植林用の苗を種子から育てる ②竹林炭焼き ③化学肥料を用いない有機物や竹炭を埋めた栽培等	①環境カウンセラー等として中高校で講話	http://www.sky.sannet.ne.jp/green7/

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
39	○	○	○			○	○	コウノトリ湿地ネット	①水辺生態系の向上作業 ②戸島湿地の植生調査 ③戸島湿地の魚類調査 ④田植水生昆虫調査 ⑤アカガエルの産卵状況調査	①コウノトリの野生定着に向けた放棄田の湿地化による自然生態系の再生 ②豊岡市田結地区の挑戦 ③会報誌「ﾊﾞﾀﾊﾞﾀ」発行 ④コウノトリ目撃情報 ⑤コウノトリの餌場をつくる ⑥2009年度湿地再生白書発行	①八チゴロウの戸島湿地の管理・運営 ②住民との協同による放棄水田の湿地化と地域再生 ③コウノトリ目撃情報の収集と整理 ④休耕田を活用したコウノトリの餌場創出と維持管理	①「命が循環する豊岡の里」ポスターの発行 ②ＪＸ日鉱日石エネルギーの協賛による「ENEOSわくわく生き物学校」の開催 ③小学校と連携した環境教育授業 ④コウノトリを知る学習会の開催 ⑤「湿地かんさつノート」の作成	http: wac-s.net
40	○	○	○			○	○	ＮＰＯ法人コウノトリ市民研究所（豊岡市）	①豊岡盆地の生き物調査	①「田んぼの学校フィールドノート」 ②「豊岡盆地の生きもの地図」 ③「豊岡盆地と円山川下流域のレッドデータ生物」	①各地域における「出張！田んぼの学校」	①コウノトリの郷公園を拠点とした「田んぼの学校」の開催 ②ＨＰによる普及・啓発	http://kounotori.org/
41			○			○		コウノトリ・バークボランティア（但馬（豊岡市））	①野生コウノトリ、放鳥コウノトリ追跡調査		①コウノトリの住める環境づくり（餌場づくり、営巣場所手入れ）	①「子どものためのコウノトリ野生復帰講座」の共催実施	
42				○				神戸エコアップ研究会			①市街地の公園、学校などのエコアップ（生態学的改善）	①エコアップ講演会	
43	○							こうべ森の学校	①生き物調査とマップづくり	①ホームページ ②森の学校だより	①森林保全 ②自然観察会		http://www.k5.dion.ne.jp/~kobemori/morigaku_hp/index.htm
44	○							神戸山草会（兵庫県内）	①神出町・雌岡山、ケスハマソウ他植生調査	①会報、会誌 ②ひょうごの山野草	①神出町・雌岡山のケスハマソウ保護・増殖（山へ返す運動）	①六甲山高山植物園における観察会 ②県内外の山野草自生地観察 ③山野草の栽培、増殖の研究・情報交換	
45				○				神戸山手大学　宇治川ホタル研究部	①ホタルの保護と研究	①ホームページ	①ほたる観察会		http://withinc.kobe-yamate.ac.jp/hotaru/
46	○						○	コープアースくらぶ「環境エコーズ＆スマイルエコーズ」（神戸市）			①西宮市社家郷山で里山づくり体験の予定（2009年～）	①幼・小学校の料理教室でのフードマイレージゲーム	
47					○			国立公園成ヶ島を美しくする会（成ヶ島生石地区（洲本市））	①成ヶ島干潟の生き物、海浜植物調査 ②由良港内アマモの分布、その中に生息する生物調査 ③南方系生き物調査	①冊子「成ヶ島の植物」 ②冊子「由良港成ヶ島の貝類」 ③冊子「成ヶ島（大阪湾に浮かぶ家島）」 ④冊子「瀬戸内海国立公園成ヶ島」（作成協力）	①成ヶ島生石地区ナルトサワギク駆除	①地元小中学校自然観察会 ②みんなで見て考えよう成ヶ島 ③ハマボウ観察会とシンポジウム開催 ④シニア老人大学等受け入れ	
48	○	○	○					ごくらくとんぼ　むしクラブ（篠山市）	①丹波地方の昆虫相の生息状況調査		①昆虫採集会	①昆虫に関心のある少年少女、大人の育成	http://gootuka.sakura.ne.jp/musikurabu/haityoutonnbo.html
49		○		○				ＮＰＯ法人コスモスサービス宝塚（宝塚市）			①高齢者及び障がい者への雇用促進事業等とともに、環境豊かな街づくりのための河川、道路、公園等の公共施設の清掃、緑化事業		

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
50	○		○	○			○	ＮＰＯ法人こども環境活動支援協会（西宮市）	①エコカードシステム開発 ②「国連持続可能な開発のための教育の10年」促進事業 ③企業会員30社による学校における環境学習プログラムの開発実施 ④西宮市エココミュニティ会議モデル地域における会員企業と連携したごみ減量活動の実施	①各種ホームページ作成及び管理運営（「西宮市地球ウォッチングクラブ」、「西宮市エココミュニティ情報掲示板」、「西宮市ＥＳＤ推進協議会」、「地球キッズ環境ネットワーク」） ②環境活動支援情報誌「りぃふ」の発行（年４回） ③環境学習パンフレット作成（「西宮の川を学ぶ　指導者用資料」、「にしのみや　川となかよしブック」、「農から学ぶ環境学習サポートガイドブック　つくって・たべて・つながって」、「企業ができる子どもたちへの環境学習支援」等）	①西宮市環境学習事業の受託 ②コープの森・社家郷山での市民参加による森林保全活動 ③西宮市甲山自然環境センター管理運営等 ④教員、ＰＴＡ、地域団体、企業などへの環境活動支援 ⑤農家・企業との連携による農体験普及及び農地保全事業 ⑥西宮市立甲子園浜自然環境センター学習交流室、環境学習サポートセンター管理運営 ⑦西宮市におけるエココミュニティ活動支援 ⑧ＪＩＣＡ等海外研修プログラム受け入れ	①教員、自治体職員、企業等を対象とした環境学習会への講師派遣 ②甲山森林・湿原サポートセンター養成講座 ③農から学ぶ自然対話力育成セミナー ④環境教育セミナー・講演会	http://leaf.or.jp/
51	○							コミュニティひばり（宝塚市）			①北雲雀きずきの森の再生・保全活動		
52		○						権現ホタルを育てる会（加西市）	①自然との共有、ホタル調査 ②万願寺川上流のホタル調査		①ホタルと邦楽の夕べ開催 ②下草刈り、水路、川の掃除等	①自然観察会 ②絵本等（ホタルの童話）による子供への話 ③万願寺川保全、啓発立て看板	
53	○							ＮＰＯ法人サウンドウッズ（丹波地域、県内・全国各地）		①ホームページ	①森林所有者に対する森林資源活用提案事業 ②立木直接販売システムの運営管理 ③木材コーディネーターの育成・認定事業 ④森林保全に関するイベント開催事業 ⑤地域材活用による公共木造施設建設事業プロデュース事業 ⑥地球温暖化など環境問題の啓蒙・啓発活動		http://www.soundwoods.net/
54	○							桜守の会（宝塚市）	①里山整備活動地（市内４ヶ所）植生調査	①会報誌「桜守」発行 ②紹介ビデオ「桜守たちの１年」制作配布	①里山整備活動（宝塚市内５ヶ所） ②子供環境体験学習（親子森づくり、小３環境体験学習、学校森林ボランティア体験事業、トライやるウイーク受け入れ等）	①公共イベントでのパネル展示 ②里山入門講座開催	http: www.sakuramori.net
55		○						逆瀬川の自然を守る会			逆瀬川の清掃活動		http://www.jtk.zaq.ne.jp/sakasegawa/ni_lai_chuanno_zi_ranwo_shouru_hui_homu.htm
56	○	○						篠山自然の会（丹波地域）	①篠山市内植生調査 ②ヒメボタル、カスミサンショウウオ、オグラコウホネ等生育調査	①会報誌の発行（２ヶ月に１回）	①自然観察会 ②多紀連山樹木名札かけ他		
57	○		○					里山自然教室　清原塾（北播磨（三木市、吉川町）、三田市）	①ササユリ保全と山ユリの再生研究 ②湿地・ため池・湧水調査	①月例資料	①栗園植成、椎茸栽培、ビオトープ造成、植樹、里山造成等 ②圃場整備の完成による地域整備 ③植物保全植物園の造成	①自然教室 ②トライやるウイーク支援	
58	○							里山倶楽部緑台（神戸市）	①樹名調査 ②ため池調査	①会報誌「緑台だより」の発行（年4回）	①里山保全活動による健全な森づくり ②神戸総合運動公園フェスティバルでの里山整備体験 ③神戸総合運動公園内の竹利用による竹細工教室、草木染、布ぞうり教室開催	①樹木札（QRコード付）設置 ②勉強会、講演会の開催 ③自然素材利用教室開催（公園内の竹、つる、草木利用） ④小学3年生自然体験教育に協力	神戸総合運動公園 http: www.kobe-park.or.jp sougou/volunteer/

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
59	○	○						獅子が池を美しくする会			①獅子が池周辺の里山整備・保全作業		
60							○	自然観察クラブ			①親子参加の自然観察会		
61	○	○	○		○	○	○	自然体験教育研究所（県内全域）	①自然科学教育、環境教育、自然体験教育に関す研究		①教育資料の製作事業 ②指導者の育成事業		
62							○	自然と文化の探検団（神戸市、近畿）	①地域の自然と文化の探検	①会報誌発行	①高齢者を主体とした人的交流の促進、自然と文化の発見と生涯学習の実施		http://tanken02.com/index.html
63		○					○	自然と文化の森協会（尼崎市）	①猪名川自然林での生き物や植物調査 ②猪名川・藻川や水路、河原など、水辺での水生生物の調査	①ホームページ	①エヒメアヤメ（絶滅危惧種）の保全活動 ②トウネズミモチ（外来生物）の伐採 ③田能地区に伝わる里芋の栽培	①自然観察会や環境学習イベント開催 ②里芋を市民と栽培 ③小学校等で環境体験学習の実施	http://www.morikyouukai.sakura.ne.jp/index.htm
64			○			○		自然の学校（三田市）	①有機・無農薬での古代米作り（赤米・緑米・黒紫米・紫黒米）		①棚田の維持活動 ②絶滅危惧種を含む生物多様性の維持		
65	○	○	○	○	○	○	○	（一社）兵庫自然保護協会（兵庫県全域）	①県内各河川のオオサンショウウオ標識調査 ②森林性コウモリ調査 ③カエルツボカビ症調査 ④環境緑地の生き物調査	①会報誌「あしあと」の発行（毎月）等	①自然観察会等（オオサンショウウオ等）	①自然観察指導者研修会（年１回） ②ナチュラルウオッチャーリーダー研修における観察会	http: www.hyogonacs.jp/
66		○						須加院川の会（姫路市）	①ホタル幼虫の飼育・放流の調査、研究、試行	①会報誌「須加院川ありがとう」の発行（年６回）	①須加院川内及び近辺のゴミ拾い、草刈り、河川敷花壇の世話、堤防や山すその桜、ハナミズキ等の世話 ②河床や川原の復元による川魚やカワニナとホタルの復活 ③復活した生態系の観察	①地元小学校への出前講座（須加院川の美化、環境保全）	http://www.eonet.ne.jp/~sukain/
67			○					生木活樹（尼崎市、西宮市、芦屋市）	①芦屋市奥池における山野生物調査 ②生活水（上水、下水）実態調査	①事業報告書の作成等	①浄水場、下水処理場の見学	①山野の自然観察会 ②水環境学習会等	
68				○				全国学校ビオトープネットワーク研究会（認定NPO法人自然環境復元協会所属）			①学校ビオトープ改善のための活動「・坪田んぼ」試行	①全国学校ビオトープ・シンポジウム１ｎ神戸（認定NPO法人自然環境復元協会主催）	http://www.narec.or.jp/
69	○						○	大地の輪ネットワーク（朝来市、養父市）		①会報誌発行	①野生動物生息地の森づくり及び育樹（朝来市、養父市　６ヶ所）		http://www.h3.dion.ne.jp/~daiti/
70							○	宝塚野鳥の会（宝塚市）	①武庫川中流でのガン・カモ調査（定点調査） ②タカの渡り定点調査（塩尾等）	①会情報誌発行	①毎月３回の探鳥会 ②年２回の遠隔地探鳥会	①小学校での探鳥会の指導 ②展示会（写真、絵、バードカービング）	http://www9.plala.or.jp/tori/
71	○							宝塚エコネット（宝塚市）	①宝塚市立自然の家内松尾湿原の植生調査	②左記の植生調査報告書	①松尾湿原の保全活動（周辺斜面の間伐等）		http://www.geocities.jp/echonet_1/
72							○	宝塚子どもナチュラリストクラブ（宝塚市）			①松尾湿原の再生・保全活動 ②自然観察会の実施		http: www.wildlife.or.jp/knt/

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
73	○	○	○	○		○	○	宝塚市自然保護協会（宝塚市）	①生物の分布調査 ②湿原等の生態系調査	①会報誌の発刊 ②図鑑の発刊等	①保全再生活動 ②環境保全活動	①環境学習支援	http: naturezuka.com/
74	○							ＮＰＯ法人宝塚西谷里山クラブ（宝塚市）			①里地里山の環境保全事業 ②里地里山を活用した環境学習事業 ③遊休農地等の活用事業 ④炭焼き窯の活用事業など		
75							○	渓のサクラを守る会	猪名川沿いのエドヒガン保護		環境体験学習		
76			○			○		ため池・湿地帯生き物保全グループ（神戸市）	①ため池、湿地帯に生息している生きもの調査、観察、保護 ②生息地の環境と生きものの生息状況調査	①活動調査報告書の作成	①希少種の増殖を目的とした移植と追跡調査及び生きものの生息状況調査 ②カエル、カスミサンショウウオの調査、観察、保護 ③破損、劣化した生態系のリハビリ（回復）等の環境整備 ④外来種の生息状況調査、除去活動及び啓蒙活動	①水辺の生きもの観察会（年２回） ②講演会、他の団体との意見交換会参加	
77	○							ＮＰＯ法人・丹波里山くらぶ（丹波市）			①丹波市春日町の地元自治会所有地の山道整備		
78	○	○		○				たんぽぽ親子クラブ			①自然観察会の実施 ②手作りおもちゃづくり	①観察の手引き「天王川公園の植物と生きもの」発行	
79			○			○	○	ＮＰＯ法人・地域再生研究センター（兵庫県全域）			①市川源流部でのオオサンショウウオ等を活用した地域活性化事業（環境学習、エコミュージアム、多自然居住検討等）	①環境学習事業「キッズラボくろかわ」 ②オオサンショウウオの会	http: www.rireg.jp/
80			○		○			ＮＰＯ法人・ツーバイイーエムエコあわじ（兵庫県内）	①有用微生物を使用した河川・海の浄化 ②郡家川調査（島内小学校）		①有用微生物を使用した河川及び海の浄化活動 ②学校や漁業組合と一体となり、地球温暖化の学習やＥＭ団子作成・投入	①地球温暖化防止啓蒙活動（環境学習及び実習活動）	
81	○			○				ドングリネット神戸（阪神間（神戸市））	①ドングリの植生調査	①定期刊行物『ドングリタイムズ』（年２回）の発行 ②「ドングリ苗木の育て方」作成	①「ドングリ銀行神戸」の活動におけるドングリの採取、苗木の払い戻しなどの窓口開設 ②ドングリの仕分け、ポットで育苗、維持管理 ③植樹イベントの企画、苗木の提供、育樹指導 ④みなとのもり公園（神戸震災復興記念公園）の提言、植樹プランの実施	①ドングリプロジェクトとして、小中学校での環境授業や共同育成 ②ドングリ工作、ドングリ拾いツアーなど、幼、小学校向けの緑に親しむプログラムの実施	http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/donguri_intro.html
82	○							中筋山手の森を楽しむ会			①地元自治会有志による宅地に残存する森林の維持管理 ②火災防止のためのコシダやウラジロの除去		
83				○				中山台コミュニティ緑化環境対策部			①ヤシャブシの伐採 ②市街地周辺の緑の再生や管理の実施		

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
84	○		○					西但馬の自然を考える会（新温泉町）	①但馬西部（新温泉町、香美町）で生物調査を実施	①定期刊行物「西但馬の自然」会誌（年１回） ②会員への情報発信と「にしたじま通信」（年６回：不定期）	①上山高原での希少植物の保全活動と調査研究 ②上山高原でのノハナショウブの植栽と生育状況の調査、周辺整備 ③ミツガシワ自生地の調査研究 ④身近な木の実（マツボックリ、ドングリ等）の収集と植物・昆虫等の写真記録	①自然観察会（旧町（５町）単位で年5回） ②環境学習会の開催（年2回） ③自然に関わるシンポジウム、講演会に参加し、他の研究者と相互交流及び情報交換の実施	
85	○	○	○		○		○	西宮自然保護協会（阪神間（西宮市））	①夙川の水質・生物調査 ②仁川水系の生物調査 ③香櫨園浜、御前浜生物調査、生き物回復実験 ④西宮市域の生物調査	①定期刊行物「さざなみ」の発行（年１回）等 ②「西宮の自然」(1977)、「続西宮の自然」（1980）、「歩いてみよう西宮」（1988）、「続歩いてみよう西宮」（1991）、「ふるさと西宮の自然」発行 ③「西宮の自然」カレンダー、ハガキ等	①例会（自然観察会） ②動植物のカレンダー、ハガキの発行・販売	①会員向け自然観察会 ②勉強会、講演会	
86	○	○	○			○	○	西脇市動植物生態調査研究グループ	①ガンカモ、渡り鳥調査 ②水生生物調査 ③トンボ調査 ④西脇市域の動植物生態調査研究	①「西脇の自然」カレンダー発行 ②動植物の写真など記録（約3万点） ③標本（昆虫）、剥製（鳥）		①環境月間事業（パネル展） ②「西脇の自然」カレンダーの配布（市内小中学校、公共施設） ③広報にしわきへ写真とコラム掲載 ④自然ウォッチング	
87		○				○		日本ハンザキ研究所（兵庫県全域）	①オオサンショウウオ生態調査（主に市川、円山川水系） ②朝来群山の生物相調査	①研究所ニュースの発行（月刊）等	①オオサンショウウオを中心とした河川生物観察会 ②動植物の環境分布調査も含めた朝来群山のトレッキング ③モリアオガエルの産卵観察会	①小中学生への環境学習 ②自然観察会、講演等	http://www.hanzaki.net
88							○	日本野外生活推進協会篠山支部（篠山市）				①野外体験活動（幼稚園児、小学生） ②野外体験活動勉強会（大人）	
89	○	○	○		○	○		N.P.O法人・ネイチャーアソシエイション（淡路島全域）	①淡路島の動植物、生態系の調査・研究 ②オオウラギンヒョウモンの復活の手法研究 ③ナルトサワギクの駆除及び管理手法の研究	①ホームページ ①定期刊行物「Awajiensis」の発行 ②淡路島の植物誌(1992)、淡路島の絶滅の恐れのある野生生物－淡路版RDB－Ⅰ～Ⅳ(1993～)の発行	①生態系保全研究の場となるモデル・フィールドづくり ②オオウラギンヒョウモンの生態系の復活、ナルトサワギクの駆除等 ③里山の生態系保全と農村環境維持及び安全な農産物生産の管理手法の確立	①自然観察会、現地研修会等 ②普及パンフレットの作成	
90			○					農・都共生ネットこうべ（神戸市）	①神戸市西区、北区のため池調査 ②上津橋地区における環境アドバイザーとして、現地との連携、調査、提言を行う	①「いきいきため池」（調査結果をもとにした、ため池絵本）の発行	①田んぼの楽校 ②エコツアー	①学校ビオトープ観察会 ②環境学習支援（小学校の環境学習の講師）	
91		○						植谷川愛護協議会（神戸市）			①河川敷の草刈り・清掃を地域住民（10地区）のボランティア活動により実施	①水辺教室（年１回）	
92		○						浜手ボランテ30（加古川市）	①「30m水路」緑化事業と水生生物調査 ②「ホタル水路」カワニナ・メダカ・ホタル幼虫調査	①「ハマボウ新聞」の発行（年１回）等	①「30m水路」両岸にハマボウ、クリノキ、ノジギク植栽，花壇の整備・除草 ②「ホタル水路」清掃作業、水質管理	①子供を対象としたホタル鑑賞会 ②「30m水路」における魚取りイベント	
93			○					林田にタガメの里をつくる会（姫路市）	①姫路市立伊勢自然の里環境学習センター内の水生生物調査、タガメを定着させるための研究	①ホームページ「タガメビオトープ」	①姫路市内でのタガメ復活、自然再生		

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
94	○	○						ＮＰＯ法人・播磨自然の会（たつの市、佐用町）		①会報誌の発行（月１回）	①環境保全を目的とした森林整備及び間伐材、流木等の有効活用 ②千種川、揖保川水系の水辺環境改善のための河川清掃		
95							○	ＮＰＯ法人・ピース・フォレスト（神戸市）			①コウノトリの郷等への寄付	①ノルウェーの自然等の講演	
96	○							ＮＰＯ法人・ひとくら里山楽校（猪名川町）	①エドヒガシ調査 ②台場クヌギ調査	①通信誌「ひとくら通信」の発行	①県立一庫公園での「ひとくらクラブ」、「青空クラブ」、「ひとくら草木染森遊工房」、「きららの森キッチン」定例総会運営		
97	○	○	○	○	○	○	○	兵庫県生物学会（兵庫県内）	①甲子園浜植生調査 ②神戸市蔬那地区里地里山調査 ③氷ノ山古生沼植生復元調査他	①学会誌、記念誌等	①氷ノ山古生沼の保全や八チ伏高原のミツガシワの保全活動	①講演会 ②会員、高校生の研究発表会 ③小学生対象の自然観察会等	
98	○							ＮＰＯ法人・ハチ高原・氷ノ山自然体験村（養父市）	①子供と親の関わり方の調査	①定期的な会報発行	①氷ノ山登山道清掃（年６回）	①環境教育プログラム（PW、森のムッレ、ネイチャーゲーム、ツリーイング等） ②ＣＯＮＥの養成講習会	http://49.212.24.203/npo-hachi
99			○		○			ＮＰＯ法人・姫路シーマンズクラブ（瀬戸内海沿岸諸島一帯（姫路市））		①会報誌発行	①野田川、船場川、姫路港、美化清掃 ②無人島（鞍掛島、太島、加島）、男鹿島クリーン作戦 ③河川、家島諸島周辺パトロール ④瀬戸内海クリーン作戦、リフレッシュ瀬戸内（清掃活動） ⑤海上安全環境保全パトロール ⑥男鹿島緑化事業	①海の生物に親しむクルージング教室 ②海の環境を守る体験教室	
100	○		○				○	ＮＰＯ法人ひょうごエコ市民ネットワーク（朝来市）	①ごみ問題（処理施設・減量化等）の調査・研究	①定期刊行物の発行（不定期）	①広葉樹実生苗の育成・植樹	①地域的課題（ごみ、自然エネルギー、農村文化等）のフォーラム開催 ②運営委員会の開催（月1回） ③環境イベントへの参加	http://hyougo-eco-network.seesaa.net/
101	○							ＮＰＯ法人・兵庫間伐サポートサービス（兵庫県内）			①人工林の間伐、下草刈り（加西市） ②里山保全活動（神戸市西区）	①間伐見学体験会の実施（加西市）	http://hyogokanbatsu.jugem.jp/
102	○	○	○	○	○	○	○	ＮＰＯ法人兵庫県シェアリングネイチャー協会		①ホームページ		①ネイチャーゲームリーダー養成講座等の開催 ②春夏秋冬を楽しむ会 ③夏冬の特別自然学校の開催	http: snhyogo.naturegame.net/
103	○							ひょうご県　武庫山の森づくりの会（宝塚市）	①域内で採取した種子を育樹畑で苗木に育て山に戻す調査、研究	①会報誌の発行（月１回）	グループ毎に下記の活動を月２回実施 ①森林整備Ｇ：ヤシャブシや常緑樹に侵われた森を落葉樹の森に導く。 ②竹林整備Ｇ：荒廃した竹藪を整備された竹林にし、維持管理を行う。 ③活用区域整備Ｇ：安全に自然と楽しめる場の提供。	①散策路に樹木名板の取り付け ②冬芽観察会 ③竹細工講習会	
104							○	ひょうご宝塚園芸福祉協会			①生ゴミ等の堆肥化推進事業	①園芸を通じた健康・生きがいづくりに関する普及啓発、情報提供、実践活動、人材育成、調査研究	

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
105							○	ひょうご宝塚ネイチャーゲームの会（宝塚市）			①「全国一斉ネーチャーゲームの日」主催	①ネイチャーゲームの普及	
106	○	○	○		○			兵庫・水辺ネットワーク	①フィールド調査（生息状況調査、生息するため池の調査など）		①生物多様性に係る保全活動	①パネル展などによる生物多様に係る啓発	
107	○							ひょうご森の倶楽部（神戸市）		①会員向け定期刊行物	①里山林・人工林保全事業（県下21箇所）	①森林保全に関するシンポジウム（普及啓発） ②森林ボランティア講座、安全リーダー講座（教育研修）	
108		○						福田川クリーンクラブ	①生き物調査		①清掃活動 ②ホタル観賞会		
109	○							ブナを植える会（但馬地方（西部）、神戸市六甲山系）	①ブナ植樹測樹データ ②六甲ブナの調査協力 ③「都市山六甲山植生管理マニュアル」に委員として参加 ④東お多福山ススキ草原の復元調査	①会報誌発行 ②行事案内等	①但馬地域でのブナの植樹、育樹 ②六甲山でのブナの育樹 ③東六甲、東お多福山・ススキ草原への復元作業 ④森～川～海の連携で森づくり（住吉川・五助の森）	①緑の少年団との交流会 ②中学生への環境学習 ③小学校３年生への環境体験学習 ④ドングリの苗木づくり ⑤ブナの観察会 ⑥六甲山系グリーンベルト整備事業参画	http://www.bunawouerukai.jp
110	○							保久良山登山会			①保全のための植樹 ②夏島の繁殖地保全 ③梅林の管理		
111					○			ボランティア　アカシ・ウミガメ保護研究会（明石市）	①アカウミガメ上陸、産卵調査 ②アカウミガメの生態等	①活動内容DVD作成 ②ホームページ	①海岸の清掃活動 ②産卵海岸沖の水中調査	①ＤＶＤ等を使っての親子ウミガメ勉強会（夏休み、小学校20校） ②ウミガメ題材にしたセミナー、研修会	
112	○	○	○					ボランティアグループ「未来の家」（三木市）	①夏のため池調査 ②夏の川体験（水生昆虫と水質）	①子供の感想文	①国有林保全活動 ②里道の整備 ③森の遊び場づくり ④休耕田の野菜づくり	①春の自然観察 ②冬の山体験等	
113	○							ふるさと小代会（香美町）	①小代区内の山野の植物調査 ②高丸山、大照山、仏の尾、林道大照線など小代区内の植物調査	①小代の自然と伝承（年１回発行）	①登山道、滝入口等の標識作成等	①会員向け学集会（年５回程度） ②小・中学生に機関紙配布 ③自然学校での環境学習指導	
114						○		ＮＰＯ法人・マタギの会（兵庫県内（たつの市））	①県からの要請に基づくシカ、イノシシ等の目撃報告		①県、市、住民からの要請に基づき、有害鳥獣の捕獲		
115			○					まちづくり塾・加古川（加古川市、多可町）		①感想文集	①多可町自然体験学習会 ②加古川ツーデーマーチ（容器、わりばしリサイクル活動） ③杉原和紙ハガキ、年賀状づくり講習会	①多可町自然体験学習会（紙すき、ホタル学習鑑賞会、川あそび） ②容器，わりばしリサイクル活動等	
116			○			○		丸山湿原群保全の会（宝塚市）	①モニタリング調査 ②定例観察	①会員向け情報誌発行	①湿原保全管理 ②湿原保護整備 ③保全啓発活動 ④巡回監視、清掃	①市内小学生親子対象環境学習 ②セミナー、フォーラム等開催	

兵庫県内におけるNPO等の環境活動について

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	ＨＰアドレス
117	○		○					ＮＰＯ法人三木自然愛好研究会（東・北播磨地域（三木市））	①生物調査と愛護活動（カスミサンショウウオ、ヒメタイコウチ、キノコ、ギフチョウ等） ②水生生物と水質調査（年３回以上）	①会報誌「三愛だより」（年６回）、記念誌「NATURE・BOOK三木の自然」発行 ②ビデオ（三木の自然）作成 ③冊子（三木の動植物）の作成推進	①自然愛護に関わる活動（ギフチョウ復活、ササユリ復活、キノコ育成によるい里山再生） ②ふるさと公園の生物維持管理 ③絶滅危惧種シジミオモダカ保全活動	①環境学習に関わる支援（授業、自然学校等） ③観察会、調査の学習会（川ガキ、キノコ等） ④自然愛護啓発カレンダー、ビデオ、講習会等） ⑤地域住民、高齢者等への自然愛護のための活動	
118							○	山野里なんでも体験隊（西播磨地域）			①「川を耕す・磨く」（絶滅危惧種であるチスジノリの保全活動）	①地域小学生の体験学習（陶芸、稲刈りなど）	
119	○						○	緑の環境クラブ（三田市）	①三田市内６箇所で酸性雨の定点観測調査	①会情報誌発行	①里山保全活動（三田市立有馬富士森林公園整備）	①クラフトづくり、ネイチャーゲーム等イベント ②講演会開催 ③小学校の総合学習の一環として環境研修の実施	http://www.kippy-dc.net/mypage/midorinokankyo/
120	○							南但馬の自然を考える会（但馬地域）	①南但馬地域の自然の実態調査 ②但馬山地のシカ被害実態調査	①活動取りまとめ発行（年１回）	①南但馬地域の貴重な植物群落の保全活動（氷ノ山古生沼、古千本湿原の保全、ハチ高原ﾐｳｶﾞｼﾜ群落の保全、鵜縄渓谷リュウキンカ群落の保全等）	①月１回の自然観察会 ②地域の自然系学習への協力（総合学習、公民館活動、公開講座等）	
121		○	○					ミヤマアカネ生態研究会（宝塚市）	①ミヤマアカネの生態研究、モニタリング調査				
122		○						武庫川市民学会		①研究発表会講演集、セミナー資料集 ②市民学会誌 ③ホームページ	①研究発表会の開催（年１回） ②セミナーの開催（年複数会） ③学会誌の発行（年１回）		
123		○						武庫川づくりと流域連携を進める会（宝塚市・武庫川流域圏）	①武庫川水系の水質調査 ②県アユ調査への参加 ③河川施設、河川環境の調査研究 ④武庫川の治水・利水・環境関連調査	①カルテ（データ蓄積）、ガイドブック ②武庫川づくりに係るシンクタンク（専門知識・人材の提供） ③ホームページ	①武庫川流域委員会提言書にある住民参画と協働の総合治水による武庫川づくりの実現に向けた活動 ②運営会議、県流域７市住民との調整	①武庫川生きものウォッチング開催 ②武庫川フォーラムの開催 ③武庫川に関わるイベントへの総合治水の武庫川づくりに係る出前説明	
124		○						武庫川の治水を考える連絡協議会（篠山市、三田市、宝塚市、伊丹市、尼崎市、西宮市）	①武庫川及び流域における生態系の観察・調査 ②海産天然アユ遡上についての研究 ③ミヤマアカネの観察調査（逆瀬川） ④上流域のおけるため池の実態調査	①広報誌「武庫川レポート」（隔月発行）、ホームページ	①武庫川漁協との連携活動	①治水問題についての講演会、展示会 ②夏休みを利用した小学生向けの自然教室、川に親しむカヌー教室	
125		○						武庫川流域圏ネットワーク（宝塚市）		①ホームページ ②武庫川流域圏ネットワーク活動案内（会員向けメール配信）	①自然探求を兼ねた武庫川河川敷清掃 ②運営委員会の開催（定例は月１回）	魅力ある武庫川を求めての活動 ①武庫川流域圏ネットワーク活動報告会開催 ②講演会開催	
126							○	武庫ネイチャークラブ（宝塚市）			①地域の子どもや親子、一般向けに環境教育活動の実施		
127		○						桃島池の自然を考える会（豊岡市）	①桃島池、桃島川下流域に生息する絶滅危惧種ヒヌマイトトンボの調査	①会の情報誌	①草刈り、ゴミ拾い、池のパトロール等 ②自然観察会等	①勉強会、講演会	
128	○		○	○				ＮＰＯ法人杜の都研究所（丹波地域他、京阪神）		①ホームページ	①生き物調査、自然教室の企画・実施 ②自治体向けまちづくり支援、生物多様性企画支援 ③企業への生物多様性保全支援、ＣＳＲ活動支援、地球環境コミュニケーション支援		

NO	森	川	田園	都市	海	野生動物	環境学習	団体名（活動地域）	調査・研究	資料・情報	具体的な事業	普及・教育・啓発	HPアドレス
129	○	○				○	○	ＮＰＯ法人・野生生物を調査研究する会（阪神北地区）	①河川調査（猪名川、武庫川等）	①定期刊行物、書籍の発行等	①里山保全（三田市）	①自然観察会（年12回） ②教員向け講座（年１回）	http://www.wildlife.or.jp/
130		○						ＮＰＯ法人・夢前川を美しくする会（姫路市）	①夢前川に住む水生生物の生息状況調査による水質回復調査	①会報誌発行	①夢前川清掃作業 ②夢前川の自然を回復するための草花の植栽	①環境の保全・啓発、住民の交流を図るイベントの開催	http://genki365.net/gnkh09/mypage/index.php?gid=G0000110
131	○							よこおみち森もりの会			①横尾道及び周辺の清掃・整備 ②県花野路菊の植栽 ③竹やぶ整備等		
132	○	○					○	リーバークリーンエコ炭銀行（加古川市）	①河川や水路への竹炭の試験埋設（炭の水質浄化機能を利用し、加古川周辺地域の水辺環境を改善）	①炭フォーラムの開催 ②各イベントへの参加による普及啓発	①エコ炭銀行の設立（河川の浄化に使う竹炭を点数化して貸し借りし、竹林活用による上下流の循環型システムづくり）	①トライやるウィーク中学生への活動支援（河川の清掃、炭焼き）	
133		○						流域ネット猪名川	猪名川流域のネットワーク作り・外来種除去による在来種在来種、貴重種の保全		猪名川流域一斉クリーン作戦		
134	○	○	○			○	○	六甲山自然案内人の会（神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市）	①野生生物調査プロジェクト ②自主研修会プロジェクト（植物・野鳥） ③六甲山環境整備協議会　環境保全植生と生き物調査	①六甲山の植物等のパンフレット発行（「六甲山の花百選」、「六甲山の木の実、草の実」、「唐櫃古道種ラインロードと野仏たち」、「六甲山紅葉谷植物」、「キノコのいろいろ」.	①定例自然観察会 ②六甲山における「山の案内人」事業	①小学校３年生の環境体験学習サポート ②自然案内人養成研修プログラム入門コースの開催 ③六甲山自然保護センター環境学習プログラム	
135	○							ＮＰＯ法人六甲山の自然を学ぼう会（神戸市）		①ホームページ	①六甲山及びその周辺地域の環境保全教育事業 ②企業による六甲山及び周辺の環境保全活動への支援事業		http://www.rokkosan-shizen.com/

（○:県　●市町）

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
森林	○森林林業技術センター・森林動物研究センターによる取組 ①森林整備箇所について、表土の移動状況、植生の回復状況、生物多様性の回復状況を調査 ○森林基幹道千町・段ヶ峰線猛禽類調査 ①イヌワシ等猛禽類定点観測調査等 ●(神戸) 六甲山渓流調査(水質、水生生物) ●(西宮)広田山公園自然調査(H24)	●(姫路)ひめじの保存樹	○新ひょうごの森づくり ○災害に強い森づくり ○県営林道事業の種子配合方針 ①使用可能な種子の指定と外来種等の使用制限 ○渓流環境整備計画 ①渓流の利用方法や環境面で配慮すべき点を整理 ○六甲山系グリーンベルト整備基本方針 ○森のゼロエミッション構想 ●(神戸)六甲山森林整備戦略(H24) ●(多可)木の香る環境整備促進事業マスタープラン(旧町)(H13)	○渓流環境等保全・整備 ①砂防施設の間伐材利用による山地の荒廃防止 ○生物移動空間の連続性確保 ①スリット型砂防えん堤の採用 ○山地防災対策の推進 ①谷止工、山腹工による山腹斜面の安定化 ○山地防災対策の推進 ①本数調整伐による森林整備 ○森林防災対策の推進 ①風倒木被害森林や荒廃した里山林にて間伐や簡易防災施設を設置 ○森林管理100%作戦 ①間伐の必要な45年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、公的管理による間伐を実施 ○里山ふれあい森づくり(ミニ里山公園型) 景観・風景の維持保全や野生動植物の生息環境を維持するための森林整備を行うと共に、遊歩道や便益施設を設置 ○里山ふれあい森づくり(住民参画型) NPO法人や地域自治会等からの自発的な企画提案を基に里山林整備にかかる技術面や資材等の支援を行う ○針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 ①46年生以上の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹を植栽して水土保全能力の向上を図る ○　里山防災林整備 集落の裏山を対象にした森林整備に併せて、簡易な防災施設(柵工等)の設置や歩道整備を行う。 ○六甲山系グリーンベルト整備事業 ①従来のコンクリート主体にした施設整備を最小限にし、良好な樹林による面的な整備を行うことによって土砂災害を防止する事業。良好な自然環境や景観の保全に寄与する ○野生動物育成林整備 ①人家等に隣接した森林のすそ野に人と野生動物の棲み分けゾーンを設け、奥地森林に餌場となる広葉樹林を造成 ○保安林の指定と森林の適正管理 ①森林の公益的機能の保全のために、伐採や開発行為の規制、伐採跡地の植栽指導を実施	○体験学習インストラクターの育成 ①子供達に身近な自然の大切さ、豊かな食を支える農林業の大切さ等を伝える体験学習インストラクターを育成する ○「緑の少年団」活動推進 ①森林観察会や木工教室などを通じて、緑を守り育てる大切さを学習する ○森林ボランティア育成1万人作戦 ①「森林ボランティア講座」等により森林ボランティアの育成と活動支援 ○「ひょうご森のまつり」、「ひょうご森の日」の開催 ①県民が森の働きや森林整備の大切さを理解深める機会を創出 ●(神戸)こうべ森の小学校による市民参加による森づくり(H9～) ●(姫路)学校林育成体験事業 ●(猪名川)小学校区単位で里山を整備 ●(多可)野外活動リーダー研修 ●(多可)多可町生活創造大学・なかやちよの森公園(里山に関するグループ活動・水辺生き物調査)・那珂ふれあい館(森の工作イベント)	○県民緑税の創設 ①県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして整備

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
森林				○森林病害虫の防除 ①林地保全や景観などの面で重要な松林について松くい虫の予防及び駆除事業を実施 ○ひょうご元気松の植栽 ①松くい虫被害に抵抗性を持つ「ひょうご元気松」を積極的に植栽 ●(神戸)神戸市市民による里山保全活動助成事業(H23～) ●(加西)里山林整備における里山林整備機器の貸出		
河川・湿原	○ひょうごの川・自然環境調査アトラス・診断図 ①県内河川の自然環境調査を行い、環境保全をしながら治水対策を推進するための基礎調査を調査・整理する。 ○ひょうご情報公園都市の貴重種保全調査 ①カワバタモロコの移植と生息状況調査 ●(神戸) 公共用水域における水生生物調査(指標生物による水質等級の確認) ●(西宮)塩瀬湿地等の自然調査		○「人と自然の川づくり」 ①「治水・利水」「水文化・景観」「生態系」「親水」を4つの柱として人と自然が共生する川づくりを進める。 ②河川・砂防事業における環境と調和のとれた多自然型工法の採用 ○ひょうご・人と自然の川づくり推進方策 ○河川整備基本方針、河川整備計画の策定 ①治水・利水・環境を軸として、将来の目指すべき川の姿を定める「河川整備基本方針」、今後20～30年の具体的な整備計画を定める「河川整備計画」を策定する ○ひょうご水ビジョン ○流域水環境保全創造指針	○貴重な藻類の生育環境創出 ①自然石で専用の水路整備によるバイカモの再生(丹波市) ○貴重動物の保護、河川環境の創出 ①オオサンショウウオの保護対策、河岸護岸の空隙確保等 ○魚類等の生態系対策 ①魚道の設置による魚介類の遡上対策 ○護岸整備における植生回復 ①緩勾配、ブロックマットの採用 ○動植物に配慮した護岸の採用 ①事前調整会議(専門家を含む)を開催 ○生物にやさしい川づくり ①鮎屋川流域のホタルや生物への配慮 ○コウノトリをシンボルとした地域づくり(円山川水系における生態系の多様性の保全・再生・創出) ①湿地帯の創出、河川の再自然化、河川と水路の連続性確保のためのひ門の改修 ○親水空間の整備 ①せせらぎ水路等 ○秋里川のホタル生息環境の保全 ①災害関連整備事業と合わせて、ホタル水路の整備を行う ○谷山川まちの顔の川づくり ①地域住民と計画を作成し、水生生物などの貴重種を保護しながら、利活用しやすい河川環境の整備を行う ○上流武庫川治水事業 ●(神戸)河川緑地軸の整備、多自然型川づくり(H13～) ●(姫路)多自然川づくりの推進 ●(明石)河川美化事業 ●(豊岡)コウノトリ基金を活用したビオトープ水田管理委託事業の実施(H21～) ●(豊岡)出張田んぼの学校事業の実施(地区での生きもの調査会への講師派遣) ●(豊岡)ラムサール条約湿地登録関連事業の実施(H23～) ●(豊岡)第4回コウノトリ未来・国際かいぎの開催(H23～) ●(豊岡)ハチゴロウの戸島湿地整備及び管理事業	○県土を学ぼう！キッズプロジェクト、社会基盤学習プログラム ①小学校の総合的な学習の時間などにおいて、小学生が自分たちの住む町の河川、道路、港湾などの社会基盤を、体験を通して学習し、社会基盤がどのように日常の生活に役立っているかを理解し、次代の社会基盤のあり方を考え、ひいては「地域を思いやる気持ちを育む」ことをねらいとしている。(生物観察、清掃等) ○出前講座 ①各県民局ごとに県の行政や地域の現状などについて理解を深めてもらうことを目的とした出前講座を開催する。(日出坂あらいぜき、青野ダム多自然型魚道、但馬の河川等) ○明石川タコピークラブ ①地域の河川愛護団体と協働し、河川に親しみ河川愛護に参画する団体や個人を拡大する。 ○安室川自然再生事業 ①チスジノリをシンボルとして、地域地域住民とともに川底をきれいにし、瀬・淵・湧水を再生するなど河川環境の再生を行う。 ○田君川バイカモ保全 ①地域住民とともにバイカモ保全を行い、アドプト事業により草刈り等の維持管理を地域住民が行っている。 ●(神戸)親子ふれあい環境教室(川の生きもの探検隊等) ●(神戸)ホタル保護育成事業の支援(S61～) ●(神戸)神戸市市民水辺連絡会等による活動の支援(S58～) ●(姫路)出前講座(見つけよう！川の生きものたち)の開催 ●(豊岡)小学校の生きもの調査授業(ビオトープ・水田・河川などH21～) ●(豊岡)コウノトリKIDSクラブ(H22～) ●(篠山)川の生き物観察会の開催	

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
田園・里地里山	●(明石)ため池水質調査(H20・H22) ●(加西)ため池の外来種調査(H24～) ●(加東)ため池の生物多様性環境の調査(H24)	●(明石)ため池水質調査報告書(H20・H22) ●(加東)加東のため池(H24) ●(多可)北はりま魅力探訪紀行(一～三)(NPO法人 北はりま田園空間博物館発行)	○兵庫県ため池整備構想	○自然活用型野外CSR事業 ①環境保全の体験学習プログラム ②ボランティアによる森の保全活動 ○生きものと共生する農業の拡大 ①「環境創造型農業推進事業」の創設により、水田の生きものを育む農法を推進 ○農地・水・環境保全向上対策への取組 ①農地・農業用水等や農村環境を守り質を高める地域協働の取組と環境保全に向けた先進的な営農活動の支援 ②地域住民が参加した水路清掃活動や小学生による生物調査を支援 ○適正な農薬使用の推進 ①農薬使用量を減らすために、適期防除の実施、生物的、物理的防除と組み合わせた効率的・効果的な病虫害防除を推進 ○環境に配慮した農業生産方式の面的拡大 ①有機質資材による土づくりと、化学合成肥料・農薬の使用低減を一体的に行う技術を確立し、普及 ○遊休農地、スキー場等での牛の放牧 ①遊休農地等での放牧により飼料自給率の上昇を図る ○環境に配慮した農地整備の推進 ①農地整備にあたって、水生生物の生息環境となるビオトープ水路や、水路と水田をつなぐ水田魚道を設置 ○魅力ある農山漁村をめざす多彩な田園空間の整備 ①多様な生物が生息できるため池や水路の自然再生整備、文化的景観 となっている棚田の整備等 ○コウノトリ野生復帰推進 ①水田魚道の設置や水路落差部の解消、中干し時の生物退避場所の設置 ②減農薬栽培や中干し延期など ○農業農村環境配慮検討委員会 ①農業農村整備の実施前に専門家の意見を伺い事業計画に反映。 ○希少種の保護 ①工事実施時に在来の希少種を一時的に移植し工事完了後に再移植 ○生態系に配慮した水路の整備 ①水路の蛇行や深み、魚巣を創設するなど生物の生息環境を確保。 ○法面の在来植生の保護 ①法面表土の再利用や既存植物の種の採取植え付けすることにより工事前の植生を維持 ○ため池クリーンキャンペーン ①ため池の清掃活動や池干しの実施 ○市民農園整備の促進 ①遊休農地等を活用した市民農園の整備 ○里山林の整備 ①荒廃が進んでいる里山林の整備	○全国ため池フォーラム ①ため池の環境保全の必要性の啓発 ○ひょうご水土里のふるさとフォーラム ①農地・水・環境保全向上対策の優良地区の表彰 ○兵庫県民農林漁業祭 ①農地・水・環境保全向上対策の事例紹介や水辺の生き物展示による生態系保全の啓発 ○田んぼの生き物調査 ①田んぼの水路に生息する生物種の調査 ○都市と農山漁村の交流促進 ①都市農村交流バスの運行支援や、都市農村交流体験施設の情報提供 ○農林漁業体験学習の推進 ①小中学校を対象に、農林水産業を教材とする体験学習の機会を提供 ○ボランティアの参画による農山漁村の保全活動の推進 ①農作業や草刈り等の棚田保全活動や、水路・農道の管理を行うボランティア活動を支援 ●(神戸)里山整備事業の支援(H8～) ●(姫路)田んぼの学校の開催 ●(加西)ため池フォーラム(H19) ●(猪名川)小学校区単位で里山を整備	○遊休農地の発生防止 ①集落ぐるみで農業維持、農用地の管理などを実践する地域に対して、生産条件の不利を補正する交付金を支払う ●(加西市)里山整備補助

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
田園・里地里山				○里山防災林整備 ①急傾斜等の集落裏山を対象に、森林整備と簡易土留工を設置 ○廃棄物系バイオマスの適正利用の推進 ①食品廃棄物や、木質系廃棄物、集落排水施設からの汚泥の再利用により適正処理率の向上を図る ○未利用系バイオマスの適正処理の推進 ①木質系（間伐材）や農産物系（もみ殻）等の未利用系バイオマスについて有効利用を推進する ○廃棄資材の利活用の推進 ①農業用廃プラスチックや漁網・のり網などの廃棄物資材の回収・利活用に取り組んでいる ●（神戸）「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」に基づく里山の整備・保全・活用等（H4～） ●（神戸）冬期湛水水田による生物多様性の向上（H23～） ●（神戸）多様な主体の参加による不耕作地の湿地環境としての利用（H23～） ●（姫路）農用地の保全 ●（明石）里山整備 ●（明石）ため池クリーンキャンペーンの実施 ●（たつの）三世代交流の場「田んぼの学校」の開催 ●（小野）圃場整備事業によるビオトープの設置 ●（篠山）休耕田のビオトープ整備		
沿岸・海岸	●（神戸）ポートアイランドⅡ期西側護岸、神戸空港島における藻場の育成試験（H9～）	●（神戸）生物データベース	○海岸保全基本計画 ①海岸法の対象となる区域における海外保全施設の整備と海岸管理に関する基本的事項を定める。県下沿岸域における海岸整にあたり、環境に配慮した整備を進める。 ○瀬戸内なぎさ回廊づくり構想 ①県下の瀬戸内海沿岸域を対象地域とする。主に人となぎさ域の関わりをとりまとめているが、生態系の視点からみた森川海の諸施策の連携として、なぎさ域における生態系の保全、再生に対する取り組みを進める。 ○港湾計画 ①管理港湾における整備、運用等の計画。 ○尼崎21世紀の森構想 ①尼崎臨海地域において、自然環境の回復・創造による環境共生型のまちづくりをめざす ○尼崎の森中央緑地基本計画 ①中央緑地の整備計画。「地域を育てる森」をめざすことを基本理念とする。	○海に親しむ憩いの空間の創出 ①新しい海浜地や海辺のプロムナードの整備 ○生態系の保全 ①人工海浜、人工磯等の再生 ○藻場の造成など漁場環境の改善 ①漁場環境を改善するため、藻場の造成や干潟に機能回復、底質の改善を実施 ○管理港湾の整備 ①港湾緑地の整備 ○管理沿岸域の整備 ①養浜、緩傾斜護岸採用、磯場の創出 ○港湾・海岸域での環境への取組み ①尼崎シーブルー事業 尼崎運河の水質改善に取り組む ②あらい浜風公園の整備 東播磨港の高砂地区における港湾緑地整備（親水池等） ③田之代海岸の整備 主に海水浴場の整備を進める。養浜・人工リーフを設置。磯場も整備。 ●（明石）海岸環境美化事業 ●（明石）水質環境監視事業	●（神戸）兵庫運河におけるアコヤ貝育成活動の支援（H19～） ●（神戸）住吉川河口におけるアマモ育成活動の支援（H17～）	

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
沿岸・海岸			○瀬戸内海の環境保全に関する兵庫県計画 ①瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定める ○瀬戸内環境創造ビジョン			
都市			○緑豊かな地域環境の形成に関する条例 ①適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、もって自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的としている ○景観の形成等に関する条例 ○兵庫県ヒートアイランド対策推進計画 ○ひょうご花緑創造プラン ○新さわやかみどり創造プラン ○兵庫県広域緑地計画 ○淡路総合緑化プラン ○ひょうごエコタウン構想 ○兵庫県バイオマス総合利用計画 ○ひょうご循環社会ビジョン ○グリーンエネルギー推進プログラム ○生物多様性尼崎の森中央緑地戦略 ●(神戸)グリーンコウベ21プラン(神戸市緑の基本計画) ●(伊丹)伊丹市都市計画マスタープラン(H23) ●(伊丹)昆陽池公園整備計画を策定(S46) ●(多可)多可町バイオマスタウン構想(H19)	○貴重な藻類の配慮 ①道路高架橋の通過するため池におけるフサタヌキモに配慮した計画・施工(東播磨南北道路) ○エコロード設置による生態系の復元 ①植生帯を設けた園路橋の設置(幹総合防災公園アクセス道路) ○下水道処理の高度化による良好な放流水の確保 ①海や河川への流出汚濁負荷量の軽減 ②公共衛生の 向上、公共水質保全 ○蔓性植物等による人工法面、構造物の緑化 ○緑豊かな地域環境の形成に関する条例の施行 ①開発面積が1000㎡を超え3000㎡未満は条例施行市町に事務委譲、3000㎡を超える場合は県民局に事務委任 ○在来種の種子による法面の緑化による生態系の保全 ①急傾斜地対策事業における法面の緑化 ②現地の植生の種子の採取、育苗 、植栽 ●(神戸)「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」に基づく各事業 ●(神戸)下水処理水等を利用したビオトープ、せせらぎ水路の整備(H10～) ●(神戸)公園におけるビオトープの整備 ●(姫路)緑の基本計画に基づく風致地 ●(明石)公園緑化の推進(緑の基本計画) ●(明石)壁面緑化(グリーンカーテン)の普及啓発 ●(明石)ビオトープの維持管理及び観察会 ●(伊丹)昆陽池水質浄化対策事業を実施(H9～) ●(加西)市道拡幅に伴う環境配慮工法の採用(H15) ●(加西)開発行為に伴う植栽緑地帯管理の事業者指導	○ひょうごCO2削減推進事業 ①排出量に占める割合の多い産業部門、伸びの大きい民生部門の取り組みを重点に、県民、行政、事業者が一体となって一大キャンペーンを展開する。 ○動物愛護管理推進計画推進事業 ①動物愛護センターにおける講習会・研修会等の啓発事業 ・シラスウナギ放流体験 ・スズムシ学校＆工作体験 ・アリさん学校 ・すいかプロジェクト ・身近ないきものにふれてみよう ・親子自然体験あそび ●(多可)使用済てんぷら油の回収、給食配送車のBDF利用	

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
動植物の保全	●(神戸)神戸版レッドデータのフォローアップ調査(H23～) ●(姫路)サギソウの自生地調査 ●(姫路)生物多様性調査業務(鳥類)(H15-H16) ●(姫路)身近な生き物調査(ホタル)(H19) ●(姫路)身近な生き物調査(サギ科の鳥類)(H20) ●(姫路)水生生物調査 ●(姫路)希少動物の種の保存に関する調査、研究 ●(姫路)保存樹や保護植物への指定候補樹木等の調査 ●(尼崎)身近な自然からみた生き物調査(H24) ●(尼崎)第5回身近な生きものから見たあまがさきの自然調査(H19) ●(尼崎)あまがさきの身近な自然写真展およびカレンダー作成(毎年) ●(明石)ため池、河川等の生物状況調査 ●(明石)明石内自然環境調査(H16～) ●(明石)外来種生息域実態調査(H23) ●(明石)ミシシッピアカミミガメ生息域実態調査(H24) ●(西宮)生物保護区調査(甲山湿原(H16)) ●(西宮)剣谷自然保護区調査(H17) ●(西宮)甲子園浜の野鳥調査(H18) ●(西宮)仁川市民緑地自然基礎調査(H19) ●(西宮)旧阪急仁川植物園自然調査 ●(伊丹)昆陽池の鳥類生息調査(S25～) ●(伊丹)昆陽池の昆虫相調査(H16～) ●(伊丹)猪名川の昆虫相調査(H16～) ●(伊丹)伊丹の昆虫相調査(H16～) ●(伊丹)昆陽池の水質定期調査(H11～) ●(伊丹)昆陽池カワウの生態調査；個体数調査・繁殖調査・営巣木調査・行動圏調査・食性調査及び繁殖抑制実験(H13～) ●(伊丹)昆陽池のカモ類からのインフルエンザウィルス分離調査(H13～) ●(伊丹)昆陽池ミクロシスチン分析調査(H14～) ●(伊丹)昆陽池ヌートリア生息数調査(H18～H19) ●(伊丹)昆陽池カラス時調査(H19～) ●(伊丹)カモ類への人工衛星用送信機装着と移動経路追跡調査(H19～) ●(伊丹)昆陽池における渡り鳥等野鳥実態調査(H21.11～H22.10) ●(伊丹)昆陽池他市内ため池における水鳥実態調査(H23.10～H24.3)	●(神戸)市民参加型生物多様性モニタリングプロジェクト「みんなでつくるKOBE生きものマップ」(H23～) ●(明石)ため池、河川等の生物状況調査報告書 ●(明石)自然環境調査報告書(H16～) ●(明石)外来種生息域実態調査報告書(H23) ●(伊丹)伊丹の自然H4(第1巻・伊丹市の自然環境、第2巻・多彩な生物の世界) ●(伊丹)伊丹市自然シリーズ(野草S41、鳥S45、樹木S46、水と微小生物S47、昆虫S49、水生生物S50、石S52、植生S55、続・野草H6、続・昆虫H9、続・鳥H12、続・樹木H15) ●(伊丹)環境基本計画年次報告書(H16～) ●(伊丹)伊丹のヒメボタル(H20) ●(伊丹)平成19年度渡り鳥飛来経路解明調査報告書(H20) ●(伊丹)平成23年度渡り鳥飛来経路解明調査報告書(H24) ●(西脇)西脇市環境基本計画基礎調査資料別冊(自然環境)(H13)※合併前 ●(西脇)動植物の写真などによる記録(約3万点)(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(西脇)標本(昆虫)、剥製(鳥)(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(宝塚)松尾湿原の植生調査報告書 ●(三田)『三田の文化財』H20 ●(三田)『三田の文化財―新規指定文化財(平成3年～10年)』1998年 ●(加西)加西の環境(H18～) ●(加西)加西市史第三巻　本編3　自然(H14) ●(猪名川)ホタル生息調査結果報告書(H18) ●(福崎)『広報福崎』に天然記念物の記事 ●(養父)樽見の大ザクラ記念物保存修理事業報告書(H17)	○兵庫ビオトーププラン ●(神戸)ビオトープネットワーク神戸21計画(H13～)	○上山高原エコミュージアムの推進 ○貴重な自然生態系保全・再生活動支援事業 ○外来生物対策 ○淡路夢舞台の緑化 ○コウノトリ野生復帰事業 ●(姫路)野鳥観察小屋の開設(11月～2月) ●(姫路)保存樹の管理(剪定等)に対する補助金の交付 ●(姫路)姫路市自然保護条例に基づく保護地区や保存樹の指定、保護 ●(姫路)自然公園等の保全 ●(姫路)田んぼビオトープの実践 ●(姫路)ふるさとづくり振興(ホタル飼育) ●(姫路)貴重種の系統保存 ●(姫路)野生傷病鳥獣の保護 ●(明石)アカウミガメ保護関連事業 ●(西宮)仁川自然保護地区指定(H19) ●(西宮)シギ・チドリ類保護活動(甲子園浜生物保護区) ●(西宮)甲山の湿原及び森林の維持管理 ●(伊丹)昆陽池水辺環境再生事業 ●(小野)保存樹木の指定 ●(三田)カタツムリひょうご2008－09 ●(三田)こうもりハウス(バッド・ボックス)調査 ●(加西)生物多様性の担い手コーディネート ●(篠山)篠山城跡堀の外来種駆除作業 ●(養父)ゲンジボタルの保護及び生育環境の保全活動(奥米地　ほたるの里) ●(猪名川)川の状況を知るためにホタルの生息調査を実施 ●(猪名川)樹木の天然記念物指定や保存樹木の指定 ●(神河)ゲンジボタルの保護事業 ●(福崎)保存樹の指定 ●(福崎)天然記念物の指定(イチョウ・クロガネモチ・ヤマモモ・コヤスノキ) ●(福崎)名勝としての指定(七種の滝) ●(福崎)イチョウ養生事業の実施(H16～H20)	○コウノトリ自然博物館構想推進事業 ①人と自然の共生をめざす地域づくりの先進地として、コウノトリ翔る郷づくりを支援する機能を充実していくため、人材育成をはじめとしたソフト事業を戦略的に展開する(コウノトリ学講座等) ○放鳥コウノトリをシンボルとした交流の促進 ①コウノトリファンクラブの運営 ②コウノトリ野生復帰PR事業の推進 ③コウノトリ野生復帰推進連絡協議会の運営 ●(姫路)ノジギク・サギソウの普及・促進 ●(姫路)自然探勝会の開催(大塩地区、姫路城周辺等) ●(姫路)パンフレット等の配布による普及・啓発(外来種問題) ●(姫路)パネル展示による啓発(外来種問題) ●(姫路)特定外来生物の相談・説明 ●(姫路)伊勢自然の里の活用 ●(姫路)自然観察会(トンボ、野草など) ●(姫路)自然探勝会(講師の解説有り) ●(尼崎)ビオトープ管理講習会 ●(豊岡)生きもの共生の日の制定及び関連事業の実施 ●(豊岡)外来魚駆除作戦の実施 ●(三田)幼・小学校ビオトープ再生事業 ●(篠山)小学校に生き物に詳しい専門家(講師)の派遣 ●(養父)自然観察ガイド作成[きのこ、どんぐり、蝶]　大屋公民館(H17～H19)	●(姫路)保存樹や保護植物の保護行為に対する補助 ●(豊岡)小さな自然再生活動支援助成制度(H23～) ●(養父)ヒダリマキガヤ、樽見の大ザクラ、口大屋のオオアベマキ、氷ノ山周辺文化財の保存活動への補助金 ●(福崎)ヤマモモ、クロガネモチの養生に対する補助

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
動植物の保全	●(西脇)西脇市との委託契約により「西脇市動植物生態調査研究グループ」が市内の動植物生態調査及び市民への啓発活動などを行っている。(S48～) ●(西脇)市内自然調査(分布・生態調査)(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(西脇)ガンカモ、渡り鳥調査(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(西脇)水生生物調査(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(宝塚)生態系レッドデータブック(H12) ●(宝塚)丸山湿原における蝶類調査(H19) ●(三田)三田市史編さんに伴う地質・地形・土壌・植生調査H13～H15 ●(加西)動植物生態調査 ●(加西)加西市動植物生態調査(H24～) ●(加西)加西市の重要な生態系(H24) ●(篠山)森の学校復活大作戦　身近な自然再生に関する取り組み ●(養父)ミズバショウ公園資源植物調査(H19) ●(養父)加保坂ミズバショウ生育地詳細測量(H17) ●(養父)氷ノ山文化財植物生育地詳細測量(H18) ●(猪名川)ホタルの生息調査(H18)					

生物多様性に係る施策の実施状況（県、市町）

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
農林水産業	●(太子)西播磨広域連携研究会への参画による今後の獣害対策の研究(H19、20)		○ひょうご農林水産ビジョン ●(神戸)こうべ農漁業ビジョン(H23) ●(尼崎)尼崎市アライグマ防除実施計画(H23.2) ●(尼崎)尼崎市ヌートリア防除実施計画(H23.2) ●(三田)三田市アライグマ防除実施計画(H18.7) ●(三田)三田市ヌートリア防除実施計画(H20.2) ●(加東)鳥獣保護区特別保護地区　指定更新 ●(猪名川)猪名川町アライグマ防除実施計画(H18) ●(猪名川)猪名川町鳥獣被害防止計画(H24)	○新しい海の畑づくりへの取組 ①大規模な漁場の整備を図る構想の推進 ○資源回復計画の推進 ①出漁制限による水産資源（サワラ、アカガレイ、ズワイガニ等）の保全 ○種苗（マダイ・ヒラメ等）の安定生産 ①マダイ、ヒラメ、アワビ、サザエなどの種苗を生産・放流 ○水産資源を支える増殖場や魚礁の整備 ①マダイ等の資源増大を図るため、増殖場・魚礁を整備 ○アユの増殖など内水面漁業の振興 内水面漁業振興のため、アユ種苗の生産・放流を推進 ○人と環境にやさしい農業の推進 ①コウノトリ舞い降りる田んぼづくりの推進 ②コウノトリと共生するビオトープづくり ③環境創造型農業の推進 ④コウノトリ育む農法アドバイザーの養成 ●(姫路)環境保全型農業の推進 ●(姫路)鳥獣補助事業 ●(明石)地産地消の普及推進 ●(明石)里（農）と海（漁業者）の協働プロジェクトの推進 ●(明石)無秩序な農地開発防止 ●(たつの)有害鳥獣捕獲事業 ●(加西)鳥獣被害防止総合対策事業 ●(加東)特定外来生物捕獲活動 ●(加東)有害鳥獣捕獲活動	○農山漁村での農林漁業体験都市と農山漁村の交流「農」と関わりあるくらしなどの推進 ①多彩なひょうごの農林水産業やそれを支える農山漁村、さまざまな交流施設、地域などを舞台に食育を推進	●(三田)三田市有害鳥獣対策委員会を設置し、有害鳥獣捕獲に対して報償金を出している。有害鳥獣防除柵の設置に対して一部補助金を出している。 ●(三田)三田市有害鳥獣対策委員会に加入を基本に箱わな狩猟免許取得に対し一部補助金を出している。 ●(篠山)篠山市環境配慮型土地改良事業補助金 ●(太子)有害鳥獣駆除委託料

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
横断的・基盤的取り組み	●(多可)新エネルギービジョン(旧町) ●(多可)地域バイオマス資源の複合エネルギー変換利用事業化FS調査(旧町)(H14)	●(姫路)姫路の環境 ●(加西)平成23年度地域生物多様性保全計画(加西市生物多様性地域戦略)策定事業委託業務報告書(H24) ●(加東)世界に一つ、加東遺産ガイドマップ(H19) ●(福崎)福崎町の文化財(神崎郡歴史民俗資料館図録)	●(神戸)神戸市環境基本計画(H23) ●(姫路)姫路市環境基本計画 ●(明石)第2次明石市環境基本計画(H23) ●(明石)明石市緑の基本計画(H23) ●(西宮)自然と共生するまちづくりに関する条例 ●(西宮)西宮市新環境計画 (H17) ●(伊丹)伊丹市環境基本条例(H15) ●(伊丹)伊丹市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例(S44)、同施行規則(S60) ●(伊丹)緑地保全地区指定(25地区)、保存樹木指定(39本) ●(伊丹)伊丹市みどりの基本計画(H23) ●(伊丹)伊丹市環境基本計画(H23) ●(たつの)龍野市緑の基本計画(H15) ●(赤穂)赤穂市自然環境の保全に関する条例(H1、H13年改正) ●(赤穂)赤穂市環境基本計画(H12) ●(西脇)西脇市環境基本計画(H22) ●(西脇)西脇市新市まちづくり計画(H17) ●(西脇)西脇市総合計画(H19) ●(宝塚)緑の基本計画(H13) ●(宝塚)水のマスタープラン(H13) ●(三木)三木市環境総合計画(H11) ●(小野)小野市農村環境計画(H13) ●(加西)加西市環境基本計画の策定(H18) ●(篠山)環境基本計画(H22) ●(加東)環境基本計画(H23) ●(猪名川)猪名川町環境基本計画(第2次)	●(神戸)学校におけるビオトープ整備(H8～;H18末で小学校97校、中学校11校) ●(尼崎)人と生きものにやさしい環境づくり推進事業 ①自然との共生の実現を図るため、自然環境の保全、復元、創出の具体的方法やその効果的な活用などを明らかにするとともに、市民等と協働、連携の仕組みづくりを図り、市民主体による環境づくりを推進 ●(明石)不要な樹木のリサイクル ●(明石)学校園庭芝生化事業 ●(明石)沿道緑化の推進 ●(豊岡)ボランティアの日活動の実施(自然再生・生物多様性保全活動(2011～) ●(豊岡)国際生物多様性年関連事業の開催(2010) ●(宝塚)ゲンジボタルの生育試験 ●(宝塚)ボランティア団体等による、里山整備、湿原整備の実施 ●(高砂)引越専門協同組合よる抵抗性アカマツ(ひょうご元気松)の植樹 ●(加西)公共施設における植栽管理事業 ●(加西)市民による「花いっぱい運動事業」の実施	○ひょうごグリーンサポートクラブ・ひょうごっこグリーンガーデン実践事業 ○環境体験事業 ①自然に対する畏怖の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する豊かな心を身につけるため、小学校3年生を対象に、栽培・飼育等の自然に触れ合う体験型環境学習を実施。 ○自然学校推進事業 ①小学校5年生を対象に、5泊6日の日程で、豊かな自然の中で様々な活動を実施することで、心身ともに調和のとれた子どもの育成を図る。 ○ひょうご環境教育実践推進事業 ①「環境教育実践推進校」を指定するとともに、「ひょうご環境教育新副読本」を作成するなど、「海・川・森」の環境教育プログラム等を活用した総合的な体験型環境教育を実践する。 ○「いきいき学校」応援事業 ①特色ある教育活動を支援するため、小中学校等に地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」を設置するとともに、特定の分野で専門性の高い郷土出身者を招聘するなど、「総合的な学習の時間」等の充実を図る。 ○トライやるウイーク ①中学校2年生を対象に、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図る。 ○トライやるワーク ①高等学校1年生を対象に、地域社会 ●(神戸)プールの生きもの救出作戦 ●(神戸)市民参加による身近な生きもの調査(H8～) ●(姫路)出前環境教室の実施 ●(姫路)「環境のホームページ」の活用 ●(尼崎)あまがさき環境塾の開催 ●(尼崎)あまがすき通信の発行 ●(明石)「エコウイングあかし」による取り組み ●(明石)自然観察会 ●(明石)環境教育サポート ●(明石)オニバス観察会 ●(明石)自然探索ウォーキング ●(明石)「知っとこ明石」作成(啓発冊子) ●(明石)市内小・中学生を対象に環境体験学習の実施 ●(明石)生物多様性戦略についての講義 ●(明石)あかし食育フェスティバルの開催 ●(明石)環境＆消費者フェアの開催	●(西脇)委託金(西脇市動植物生態調査研究グループ) ●(加東)加東エコ隊への活動補助 ●(多可)各種ボランティア団体に補助金を出している。

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
横断的・基盤的取り組み					●(西宮)自然観察会等 ●(西宮)市民、事業者、行政による甲子園浜生物保護区（シギチドリ類）の保全啓発活動 ●(西宮)市民参加による湿原、森林維持活動 ●(西宮)ボランティアによる生き物調査（ホタル、河川の生き物） ●(伊丹)昆陽池公園の自然（鳥・昆虫・植物等）観察会の実施（S48～） ●(伊丹)教職員自然観察（昆虫・野草・野鳥・天文）研修会の実施（H10～） ●(伊丹)伊丹緑地・緑ヶ丘公園の樹木観察会の実施（H13～） ●(伊丹)市内の巨木ウォッチングの実施（H13～） ●(伊丹)水と緑の散策道ネットワークづくり＆歩く会（H13～） ●(伊丹)こどもエコクラブ ●(伊丹)ボランティアによる小学3年生の環境学習活動支援（H19～） ●(赤穂)ボランティア団体による自然観察会の開催 ●(赤穂)こどもエコクラブでの自然観察会・水生生物調査 ●(西脇)環境月間事業（パネル展示）（西脇市動植物生態調査研究グループ） ●(西脇)自然カレンダーの配布 （市内小中学校、市施設へ）（西脇市動植物生態調査研究グループ） ●(西脇)野鳥ゲージ（西脇市動植物生態調査研究グループ） ●(西脇)市民かんきょう大学（市民かんきょう大学運営委員会に委託） ●(西脇)自然ウォッチング（中央公民館） ●(西脇)里山散策マップ・パンフレットの配布 ●(西脇)ホタル鑑賞会（中畑町） ●(西脇)ギフ蝶の観察（東はりま日時計の丘公園） ●(西脇)テラドーム少年少女夏の自然学校（にしわき経緯度地球科学館） ●(西脇)ガキ大将教室（青少年センター） ●(宝塚)ホタル鑑賞会の実施 ●(宝塚)ボランティアによる自然観察会（チョウや草花）や体験学習の開催 ●(高砂)ガイドブック作成（高御位山登山マップ・高砂ぐるり東西南北～高砂観光ガイド～） ●(小野)ため池教室の開催 ●(小野)自然散策マップの配布 ●(三田)自主講座：句彩講座として、森林インストラクターの指導の下、樹木の自然観察を実施。 ●(三田)ホタル観察会	

空間／カテゴリ	調査・研究	資料・情報	計画・指針等の策定	具体的な事業	普及・教育・啓発	その他施策
横断的・基盤的取り組み					●(三田)水生昆虫観察会 ●(三田)ボランティア団体による観察会の実施 ●(三田)オオサンショウウオ観察会 ●(篠山)身近な自然再生に関するパンフレットの作成 ●(加西)環境教室の開催（毎年夏頃） ●(加西)加西の自然環境展（H18） ●(加西)環境教室の開催（毎年夏頃） ●(加西)加西の自然環境展（H18） ●(加西)ため池フォーラム（H19） ●(加西)小中学生を対象とした環境イベントの実施 ●(加西)広報等による、生き物情報提供の呼びかけ、各種環境情報の発信 ●(加西)環境出前講座の実施 ●(加西)公民館における環境講座 ●(加東)かとう自然がっこう（川・森）の開催 ●(加東)加東市環境市民団体（加東エコ隊）の活動 ●(福崎)『広報福崎』に「ふくさきの自然」掲載 ●(福崎)天然記念物イチョウに対する啓発（小学校総合学習） ●(福崎)ホタル観察会	

参考資料

資料１

〈環境審議会自然環境部会〉改定（平成２４年度）

部会長	福岡　誠行	頌栄短期大学名誉教授
委員	佐々木礼子	（有）アイ．ディー．ピー代表取締役
	中瀬　勲	兵庫県立大学教授
	三好　正文	神戸新聞社文化生活部長
特別委員	上原　利信	兵庫県森林組合連合会専務理事
	角野　康郎	神戸大学教授
	栃本　武良	元姫路市立水族館館長
	服部　保	兵庫県立大学教授
	山口　徹夫	兵庫県漁業協同組合連合会専務理事

〈環境審議会自然環境部会〉改定（平成２５年度）

部会長	福岡　誠行	頌栄短期大学名誉教授
委員	中瀬　勲	兵庫県立人と自然の博物館館長
	長崎　泰裕	ＮＨＫ神戸放送局局長
	津田　勝啓	（株）ウエスコ技術職員
特別委員	角野　康郎	神戸大学教授
	服部　保	兵庫県立大学教授
	栃本　武良	元姫路市立水族館館長
	上原　利信	兵庫県森林組合連合会専務理事
	山口　徹夫	兵庫県漁　業協同組合連合会専務理事

資料２

兵庫県環境審議会自然環境部会　審議経過（改定）

年月日	部会	内容
H24.7.25		○ 諮問 「生物多様性ひょうご戦略」改定に係る基本的な事項について
H24.8.1	平成24年度 第１回部会	○ 「生物多様性ひょうご戦略」の改定について
H24.10.18	第２回部会	○ 「生物多様性ひょうご戦略」行動計画の評価と課題及び新たな行動計画について
H24.12.13	第３回部会	○ 「生物多様性ひょうご戦略」改定素案について
H25.9.18	平成25年度 第１回部会	○ 「生物多様性ひょうご戦略」の改定について
H26.1.20	第２回部会	○ 「生物多様性ひょうご戦略」改定案に係るパブリックコメントの結果について ○ 答申 「生物多様性ひょうご戦略」改定案について